

e-Japan *重点計画*—2004

平成16年6月15日

I T 戦 略 本 部

e-Japan 重点計画-2004 目次

・基本的な方針	
1.はじめに	1
2.基本方針	2
21 施策の考え方	2
(1)2005年の目標達成への施策の重点化 体制整備と2006年以降に向けての布石	2
(2)重点政策5分野	3
(3)横断的な課題	3
22 推進体制の強化と評価の手法の導入	4
(1)官民の役割分担	4
(2)各府省や他会議との連携強化	4
(3)PDCAサイクルの確立	5
・2005年の目標達成への施策の重点化 体制整備と2006年以降に向けての布石	
[1] 2005年の目標達成への施策の重点化	6
Ⅱ-1 加速化5分野	6
1.アジア等IT分野の国際戦略	6
(1)基本的考え方	6
(2)具体的施策	7
アジア諸国と我が国とのIT分野における協力関係の構築	7
2.セキュリティ(安心安全)政策の強化	8
(1)基本的考え方	8
(2)具体的施策	10
安心してインターネット等を活用できる環境の構築	10
安心して暮らすことができる社会の実現	11
3.コンテンツ政策の推進	12
(1)基本的考え方	12
(2)具体的施策	12
コンテンツ産業の国際競争力強化(1)	12
コンテンツ産業の国際競争力強化(2)	14
多様なコンテンツ資産の有効活用	14
4.IT規制改革の推進	15
(1)基本的考え方	15
(2)具体的施策	15
e-文書イニシアティブの実現等	15
5.電子政府 電子自治体の推進	16
(1)基本的考え方	16
(2)具体的施策	17
ワンストップサービスの整備	17

業務 システムの最適化	18
ベンチャー企業からの政府調達拡大	19
国家公務員のテレワークに関する制度等の環境整備	20
電子自治体構築のための業務 システムの標準化 共同化及び人材育成	20
0-2 先導的7分野	22
1.医療	22
(1)基本的考え方	22
(2)具体的施策	22
ITを活用した医療情報の連携活用	22
ITを活用した医療に関する情報の提供	23
電子カルテの普及促進	24
レセプトの電算化及びオンライン請求	25
遠隔医療の普及促進	25
2.食	27
(1)基本的考え方	27
(2)具体的施策	27
牛肉の履歴情報に係るトレーサビリティシステムの普及	27
牛肉以外の食品のトレーサビリティシステムの普及	27
食品の取引の電子化	28
農林漁業経営のIT化	29
3.生活	30
(1)基本的考え方	30
(2)具体的施策	30
温かく見守られている生活の実現と生活の利便性向上(1)	30
温かく見守られている生活の実現と生活の利便性向上(2)	31
4.中小企業金融	32
(1)基本的考え方	32
(2)具体的施策	32
中小企業の資金調達環境の整備	32
信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化	33
売掛金回収リスク軽減のための環境整備	33
5.知	34
(1)基本的考え方	34
(2)具体的施策	34
ITを利用した遠隔教育の推進	34
コンテンツ産業の国際競争力強化(1)	35
コンテンツ産業の国際競争力強化(2)	36
多様なコンテンツ資産の有効活用	41
6.就労・労働	42
(1)基本的考え方	42

(2)具体的施策	43
人材資源の移動を円滑化し、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会の実現	43
多様な就労形態を選択し、より創造的な能力を最大の効率で発揮しうる社会の実現	44
起業・事業拡大支援による就業機会の創出・拡大	45
7.行政サービス	47
(1)基本的考え方	47
(2)具体的施策	47
行政ポータルサイト等の整備	47
政府調達電子化、情報システム調達の改善	48
(3)インフラ	49
(1)基本的考え方	49
(2)具体的施策	50
高速・超高速インターネット利用環境の整備	50
(2)2006年以降に向けての布石	53
1.国際政策	53
2.情報セキュリティ	53
3.人材・教育	54
4.電子商取引等	55
5.コンテンツ	55
6.行政の情報化	56
7.研究開発	57
8.インフラ	59
重点政策5分野	
1.世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成	61
(1)高速・超高速インターネット利用環境の整備	61
(2)世界最先端の無線ネットワークの整備及び高精度測位社会基盤の確立	63
(3)放送のデジタル化及びデジタル情報の自由な交換・共有のための環境整備	65
2.人材の育成並びに教育及び学習の振興	67
(1)IT分野の専門家の育成・活用	67
(2)学校教育の情報化等	70
(3)国民のIT活用能力の向上	75
(4)ITを活用した遠隔教育の推進	76
(5)人材育成施策に関する目標の明確化	76
3.電子商取引等の促進	77
(1)ITによるビジネスプロセスの構造改革	77
(2)ITを活用した新たなビジネスの創造	81

(3)安全・安心な電子商取引環境の整備	82
4.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進	84
(1)行政の情報化	84
(2)公共分野	86
5.高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保	95
(1)政府の情報セキュリティ確保	95
(2)重要インフラのサイバーテロ対策	95
(3)民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発	97
(4)情報セキュリティに係る制度・基盤の整備	99
(5)情報セキュリティに係る研究開発	100
(6)情報セキュリティに係る人材育成	101
(7)情報セキュリティに係る国際連携	103
(8)個人情報の保護	104
.横断的な課題	
1.研究開発の推進	105
(1)我が国が世界に誇れる強い技術と先端基礎技術の開発	105
(2)「安全、安心、便利、感動」社会の実現の上で重要性の高まる技術の開発	107
(3)新しいサービスや価値をいつでも享受できる環境を整備するための応用技術の開発	108
2. IT を軸とした新たな国際関係の展開	110
(1)国際政策の基本的な考え方の策定	110
(2)アジア IT イニシアティブの推進	110
(3)アジア・ブロードバンド計画の着実な推進	110
(4)コンテンツ国際流通の積極的推進	110
(5)国際電子商取引基盤の整備とそれに伴う新しい社会インフラの導入	111
(6)IT 人材の開発と国際的人材流動基盤の整備	111
(7)IT 関連技術の国際交流・国際標準化活動の推進	112
(8)セキュリティ分野における国際連携の推進	114
(9)IT 政策・制度支援ネットワーク (Do Site) の運用	115
(10)沖縄における情報通信産業の振興	115
3. デジタル・デバイドの是正	117
(1)地理的情報格差の是正	117
(2)年齢・身体的な条件の克服	118
4. 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応	120
(1)雇用問題への対応	120
(2)インターネット上の違法・有害情報対策	121
5. 国民の理解を深めるための措置	122

.基本的な方針

1 .はじめに

「e-Japan 戦略」を決定した2001年当時、インターネットの普及など我が国のIT革命への取り組みは大きな遅れを取っていた。その遅れが将来取り返しのつかない格差を生み出しかねないという危機意識から、この3年半の間、さまざまな制度改革や施策を集中的・継続的に実施してきた。その結果、「2005年に世界最先端のIT国家となる」との目標達成が臨めるまでになってきたところである。目標年を来年に控え、残された課題に取り組み、この目標を達成するとともに、2006年以降については、これまでのようなキャッチアップといった発想ではなく我が国が新しいIT社会のフロンティアを切り拓く開拓者となることを目指し、その取り組みの成果を世界に広く提示し貢献するといった新たな発想に基づき、政策を推進してゆくとが重要である。

2001年1月に決定された「e-Japan 戦略」では、IT革命の意義を次のように捉えている。IT革命は産業革命に匹敵する歴史的な大転換を社会にもたらすものであり、産業革命が世界を農業社会から工業社会に移行させたように、情報通信技術の活用は、情報流通の費用と時間を劇的に低下させ、密度の高い情報のやり取りを容易にし、また人の空間的な移動を減らし、世界規模での急激かつ大幅な社会経済構造の変化を生じさせるものである。このような意義を踏まえ、IT革命の実現に向けて過去3年半に渡り、官民を上げて集中的な取り組みを行った。

その結果、地域網の開放等の公正競争政策や民間の積極的な新規参入、料金引き下げ努力などにより「高速・超高速インターネットの利用可能環境整備」の目標を早期に達成し、また、通信料金は世界的にも最も安価な水準になるとともに、通信速度も世界トップクラスのサービスを提供するまでになった。インターネット人口普及率も60%を超えた。行政手続のオンライン化の実施、公的個人認証基盤、納税の電子化の運用開始など、ITの利活用の面における基盤整備も進みつつある。

昨年7月に策定された「e-Japan 戦略」では、ネットワーク・インフラなどIT社会を支える基礎的な部分の整備が進んだことを背景に、IT社会を、その基盤の上に構築される新たな社会・経済システムを持った社会として捉え直している。「e-Japan 戦略」策定時には遠くに見えていたIT社会であったが、このように、目標年2005年を来年に控え、具体的な姿が明らかとなってきた。

我々が目指すIT社会とは、「社会全体が元気で、安心して生活でき、新たな感動を享受できる、これまで以上に便利な社会」である。これまで培われた基盤の上で、ITを経済・社会のあらゆる局面に効果的に利活用し、国際社会の中で、豊かで安心できる国民生活や、付加価値の高い事業活動が実現でき、それとともに新たな文化が興り、感動が

生み出される社会である。

他方、2005 年を目前にして、世界最先端の IT 国家に向けての課題も明確になってきた。

評価専門調査会(2003 年 8 月設置)は、本年 3 月 30 日に取りまとめた中間報告書の中で、IT の利活用に関して、その進捗が遅れている分野があると指摘し、先導的 7 分野における取り組みを着実に進めるよう提言している。また、「e-Japan 戦略 加速化パッケージ」(本年 2 月 6 日 IT 戦略本部決定)では、重点的に政策を展開すべき 5 分野を定め、それぞれの分野における残された課題に対する施策を取りまとめた。

こうした課題を一つ一つ解決し、我が国が、世界が羨むような最も輝いた国の一つとなり、将来に亘った活力を生み出すためにも、この「e-Japan 重点計画 - 2004」に基づき、IT 戦略本部を中心に政府一丸となって必要な施策を戦略的、重点的かつ迅速に推進していくこととする。

2. 基本方針

2.1 施策の考え方

(1) 2005 年の目標達成への施策の重点化・体制整備と 2006 年以降に向けての布石

この「e-Japan 重点計画 - 2004」は、以下の 2 つの位置付けを有している。

ラスト・プログラム(Last Program): 2005 年の目標達成を確実にする重点計画

プレ・プログラム(Pre Program): 2006 年以降の布石を打つ重点計画

() ラスト・プログラム (Last Program)

IT 戦略本部は、「e-Japan 戦略 加速化パッケージ」を策定し、「e-Japan 戦略」を加速させ、「2005 年までに世界最先端の IT 国家となる」との目標を達成するために政府として取り組むべき重点施策を明らかにした。また、評価専門調査会は、我が国の IT 化に関して、高速インターネット網の整備などの分野において大きく進展し目覚ましい成果を上げた反面で、IT の利活用面においてはその進展が遅れ、具体的な果実を国民に提供しきれていないと、指摘している。

こうした指摘や取り組みを踏まえ、「e-Japan 重点計画 - 2004」において、以下のとおり施策を重点化し、また必要な体制を整備することによって、2005 年世界最先端の IT 国家の実現を確実にすることとする。

「e-Japan 戦略 加速化パッケージ」に盛り込んだ施策を具体化し発展させることにより、「e-Japan 戦略」を一層加速化する。

「E-Japan 戦略」で謳った先導的 7 分野における施策を重点的に展開することにより、IT 利活用を一層促進する。

() プレ・プログラム (Pre-Program)

「E-Japan 戦略」は、上述の「2005 年に世界最先端の IT 国家となる」との目標を実現するとともに、「2006 年以降も世界最先端であり続けることを目指す」とした。

IT 革命を支える技術や市場環境は、日進月歩であり、しかも急速に変化するものである。こうした変化を的確に見据え、将来の IT 社会の種を蒔き、2006 年以降も世界最先端であり続ける上での布石となる施策を盛り込む必要がある。中長期的な観点から取り組むべき施策について、将来の展開や成長につながる芽となる施策についても盛り込むこととする。

(2) 重点政策 5 分野

IT 基本法第 35 条第 2 項第 2～6 号に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の実現のために特に重点的に施策を講ずべき 5 分野、即ち

- () 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成
- () 人材の育成並びに教育及び学習の振興
- () 電子商取引等の促進
- () 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進
- () 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

について施策を整理する。重点政策 5 分野に関し、引き続き政策資源の効果的配分を行い、これにより 21 世紀の新たな価値や産業創造を支えると同時に、ますます多くの人々が、様々な機器を通して、安全・快適に超高速・高速ネットワークに繋がり、その上を多様なコンテンツが流通し、新しいサービスや価値をいつでも享受できる環境の整備を目指す。

(3) 横断的な課題

IT 基本法第 35 条第 2 項第 7 号に基づき、横断的な課題に関する施策を整理する。上述の重点政策 5 分野に加え、高度情報通信ネットワーク社会を実現するに当たっては、研究開発の推進、IT を軸とした新たな国際関係の展開、デジタル・ディバイドの是正など、共通して対応することが必要となる横断的な課題が存在することから、政府として、こうした課題についても積極的な対応を取っていくこととする。

¹ デジタル・ディバイド：デジタル技術(いわゆる IT)の普及に伴い、所得、年齢、教育レベル、地理的要因、身体的制約要因等により、その利用及び習得する機会に格差が生じた状態。社会問題として認識されつつあり、この問題を端的に「デジタル・ディバイド」と呼ぶ。

2.2. 推進体制の強化と評価の手法の導入

(1) 官民の役割分担

高度情報通信ネットワーク社会の実現における官民の役割分担の原則は、「民を主役に官が支援する」ことである。まずは民間が意欲を持ち、自由で公正な競争を通じて様々な創意工夫を行い、IT 革命を推進していかなくてはならない。

その上で、政府は民間を支援するための取り組みとして、自由かつ公正な競争の促進、規制の見直し等の市場が円滑に機能するような環境整備や、縦割り行政の弊害を排除しつつ、国と地方の連携の強化等を通じて、民間の活力が十分に発揮されるための環境整備を行わなければならない。今後とも、安全性・信頼性を確保しつつ、引き続き競争政策のあり方について不断の見直しを行い、適切な市場環境を形成していくことが必要である。また、民間の主導的な取り組みを推進するために、政府が民間に対し、展望の共有と行動を積極的に呼びかけていくことも併せて必要である。

一方で、政府は自らの取り組みとして、電子政府の実現、情報セキュリティの確保による安全・安心な利用環境の整備、デジタル・デバイドの是正や基盤的技術の研究開発、国際連携の推進といった民間主導では必ずしも実現し得ない部分について、予算の重点的・効率的な配分及び執行に留意しつつ、積極的に対応していくことが必要である。

以上のことから、政府の役割を整理すると、以下の5つに分類することができる。

- ア) 大きな方向性の提示
- イ) 市場競争を重視した規制改革・競争政策
- ウ) 民間の活動に対する動機付け
- エ) 最小限の投資、格差是正、安全性確保
- オ) 政府自らの活動の効率化・高度化と資源の効率的配分

政府は、これらの役割を踏まえつつ、「e-Japan 重点計画 - 2004」に盛り込まれた施策を着実に実施することにより、官民一体となってIT 革命の実現を推進していくこととする。

なお、「e-Japan 重点計画 - 2004」の各分野に記載している具体的目標は、官民の役割分担のもと、それぞれの努力により達成されるべきものであり、社会全体の行動目標として設定している。

(2) 各府省や他会議との連携強化

IT革命の推進は政府の喫緊の重要課題であり、府省の縦割りを排し、連携を一層強化して取り組んでいくことが求められている。府省横断的な方策については、利用者の視点に立った成果に主眼をおいて、関与する複数の府省を取りまとめることによって、その整合的かつ効果的な実施を確保する役割等が求められている。

このような状況を踏まえ、内閣の統轄の下に、関係省庁の取り組みをこれまで以上に一体的・総合的に実施するために、本年2月にIT関係省庁連絡会議を設置した。本連絡会議を有効に活用し、関係府省で適切な役割分担のもと、一体的な取り組みを促進する。

また、構造改革や新価値創造という新戦略の改革の柱は、日本経済全般にとっての鍵となるものであり、経済財政諮問会議とも認識を共有している。一方で、規制改革が新戦略の重要な部分を占めること、科学技術の戦略的開発がIT社会の基盤となることも、言うまでもない。IT戦略本部は、経済財政諮問会議、規制改革・民間開放推進会議、規制改革・民間開放推進本部、総合科学技術会議、知的財産戦略本部等、他の関係する会議・本部等との意見交換を密にし、役割分担を明確化するとともに、方策の提案や実施において緊密に協力し、その効果を最大化することとする。

(3) PDCA サイクルの確立

評価専門調査会から提言を受けて、評価の手法を「e-Japan 重点計画 - 2004」に導入し、実践することとする。具体的には、昨年8月にIT戦略本部の付託を受けて、政府の取組状況の評価等を行うために設置された評価専門調査会の評価結果を重点計画の策定に反映させる。これによって、「計画(Plan) - 実行(Do) - 事後評価(Check) - 措置(Act)」のいわゆるPDCAサイクルがIT政策の枠組みの中に定着されることとなり、足りないものは直ちに足す、方向修正が必要なものは直ちに修正するという好循環を通じて、目標の実現に向けた取り組みを的確なものとする。

また、評価活動においては「利用者の視点に立った成果主義」を採用し、目標に対してどの施策がどれだけ寄与したか、その結果、成果は国民にどの程度還元されたかという総合的な視点を重視している。このため、重点計画に、利用者の視点に立った社会的に実現したい状態を示す「成果(アウトカム)目標」を新たに設定するとともに、成果目標と、成果を出すために担当する部門が行った施策の進捗状況に関する施策実施目標とが乖離しないよう両者を明確に対応させることとする。

.2005年の目標達成への施策の重点化 体制整備と2006年以降に向けての布石

〔1〕2005年の目標達成への施策の重点化

〔1 - 1〕加速化5分野

「加速化5分野」は、2004年2月に取りまとめた「e-Japan 戦略 加速化パッケージ」において政府が重点的に取り組むべき分野として位置づけられたものである。

評価専門調査会の中間報告書の提言を踏まえ、この加速化5分野のほか、先導的7分野及びインフラの各分野について、成果目標（アウトカム目標）を設定した。成果目標とは、社会的に実現したい状態についての達成目標であって、利用者の視点に立って記述されるものである。この成果目標によって、「e-Japan 戦略」に描かれている達成したい目標すなわち「実現したいこと」と「個別の施策」とを明確に対応付けることとする。

1. アジア等II分野の国際戦略（A:Asia）

（1）基本的考え方

世界的規模でインターネットの普及、社会の情報化が急速に進んでいる中で、現実の国際的情報流通は未だ欧米偏重である。この背景には、通信インフラ、技術、人材等の面における先行的取り組みによる蓄積の結果として総合的な情報創造力・発信力を欧米、特に米国が高水準に有しているからだと見ることが出来る。これに対してアジア地域は、大規模、集中的なII投資が行われなかったこと等を背景に全体としてII社会形成に立ち遅れが目立ち、かつ地域内におけるデジタル・ディバイドも看過できない状況にある。ただその一方で、中国やインド等巨大な潜在市場を抱え、またモバイルインターネットやDSL等分野によっては既に世界最先端の地位を占める国もあるなど、潜在的な発展性にはきわめて大きいものがある。

この現状を踏まえ、我が国を含めたアジア諸国が豊かなII社会の恩恵を享受し、新たな発展軸を構築してゆくためには、我が国がリーダーシップを発揮し、アジアにおけるブロードバンドの普及と利活用の推進を図るとともに、アジア諸国と二国間、または多国間における重層的な協力関係を構築していくことを通じて、各種システムの整合性、相互接続性及び相互運用性を確保し、相互利益を増大させる。これらによって、世界の情報流通の不均衡を改善し、アジア全体として世

界の情報拠点（ハブ）を目指すことが重要である。これを実現する具体的目標として 2008 年までにアジアの 10 カ国以上と情報通信分野における協調関係の構築を推進すること、アジア地域と北米、欧州の情報流通量が共に欧米間の情報流通量と同程度になることを目指す。

我が国がアジア全体の均衡ある IT 社会の発展に寄与することにより、アジアが世界のハブになるためには、我が国自身が情報創造拠点としての求心力を持つことが必要である。これらは、国内の各種施策を引き続き強力に推進するとともに、国際的な取り組みを体系的に強化することにより始めて達成可能なものであり、こうした取り組みにより、真の意味で世界最先端の IT 国家となることのできるものである。

(2) 具体的施策

アジア諸国と我が国との IT 分野における協力の推進

成果目標 : アジア諸国と我が国との IT 分野における協力関係の枠組みについて、2005 年度までに 6 カ国以上と協力関係を構築する。また、協力プログラム等の推進により、アジア内の情報流通量を増大させる。

ア) 国際政策の基本的な考え方の策定 (内閣官房及び関係府省)

アジアを中心とした IT に関する国際政策を総合的かつ整合的に推進するため、IT 戦略本部のもとで 2004 年夏頃までに国際政策に係る基本的な考え方を策定するとともに、国際政策を統一的にフォローアップする。

イ) アジア各国への 2 国間・多国間協力の推進

アジア各国が IT 化を進める中で、各種システムの整合性、相互接続性及び相互運用性を確保し、相互利益を増大させることが重要であるため、2004 年夏頃までに策定する国際政策に係る基本的な考え方を踏まえつつ、「アジア IT イニシアティブ」の一層の具体化を図るとともに、「アジア・ブロードバンド計画」等のさらなる推進を図る。この際、アジア各国と、既存のプログラムの実施状況等をフォローしつつ、2 国間プログラムを推進するとともに、多国間の協力プログラムを積極的に推進する。

a) アジア IT イニシアティブの推進 (内閣官房及び関係府省)

アジア諸国と我が国との間で IT 分野における総合的・包括的な協力関係を二国間もしくは多国間の枠組みを用いて構築する。2008 年までに協力関

系の枠組みについて、インドネシア・フィリピン・ベトナムに続き、10 カ国以上と合意形成を行う。

b)アジア・ブロードバンド計画の着実な推進 (総務省及び関係府省)

2010 年までにアジアにおけるブロードバンド環境を整備するため、アジア・ブロードバンド計画 (2003 年3月 28 日に制定)に基づき、ブロードバンドに係るネットワーク・インフラの整備のための施策、ブロードバンド普及のための関連施策のそれぞれを、2005 年度までに重点的に講じていく。

ウ)アジア地域での E パスポートの導入支援 (内閣官房、外務省、法務省及び関係府省)

アジア地域全域でのセキュリティ強化の観点から、各国の要望に応じて、アジア地域での E パスポートの導入支援について検討する。

エ)アジア地域における海賊版被害の撲滅 (文部科学省、経済産業省、外務省)

2004 年度も引き続き、「コンテンツ海外流通促進機構」の具体的運営を支援し、アジア地域での海賊版の取締り強化の要請のための官民合同ミッションの派遣を行う。

また、海賊版対策の抜本的強化のため、JETRO、コンテンツ海外流通促進機構の連携を進めることにより、北京、上海に海賊版対策専門家を派遣し、海賊版等に係る情報収集、情報発信、企業相談や海賊版に対する企業、消費者等の意識改革を促進するため、セミナー、広報事業等を実施する。

オ)電子署名及び認証業務に関する国際的な連携の推進 (総務省、法務省、経済産業省)

2004 年度まで、電子商取引の国際的な発展に資する環境整備のため、電子署名・認証業務の認定に関する国際的な相互承認等に向けた取り組みを推進する。

2. セキュリティ (安全・安心) 政策の強化 (B Block and Back-up:Security)

(1)基本的考え方

近年、我が国においてはインターネットの普及が進み、一般利用者の裾野が急拡大するとともに、いわゆるブロードバンド型の常時接続回線の利用などその利用形態の面でも高度化が進展しつつある。また、エネルギー供給、交通、政府・行政サービス等の国民の社会経済活動に不可欠なサービス提供や公共の安全確保等

において、情報システムがますます重要な役割を果たすようになってきているが、このことは同時に、これら社会基盤の多くが情報システムへの依存性を一層高めつつあることをも意味している。

このような状況の中、コンピュータウイルスやサイバー攻撃等の情報セキュリティ関係事案の発生、各種システム内の不具合・事故などにより、電子政府や電子自治体、重要インフラ等の社会基盤を支える情報通信ネットワークや情報システムの一時的な機能不全などが引き起こされ、我が国社会に混乱を生じさせる危険性はますます強まっている。

最近の情報セキュリティ関係事案は、ホームページの改ざんのような特定のコンピュータに対する単発的な攻撃にとどまらず、昨年のBlasterワームの例にも見られるように、突如出現した新種のコンピュータウイルスが自己増殖を繰り返しながらインターネットを通じて極めて短時間かつ非常に広範囲に感染拡大し、インターネット社会全体に被害をもたらすものや、分散型のDoS攻撃²のようにインターネット上の第三のコンピュータを攻撃ルートとして多数悪用するものなど、その形態が大規模化・巧妙化し、その影響も広範囲に及ぶ傾向が顕著となっている。また今後は、高い技術的能力を有する集団が多様な手段を用いて、組織的な犯罪、テロ等を行う恐れも否定できない。

一方、最近は、このような外部のネットワークからの攻撃等の事案だけではなく、内部職員や外部委託先の悪意又は過失による個人情報をはじめとした重要情報の漏えい事件なども多数発生している。

我が国における情報セキュリティは、様々な取り組みの推進により着実に向上しつつあるとは考えられるが、情報セキュリティ対策は、その特質上、継続的かつ着実に繰り返し実施していくことが重要であり、今後も電子政府や電子自治体、重要インフラ等の公共的分野における体制整備や情報システムの評価・検証と改善、運用管理の適切な実施、広く一般への普及啓発、研究開発や人材育成の推進のほか、情報セキュリティ関係事案に対処するための国際的な協力関係の構築など「IT社会を守る」政策を引き続き図っていくことが重要である。

また、2003年の侵入盗は333,233件、火災による損害は約1,113億円（概数）に達し、建物火災24,224件（概数）の30%は建物内の機器（こんろ、ストーブ、電気機器など）が原因である。「ITで守る」政策により、国民生活、社会・経済活動の安全・安心を確保することが必要である。

¹ コンピュータウイルス：インターネット等を介してコンピュータに入り込み、意図的に悪影響を及ぼすように作られたプログラム。悪質なものは、プログラム、データ等のファイルの破壊等を引き起こす。

² Dos攻撃：コンピュータやネットワークに不正に負荷を掛けたり、セキュリティホールを悪用して業務を妨害すること。DoSはDenial of Serviceの略。

(2) 具体的施策

安心してインターネット等を利活用できる環境の構築

成果目標 : 国民が高度情報通信ネットワーク社会の利便性を十分に享受できるようにするため、情報通信ネットワークや情報システムの安全性・信頼性と多様性の確保や適切な運用管理及び情報セキュリティ文化の定着を図るとともに、情報セキュリティに関わる人的基盤の充実と技術的基盤の形成を推進することにより、安心してインターネット等を利活用できる環境を構築する。

特に電子政府や電子自治体、重要インフラ等の公共的分野のサービスについては、国民の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、情報セキュリティ対策の一層の充実を図る。

上記目標を達成するため、2005 年までに、各府省庁の情報システムに対する攻撃や不正な侵入による被害を最小限にするための安全基準を策定し、専門的な監査の実施等を行うための体制を確立する。

ア) 各府省庁の情報セキュリティ確保 (内閣官房及び関係府省庁)

各府省庁の情報セキュリティ水準を客観的に把握し、政府全体で統一のとれた安全対策を推進するため、内閣官房の人員増強を図るなど政府の情報セキュリティ体制を段階的かつ速やかに強化しつつ、2004 年 6 月中に攻撃の予兆や被害に関する情報収集・分析体制の充実、各府省庁の情報システムとその運用に関する安全基準の策定及び情報セキュリティ対策の評価を実施するための基本方針及び具体策について検討する。

イ) 地方公共団体の情報セキュリティ確保 (総務省)

2004 年度中に、電子自治体の安全性・信頼性をさらに向上させるための具体的なガイドラインの策定や専門的な監査の実施及び地方公共団体における情報セキュリティ対策に関する支援体制のあり方について検討する。

ウ) 重要インフラの情報セキュリティ確保 (内閣官房及び関係府省)

2004 年度中に、災害及び攻撃から重要インフラを防御するため、その情報システムが最低限満たすべき技術的水準及び運用基準について官民で協力しつつ検討する。

エ) 民間の情報セキュリティ強化 (総務省及び経済産業省)

民間の情報セキュリティ関係団体等の機能強化にも資するような施策の推進

を図る。

オ)情報セキュリティに係る人材育成と普及啓発

情報セキュリティに関する専門的知識・技術を持った人材を育成するとともに、情報セキュリティ意識を広く定着させるため、以下の施策を実施する。

①2004年度中に、政府機関職員の能力向上のための実務的な研修等を実施する。(内閣官房)

②2004年から、各省庁と連携した国民向けの啓発・広報活動等を行う。(内閣官房及び関係省庁)

安心して暮らすことができる社会の実現

成果目標 :ITを活用して国民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、2005年度までに、出入国管理等におけるセキュリティの向上を図るとともに、防災において情報の迅速な収集・伝達等を図り、国・地方公共団体・住民を結びつける高度な情報通信システムを構築する。

ア)パスポートのIC化の推進 (内閣官房、外務省、法務省及び関係府省)

ITの活用による空港、港湾等におけるテロ対策や治安対策の一環として、国際標準に準拠したパスポートのIC化とそれを活用した出入国管理の強化を行うこととし、2004年度に実証実験を実施し、2005年度中の導入を目指す。

イ)国家公務員身分証明書のICカード化 (内閣官房及び全府省)

セキュリティの一層の強化の観点から、国家公務員身分証明書のICカード化に向け、共通仕様書の策定やシステムの共通利用等の措置について2004年中に結論を得て、順次導入を進める。

ウ)防災情報共有システムの整備と国民への提供拡大 (内閣府及び関係省庁)

災害時における被災状況の即時把握、各種防災情報の伝達など、国・地方公共団体間、住民等との間の効率的な情報共有を可能とする方策について検討し、本格的なIT活用型の防災体制を構築して、国民の安全・安心を確保する。そのために2005年度までに、防災情報の横断的な共有を図る防災情報共有プラットフォーム等、防災情報を集約し共有するシステムの実用化を図る。

エ)携帯電話やIP電話等の様々な情報通信手段による緊急通報への対応 (総務省、警察庁、国土交通省)

今後普及が予想されるIP 電話等の様々な情報通信手段に対応し、かつ災害弱者にも配慮した緊急通報システムの実現を図るため、2004 年度中に携帯電話からの緊急通報者の位置情報通知に係る技術的条件等の実現方策を取りまとめるとともに、IP 電話からの緊急通報への対応を検討する。また、2005 年度までに110 番通報システムを不正アクセス等から守るために必要な調査研究を行う。

2005 年度までに、携帯電話からの電子メールによる119 番通報を実現するシステムの詳細な技術仕様を策定する。

3. コンテンツ政策の推進(C : Contents)

(1)基本的考え方

日本のゲーム、アニメ、漫画等は海外でも高い競争力を誇っている。この他に、我が国には伝統文化や地域文化等の優れた文化が存在している。しかしながら、権利処理作業の負担、不正コピーの危険性等の要因から、こうしたコンテンツの海外へのオンライン配信のみならず、国内でのオンラインコンテンツ市場についても十分には発展していない状況にある。我が国のコンテンツ産業の競争力の向上を図るためには、これらの課題を解決するとともに、我が国の知的財産を利用したコンテンツの創造を活性化させる必要がある。さらに、海外における日本文化の理解向上を図るために、様々な分野の情報をデジタルアーカイブ化し、海外に発信する必要がある。

コンテンツ産業の国際競争力の向上を図るためには、コンテンツを創造し、それが円滑に流通し、利用者によって購入され、そして、その資金を元に新たなコンテンツを創造するという力強いサイクルを確立する必要がある。このため、コンテンツ制作力の強化、デジタルコンテンツの流通環境の整備、デジタルコンテンツ市場の拡大の3つの視点から、総合的な施策を推進する。

また、日本文化への理解向上を図るため、様々な情報のデジタル化・アーカイブ化及び国内外への発信を推進し、このために必要な技術開発を推進する。

(2)具体的施策

コンテンツ産業の国際競争力強化(1)

成果目標 2005 年度までに、世界的に評価される魅力的なコンテンツが数多く制作され、デジタルコンテンツ市場において流通されるようにするとともに、2005 年度までに、ネットワーク上のデジタルコンテンツ市場規模を1兆円

程度に拡大することを目指す。

ア)人材の育成

a)コンテンツプロデューサの育成 (経済産業省)

コンテンツプロデューサを育成するため、2004年度中に、各教育機関の参考となるよう知的財産管理・海外取引実務などを内容とする教育プログラムを補充・強化する。併せて、教育プログラムの実証実験への参加機関の拡大を図り、2005年度までに、複数の高等教育機関等において、コンテンツプロデューサ人材育成に関する教育が自立的に実施される基盤を確立する。

b) コンテンツクリエイタの育成 (経済産業省)

2003年度に策定した体系的な教育カリキュラム及びスキルマップに基づくコンテンツクリエイタ育成のためのモデル事業を実施し、2005年度までにクリエイタ人材育成に関する教育が自立的に実施される基盤を確立する。

イ) コンテンツ制作の活性化

a)日本版バイドール制度の拡充 (内閣官房、経済産業省及び関係府省)

日本版バイドール制度 (国等の委託による研究開発の成果である知的財産権を受託者に帰属させることができる制度)の拡充により、国、地方公共団体などの資金により製作されるコンテンツ等の著作権を製作者に帰属させることができるよう、2004年度中に必要な措置を講じる。

b)新たな資金調達事例の創出・普及促進 (経済産業省、総務省、文部科学省)

コンテンツ事業に関して、資金調達手法の多様化を可能とする環境整備が整いつつある。こうした状況を踏まえ、2004年度中に、完成保証会社、信託事業会社等新たなスキームの有効性の実証・検証や、スキームの普及促進を行う。

c)改正下請代金支払遅延等防止法の周知及び円滑な運用 (公正取引委員会、経済産業省)

2004年度以降、関係団体等を通じて作成者、権利者、流通事業者等に対して改正下請代金支払遅延等防止法の周知徹底を図るとともに、同法に基づき書面調査を実施し、違反行為が認められた場合には迅速かつ厳正に対処する。

d)コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定・周知 (総務省、経済産業省)

2006年度までに、親事業者と下請事業者間の発注書見本、契約ガイドライン等の策定によるアニメ制作事業における公正なコンテンツ取引環境を確立するとともに、映画コンテンツに係る著作権の帰属について、これまでの判例や学説を整理しつつ、実態に即した「発意と責任」の考え方を提示し、さらに、放送番組については、2004年度以降、2003年度に策定された「放送番組の制作委託に係る契約見本」の有効活用促進によって制作委託契約におけるより一層の公正性・透明性の向上を図り、今後の映像コンテンツの流通拡大の促進を図る。

コンテンツ産業の国際競争力強化(2)

成果目標 2005年度までに、知的財産の権利が正しく保護されたデジタルコンテンツを公正かつ容易に利用できるようにするとともに、コンテンツの海外展開規模については、2005年度までに5,000億円程度に拡大することを目指す。

ア)既存コンテンツ資産のブロードバンド上での再利用の促進 (内閣官房)

ブロードバンド上におけるコンテンツ流通を促進するため、著作権法上の裁定制度の利用促進など既存コンテンツの再利用の促進、ブロードバンドサービスを利用した放送の著作権法上の位置付け等について、「知的財産推進計画2004」に基づき検討する。

イ)コンテンツの流通手段としてのインターネットの位置付け検討 (内閣官房)

現在の著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けが異なっているが、これについて、コンテンツ利用におけるインターネットの重要性の増大に応じた見直しについて、「知的財産推進計画2004」に基づき検討する。

多様なコンテンツ資産の有効活用

成果目標 2005年度までに多種多様なデジタルコンテンツ資産を統合的かつ簡便に利用できるようにする。

ア)政府コンテンツのデジタルアーカイブ構築と一般利用の拡大(内閣官房及び全府省)

国立国会図書館における政府刊行物アーカイブ(文書や記録を電子的に集積し保管する書庫)構築及び同図書館のウェブページ・アーカイブを活用した政府各機関ホームページの長期的保存により、国等の有するコンテンツの利用機会の拡大と保存を図るため、同図書館も参加した連絡会議を設置し、アーカイブの構築や公開に関するルールの明確化など、同図書館への協力体制を2004年度中に確立する。また、同連絡会議の場において、国立国会図書館で検討しているアーカイブの統合ポータルサイトとの連携のあり方についても検討する。

4.IT規制改革の推進(D Deregulation)

(1)基本的考え方

IT規制改革の推進に関する取り組みについては、これまでに商取引における書面交付の電子化を可能としたIT書面一括法や会社関係書類の電子化を可能とした商法改正法の施行等によって着実に進展してきたが、民間におけるIT利用を阻害する規制が未だいくつかの領域で残されている。

IT戦略本部は、IT利用を促進し、2005年に世界最先端のIT国家となるとの目標を達成するため、以下の規制改革を進めるとともに、今後も、規制改革・民間開放推進会議及び同本部と緊密に連携しつつ、IT規制改革を強力に推進していく。

(2)具体的施策

e-文書イニシアティブの実現等

成果目標 法令により保存が義務付けられている文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、文書・帳票の内容、性格に応じた真実性・可視性等を確保しつつ、原則として民間企業等が電子保存できるようになるように、法案を早期に国会に提出し、民間企業等における文書保存コストの削減を図る。また、その他IT化が遅れている分野や現実世界の制度と整合等を図る必要がある分野においても、早期に規制改革を進めていく。

ア)e-文書イニシアティブの実現

a)e-文書イニシアティブの実現(内閣官房及び関係府省)

民間における文書・帳票の電子的な保存を、文書・帳票の内容、性格に応じ

た真実性・可視性等を確保しつつ、原則として容認する統一的な法律（通称「e-文書法」）の立案方針等を策定し、2004年度早期に法案を国会に提出するなど、e-Japan 戦略 加速化パッケージのe-文書イニシアティブの早期実現を図る。

- b) 電子文書の長期保存のための基礎技術の研究開発（経済産業省、総務省）
2005年度までに、暗号技術、電子署名等の技術、タイムスタンプ・プラットフォーム技術、デジタル・アナログ・ハイブリット保存技術等、電子文書の長期保存に必要な基礎技術の研究開発を行う。

イ)これまでの制度のIT化と比べ、IT化が遅れている分野の早期規制改革

- a) 総会議決権行使の電子化（内閣府及び法務省）

民法・中間法人及びNPO法人の総会の議決権行使などを他の民間企業と同様に電子的に行えるよう検討し、2005年度末までに法制上の措置を講じる。

ウ)現実世界の制度とサイバースペース上での制度で整合等を図る必要のある規制改革

- a) 電子的手段による資格保有等証明の推進（内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省）

重要情報のオンライン転送にあたり、医師、弁護士等の本人性、資格保有等の証明を電子的にできるようにするため、既存認証制度に対する属性情報追加等のニーズ等も踏まえ、制度の在り方について検討し、2004年中に結論を得る。

- b) タイムスタンプに対する一層の信頼性の付与及び利用促進（総務省及び経済産業省）

民間事業者が提供するタイムスタンプに、より一層の信頼性を付与するとともにその利用が促進されるよう、2004年度中に必要な方策について検討し、結論を得る。

5. 電子政府・電子自治体の推進(F Friendly e-government and e-local government)

(1) 基本的考え方

行政の情報化は、行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることを目的とするものであ

る。

国民の利便性の向上という面については、これまで政府において、行政手続オンライン化関係3法の施行をはじめとした基盤の整備を進めた結果、国税の申告・納税手続など国の扱うほとんどの手続においてインターネットによる申請が可能となるとともに、電子入札・開札が導入されるなど一定の成果を上げてきたところである。しかしながら、国民等利用者の視点に立てば、分りやすさ、使いやすさの点でまだまだ改善の余地があり、今後は、ワンストップサービスの整備等の取り組みをさらに進めていく必要がある。

また、行政運営の簡素化、効率化という面については、行政事務のIT化が既存の業務や制度を前提としたものにとどまるとともに、各府省に共通する業務について区々にシステムの整備が行われているなど、これまでの取り組みは十分とはいえない状況にある。このため、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等により業務・システムの最適化を着実に推進していく必要がある。

一方、国民等に身近な行政サービスを提供する地方公共団体においては、総合行政ネットワーク(LGWAN)の全団体接続、公的個人認証サービスの開始など、電子自治体を構築する上で必要な共通基盤が着実に整備されてきたところである。今後これら基盤を活用し、すべての地方公共団体においてITを利用した質の高い行政サービスを提供していくためには、重複投資を回避するための業務・システムの標準化・共同化や、IT化を支える人材の育成等に係る地方公共団体の取り組みに対し支援を行っていく必要がある。

2) 具体的施策

ワンストップサービスの整備

成果目標 : e-Govと各府省のシステムとの連携等により複数手続を一括してオンライン申請できるワンストップサービスを2005年度までに整備するなどにより、オンライン申請における国民の利便性の向上を図る。

ア) 輸出入・港湾手続のワンストップ化(内閣官房、財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、外務省)

輸出入・港湾手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、国際標準への準拠などその徹底した見直しをもとに、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新たなシステムを構築するため、業務・システムに係る最適化計画を2005年度末までのできる限り早期に策定する。

また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の

簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」の締結を行うための措置を2004年度中に講ずる。その際、FAL条約で求められる締約国の順守すべき規準については、現在、我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げるよう、関係省庁は連携して、着実な対応を図る。

イ) 自動車保有関係手続³のワンストップ化(国土交通省及び関係府省)

自動車保有関係手続について、2005年中に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼動開始を目指す。このため、2004年度には、2003年度に開発したシステムの改良を行うとともに、対象地域等を拡大して実用化に係る試験運用を行う。

ウ) 電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用した手続のワンストップ化(総務省及び全府省)

「行政ポータルサイトの整備方針」(2004年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、e-Govに各府省の電子申請システムをできる限り統合するとともに、電子申請の受付等に係る各府省共通の機能を整備することにより、e-Govを活用して申請手続の案内情報の入手から複数申請の一括提出までを行えるワンストップサービスの仕組みを2005年度末までに整備する。

エ) 対面による意見聴取等の電子化(全府省)

行政と国民との間で対面で実施されている聴聞等の手続について、原則としてテレビ会議を活用して遠隔で行えるようにするため、各府省において、テレビ会議システムが活用可能な対面手続の洗い出し、当該システムの多面的活用を前提にシステム導入の費用対効果等について本年7月末までに検討を行い、その結果を踏まえ順次システム整備等を進める。

業務・システムの最適化

成果目標:各府省に共通する業務・システムや個別府省の業務・システムについて、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を2005年度末までのできる限り早期に策定し、簡素で効率的な行政を実現する。

³自動車保有関係手続:自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続(検査・登録、車庫証明、納税等)。

ア) 業務・システムの最適化 (全府省)

各府省に共通する業務・システム(21 分野)や個別府省の業務・システム(51 分野)について、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を推進するため、以下の取り組みを実施する。

・「人事・給与等業務・システム最適化計画」(2004 年 2 月 27 日 各府省情報化統括責任者(CID)連絡会議決定)に基づき、人事院、総務省及び財務省は 2004 年度末までに人事・給与関係業務情報システムの主要な部分を整備するとともに、各府省は 2004 年 6 月末を目途に本システムの導入計画を策定し、2007 年度末までに順次更新する。また、国家公務員の給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005 年度末までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、各府省において原則として 100%の実施を目指すとともに、各府省別の実施状況を定期的にフォローアップする。

・共済、物品調達、物品管理、旅費等官房基幹業務の業務・システムについては 2004 年 7 月までに、災害管理、統計調査、研究開発管理等の業務・システムについては 2005 年度末までのできる限り早期に、それぞれ最適化計画を策定する。

・旧式(レガシー)システム等個別府省の業務・システムについて、2005 年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定する。

・上記最適化計画の中で、業務処理時間や経費の削減効果(試算)を数値で明示する。また、最適化計画の策定に際しては、各府省情報化統括責任者(CID)補佐官等連絡会議の助言を受けるとともに、国民、企業に密接に関連するものについてはパブリックコメントを実施する

ベンチャー企業からの政府調達の拡大

成果目標 :IT分野の技術力の高いベンチャー企業からの政府調達を拡大し、その育成を図る。

ア) ベンチャー企業からの政府調達の拡大 (内閣官房、総務省、経済産業省及び全府省)

IT 分野の技術力の高いベンチャー企業の育成を図るため、「ベンチャー企業からの IT 関連政府調達の拡大方策について」(2004 年 3 月、IT 関係省庁連絡会議申合せ)に基づき取り組みを進めるとともに、取組状況や調達実績のフォローアップを実施し、その結果について評価を行う。

国家公務員のテレワークに関する制度等の環境整備

成果目標 生産性の向上、通勤負担の軽減、仕事と生活の調和等に向けた就業環境の整備を前提とした上で、就業者全体に占めるテレワーク⁴人口比率を現在(2002年)の6.1%から2005年で10%になることを目指すとともに、現在未導入である国家公務員(中央官庁)におけるテレワークについても、2005年に導入開始することを目指す。

ア) 国家公務員のテレワークに関する制度等の環境整備(内閣官房、人事院、総務省及び全府省)

公務員のテレワークについては、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」等現行法制の下での導入は可能であり、公務能率の向上に有効である場合もある。このため、人事院及び総務省により作成されたテレワーク導入に関する指針等を参考に、各府省は勤務状況等に応じ、2004年度よりテレワークの試験的な勤務の実施等を行うとともに、2004年度中にテレワーク勤務率の目標設定を行う。

また、人事院、総務省は、引き続き公務員の裁量労働制その他テレワークに資する制度環境の整備の検討を行い、2005年夏に結論を得る。

なお、必要に応じて関係省庁連絡会議の活用を検討する。

電子自治体構築のための業務・システムの標準化・共同化及び人材育成

成果目標 地方公共団体の業務・システムに係る標準化・共同化により自治体ごとのシステム開発に伴う重複投資の回避や円滑な相互接続・連携を推進するほか、高度なIT人材を育成することにより、効率的で質の高い電子自治体を実現する。

ア) 地方公共団体の業務・システムの標準化・共同化(総務省)

地方公共団体に共通する住民サービス業務や内部管理業務に係るシステム整備を効率的に実施するため、2003年度に開発した電子申請受付等のモデルシステムの普及を図るとともに、引き続き地方公共団体によるシステム開発を積極的に推進し、さらに地方公共団体で従来から用いられてきた旧式システム(レガシーシステム)に対応する移行モデルに関する検討を2004年度中に行う。

また、アウトソーシングに係るセキュリティガイドラインの周知も図りつつ、

⁴ テレワーク：ここでは、情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方と定義する

データセンターを活用した複数の地方公共団体によるシステムの共同利用を促進する。

イ) Webサービス技術⁵の活用による地域におけるシステム改革(総務省)

地方公共団体の業務・システムについて、EA(エンタープライズ・アーキテクチャ)に基づく最適化モデルを明らかにした上で、Webサービス技術を活用しながら、地方公共団体をはじめとする地域のあらゆるシステムの連携を可能とする次世代地域プラットフォームの開発に向けて、システム構築や技術、標準化等について2004年度中に検討を行う。

ウ) 公共的なアプリケーションの共同構築・運用(総務省及び関係府省)

防災・有事・テロ等の危機管理、教育、医療などの公共アプリケーションについて、2005年度以降、全国展開すべき標準的なアプリケーションを順次構築するとともに、公共ネットワーク⁶上において国及び地方公共団体で共同運用し、利活用を図る。

エ) 電子自治体を支える人材育成(総務省)

信頼性の高い電子自治体実現の観点から、すべての都道府県・市区町村を対象とした高度情報セキュリティ研修を引き続き実施する。また、アメリカのCIO大学等の先進事例を参照しつつ、官民が連携した形での地方公共団体におけるさまざまなレベルのIT人材育成手法の2005年度中の確立に向けて検討を進める。

⁵Webサービス技術：インターネット技術を用い、ネットワーク上に存在するサーバー内のアプリケーションを呼び出して活用し、または、アプリケーションを相互に連携させ統合的に運用する技術。

⁶行政機関専用の業務系(行政の内部事務)及び情報系(住民サービス等)の両者またはいずれかの機能を有するネットワークが「公共ネットワーク」である。

(1 - 2) 先導的 7分野

先導的 7分野」は、IT 利活用の推進の観点から、「e-Japan 戦略」で取り上げた国民に身近で重要な 7つの分野である。これら 7分野において、先導的に IT利活用を行うことによって、社会的に大きな効果が期待できることから、本重点計画においても引き続き遂行すべき分野として取り組んでいく。

1. 医療

(1) 基本的考え方

我が国の医療は、誰でも最適な医療を受けられる医療提供体制の整備と国民皆保険制度の下で発展し、世界最高水準の健康水準を達成するに至っている。しかしながら、患者のニーズの多様化、医療の高度化・専門化等が進む中で、患者本位で、より質が高く効率的な医療を提供するための環境整備が課題となっている。

こうした課題を解決する方策として、ITは有効なものである。

患者や医療機関に関する情報を ITによって共有化を図ることにより、患者が複数の医療機関において継続性のある治療が受けられ、専門家の意見を踏まえながら適切な医療機関を選択できるなど、患者基点の医療体制を整備する必要がある。

また、医療機関における業務の IT化を推進することにより、各種の重複(検査、投薬、事務作業等)の削除等、医療機関の経営効率と医療サービスの質の向上を図る必要がある。特に、レセプトの電子化により、診療報酬請求業務の効率化・合理化を推進する必要がある。

さらに、ITの活用により、医学情報の整理・収集・公表や遠隔サービスを推進する必要がある。

(2) 具体的施策

ITを活用した医療情報の連携活用

成果目標 :電子カルテのネットワーク転送、外部保存等により、患者本人の意思とセキュリティに十分配慮しつつ、必要に応じて患者の医療情報を医療・保健機関間で連携活用できる仕組みを2005年度までに確立し、患者が複数の医療機関において継続性のある治療が受けられるようにする。

ア) 保健医療分野における認証基盤の開発・整備(厚生労働省、経済産業省)

患者本人の意思とセキュリティに十分配慮しつつ、必要に応じて患者医療情報

を医療・保健機関間で連携できるようにするため、2005年までに、保健医療分野における認証基盤を開発・整備する。

イ) 電子カルテの医療機関外での保存の容認 (厚生労働省)

医療機関等のネットワーク化を推進するとともに、電子カルテの保存や情報機器の維持管理等に関する医療機関の負担を軽減するため、個人情報保護と管理の遵守義務等を含む要件設定を前提とし、2004年度中に電子カルテの医療機関外での保存を容認する。

ウ) 電子カルテの連携活用に対応したセキュリティ等に関するガイドラインの作成 (厚生労働省)

電子カルテの連携活用に対応し、セキュリティ等の確保を図るため、2005年度までのできるだけ早期に具体的な各種ガイドラインを作成する。

エ) 電子カルテの連携活用を行う医療機関への支援 (厚生労働省)

電子カルテの連携活用を行う医療機関に対して、財政中立の下で国による支援方策を検討し、2005年度中に結論を得る。

II を活用した医療に関する情報の提供

成果目標 :医療機関についての情報 (診療実績、サービス内容等) を第三者機関が内容の信頼性を審査のうえ国民に開示する取り組みの推進 (2004年度末までに2000医療機関の機能評価の実施) 等により、患者が適切に医療機関を選択できるようにする。

ア) 医療機関の機能評価等 (厚生労働省)

2004年度末までに2000医療機関の機能評価を実施するため、機能評価を行う第三者機関への支援を引き続き行う。また、治癒率、術後生存率、再入院率等について、その定義・検証方法などの研究・検討を進め、2004年度中に結論を得る。

イ) 医療情報のデータベース化、インターネットによる情報提供 (厚生労働省)

医療に関する情報を広く国民に提供するため、診療ガイドラインと関連する医

学文献等の各種の医療に関する情報をデータベース化し、インターネット等を利用した情報提供を2004年度以降も引き続き推進する。

ウ) 医療機関の情報公開の促進 (厚生労働省)

ホームページを持っている病院の一覧の公開など医療機関の情報公開を促進するための具体的方策について、ホームページの運用のあり方なども含めたインターネットによる医療情報の信頼性の確保方策と併せて検討を行い、2005年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。

電子カルテの普及促進

成果目標 :電子カルテの普及促進 (2004年度までに全国の二次医療圏の中核的な病院、2006年度までに400床以上の病院及び全診療所のうち6割以上)や診療情報の電子化の促進等により、医療の質の向上と医療機関の経営効率化を実現する。

ア) 電子カルテの用語・コードの標準化及び相互運用性の確保 (厚生労働省、経済産業省)

電子カルテの普及促進を図るため、引き続き用語・コードの標準化を推進する。また、電子カルテが包含する様々な医療情報システムや業務に関する標準化のあり方を検討するとともに、2006年度までに異なるベンダーにより構築されたシステムであっても相互運用が可能となる環境を構築する。

イ) 診療情報の電子化など医療分野でのIT利用促進 (厚生労働省)

医療の質の向上と効率的な医療提供体制の構築に向けて、処方せん、診断書、出生証明書をはじめとする様々な診療情報の電子化など医療分野のIT利用促進を図るための方策を包括的に検討し、2004年9月までに結論を得る。

ウ) 医療情報化に係る人材育成 (経済産業省)

医療の情報化に精通した人材を育成し、電子カルテやレセプト電算化を普及させるため、2006年度までに、医療情報化に係る人材育成プログラムを作成し、実際の大学等における研修カリキュラムでの利用を図る。

レセプトの電算化及びオンライン請求

成果目標：レセプトの電算化及びオンライン請求の普及（電算化 2004 年度までに全病院レセプトの5割以上、2006 年度までに全病院のレセプトの7割以上 オンライン請求 2004 年度から開始し、2010 年までに希望する医療機関等に対して 100%対応可能）を促進し、診療報酬請求業務の効率化及び合理化を図る。

ア) 医療機関への普及促進 (厚生労働省)

医療機関におけるレセプト電算化及びオンライン請求を普及促進するため、医療機関側のコストを軽減するための具体的な方策を検討し、2004 年度中に結論を得る。

イ) 審査支払機関及び保険者における電子レセプトへの対応整備 (厚生労働省)

- a) 審査支払業務を電子レセプトを前提としたものにするため、審査支払機関の業務改革を含めたシステム最適化計画を2005 年度中に策定する。また、紙レセプトに対応するための方策を検討し、2004 年度中に結論を得る。
- b) 審査支払機関から保険者へのレセプトの提出について、保険者の求めに応じ電子的提出が可能となるよう検討を行い、2004 年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講じる。
- c) 保険者が電子レセプトに対応可能となるよう必要な方策について検討し、2004 年度中に結論を得る。

ウ) オンライン請求開始に向けた体制整備 (厚生労働省)

2004 年度のオンライン請求の開始に向けて、受け入れ体制の整備、セキュリティ等のガイドラインの作成、認証基盤の確立を行うとともに、実際にオンライン請求をする医療機関に対して、実運用に向けた体制や要件、スケジュール等の情報提供を早急に行う。

遠隔医療の普及促進

成果目標 2005 年度までに全都道府県において遠隔医療サービスを受けられるようにする。

ア) 遠隔医療のシステム整備支援 (厚生労働省、経済産業省)

遠隔診断・治療システムの高度化・整備に対して支援を行うことにより、2005年度までに全都道府県での導入を目指す。

2.食

(1) 基本的考え方

BSE の発生や偽装表示の対応のため、牛の生産段階から牛肉の流通段階までの個体情報について記録・伝達を義務付けた「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が2003年6月に制定され、2004年12月からは国内飼養牛の精肉（晩肉、小間切を除く。以下同じ。）への個体識別番号の表示が義務付けられることとなっている。また、牛肉以外の食品についても、民間の自主的な取組を主としたトレーサビリティシステム⁷が導入されつつある。今後、これらの取組を一層進め、消費者が生産流通履歴をインターネット等で確認できるようにしていく必要がある。

また、良質な食品が消費者に合理的な価格で安定的に提供されるようにするためには、流通・生産を通じた高コスト構造の是正を図る必要がある。このため、食品の取引の電子化により、食品の流通に係る物流、在庫等の流通コストを削減するとともに、経営にITを活用する農林漁業経営を大幅に増加させる必要がある。

(2) 具体的施策

牛肉の履歴情報に係るトレーサビリティシステムの普及

成果目標 2004年までに、100%の国内飼養牛について、個体識別番号により、BSE発生等の場合に移動履歴を追跡できる体制を整備し、2005年までに、100%の国内飼養牛の精肉について、消費者が生産履歴情報をインターネット等で確認できるようにする。

ア) 牛肉の履歴情報に係るトレーサビリティシステムの普及（農林水産省）

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、2004年12月1日から実施される国内飼養牛の精肉への個体識別番号の表示の義務化が円滑に実施されるよう、義務付け制度について各方面に周知徹底するとともに、牛個体識別台帳（データベース）の作成・管理等を行う。

牛肉以外の食品のトレーサビリティシステムの普及

⁷ トレーサビリティシステム：生産・加工・流通等の各段階において、食品等とその情報を追跡し、遡及できる仕組み。

成果目標 :牛肉以外の食品について、その特性に応じたモデル的なトレーサビリティシステムを2005年度までに開発し、生産者、事業者の自主的な取組を支援することにより、消費者が生産流通履歴情報をインターネット等で確認できるようにする。

ア) 牛肉以外の食品のトレーサビリティシステムの普及 (農林水産省)

青果物、米などの牛肉以外の食品について、食品の特性に応じたモデル的なトレーサビリティシステムを開発するため、2005年度までに、地域や流通・加工段階を横断した相互運用性あるトレーサビリティシステムの開発及び運用体制の整備に向けた実証試験の実施を支援する。また、生産者、流通業者等の自主的な導入の取組みを基本としつつ、トレーサビリティシステムの普及を促進するため、必要なデータベースの構築、情報機器の整備等を支援する。

生産履歴情報の信頼性確保に関しては、生産情報公表 JAS 規格⁸の対象食品を、2004年度以降、消費者のニーズ等を考慮しつつ増やしていくことを検討する。また、第三者によるトレーサビリティシステムの監査体制を確立できるよう、2005年度まで情報提供等を通じ支援する。

イ) 輸入食品への対応 (農林水産省)

国内におけるトレーサビリティシステムの普及活動と併せ、日本発の安全な食品流通の仕組みが海外においても導入され輸入食品へも普及するよう、2005年度までにガイドラインの作成等により情報提供を行う。

食品の取引の電子化

成果目標 2005年度までに、食品流通業者のおおむね半数程度が電子的な取引を実現し、電子的取引を開始したおおむねすべての事業者において、物流、在庫等の流通コストを削減できるようにする。

ア) 生鮮食品流通における EDI システムの普及 (農林水産省)

研修等の実施により、生鮮食品流通の取引・物流効率化の基盤となる取引 EDI

⁸生産情報公表JAS規格 生産者等が自主的に食品の生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する規格

の普及定着を図り、2005 年度までに、生鮮食品流通に携わる事業者の少なくとも過半数が電子的な取引を実施できるようにする。

イ) 生鮮食品流通における無線 IC タグを活用した物流管理システムの開発 (農林水産省及び関係府省)

卸売市場等の物流業務における無線 IC タグの実証実験を2005 年度までに実施し、2006 年までに生鮮食品流通の検品、分荷等の物流業務における無線 IC タグを活用した新しい物流管理手法を構築する。

農林漁業経営の IT 化

成果目標 2004 年度までに、IT を活用する農林漁業経営者をおおむね4 割とすることにより、消費者嗜好、市況情報などを収集・活用した効率的かつ安定的な経営が行えるようにする。

ア) 農林漁業経営に役立つデジタルコンテンツや IT 利活用システムの整備 (農林水産省)

2004 年度までに、ほぼすべての地域農業改良普及センターにおけるホームページの作成及びレガシー情報のデジタル化等、情報受発信機能を充実強化するとともに、地域情報化の拠点となる高度情報化拠点施設の整備の推進及び温室等の遠隔環境制御・監視システム等の IT 利活用システム整備に対する支援を実施する。

イ) 農業者等の IT 活用能力の向上 (農林水産省)

2004 年度までに、約 5.5 万人を対象とした農業者等に対する IT 講習等を実施するとともに、普及職員や農業関係者等に対する農業 IT 指導者育成のための IT 講習等を実施し、指導人材を約 1 万人養成する。

3.生活

(1)基本的考え方

我が国の65歳以上人口は、2004年2月現在2452万人で、総人口の19.2%を占め、主要国の中でも高い水準となっている。今後も65歳以上人口は増加傾向が続き、2015年には3277万人、総人口の4人に1人が65歳以上になると見込まれている。また、65歳以上の単身世帯は2002年時点で340万世帯に達しており、こうした社会の変化に対応し、世界に先駆けて高齢者等が安心して生活できる環境を実現していくことが求められる。例えば在宅健康管理サービスなど、ITは、より高度な安全や快適が確保された生活環境作りの原動力として大きな力を発揮するものであり、今後、ITを用いたサービスの選択肢を拡大していく必要がある。そのため、家庭でのサービス提供に必要な基盤の整備費用低減やシステム間の相互接続性等の確保を図る必要がある。

(2)具体的施策

温かく見守られている生活の実現と生活の利便性向上(1)

成果目標 2005年度までに、緊急車両が現場に到着するまでの時間を短縮するとともに、家庭において日常の健康管理などに利用するための必要なシステムを実現する。

ア)緊急時の即応体制と安全便利を実現する環境の整備

a)緊急事案への対応を迅速化するためのシステムの推進(警察庁)

緊急車両が現場に到着するまでの時間の短縮を図るため、緊急車両に優先信号制御を行う現場急行支援システム(FAST)を2005年度までに主要都市へ整備することを旨とする。

b)健康サービス産業の活性化(経済産業省)

ITの活用による健康・医療・福祉情報の提供や健康サービス産業の活性化に向け、2004年度以降先進的な健康サービス提供のための事業構築に取り組む地域に対して事業の立ち上げを支援し、その成果の普及を図る。

c)住宅等への情報通信システムの導入の推進(国土交通省)

高齢者対策、防犯対策、省エネルギー等、住宅における高度な安全性・利便性を実現するため、先導的な情報システム導入実験を2004年度中に実施し、情報システム導入の課題の整理及び普及策の検討を行う。

d)ケーブルテレビの利用高度化(総務省)

2005年度までに、全国的にケーブルテレビネットワークのプロードバンド化や、その利活用についての諸課題を検討する。また、ケーブルテレビによる緊急時自動通報システム、在宅健康管理システム及び遠隔教育等の公共的アプリケーションの提供を実現するため、行政、業界団体間での情報の共有化を図り、技術の標準化及びユーザーが利用しやすいアプリケーションの導入を支援する。

温かく見守られている生活の実現と生活の利便性向上(2)

成果目標 2005年度までに、家庭を便利にし、安全などの付加価値をもつ情報家電を少しでも安価に利用できるようにするために必要な仕様の共通化を行う

ア)情報家電の普及促進

a)情報家電に係る主要技術の共有化・標準化(総務省・経済産業省)

多様な技術仕様の乱立を避けるため、情報家電の主要な技術項目について、2005年度までに重要度に応じて段階的に共有化・標準化を実施する。

b)情報家電の普及のための実証実験(経済産業省)

2005年までに、ユーザーインターフェイス等国民のニーズに応えるべき分野において情報家電の有効性を実証し、その普及を促進する。

イ)電気、ガス、水道等のメーターのコストダウンに係る規制緩和(経済産業省)

消費者保護と検針情報の公正な利用を考慮の上、コスト負担の在り方の検討を踏まえつつ、メーターのコストダウンに係る規制の見直しを2004年までに行う。また、2004年度中に、電気計器本体のコストアップ要因について調査・検討を行い、同年度中に結論を得た上で、2005年度中に措置する。

4. 中小企業金融

(1) 基本的考え方

中小企業の経営状況については、持ち直しの動きが見られるものの、大企業よりも厳しく、長期的に低迷している。中小企業は全企業数のうち 9割以上を占めるなど、日本経済の基盤をなすものであり、中小企業の経営状況が改善しなければ、日本経済の活性化は困難である。

また、中小企業、特にベンチャー企業の中には、新しい分野へ進出するものや、従来とは異なる新しい手法によりビジネスに取り組むものも多い。これら中小企業の経営を改善することができれば、日本発の新しい先進的なビジネスが創出され、日本経済の活性化に大きな役割を果たすと考えられる。

しかし、中小企業が事業を遂行する上で、必要な資金の調達・回収をすることが困難であるとの声も多い。このため、ITを活用することにより、これらの問題点を改善する方策を講じる必要がある。

(2) 具体的施策

中小企業の資金調達環境の整備

成果目標 2005 年までに、中小企業と金融機関等が ITを利用して債権情報や信用情報等入手し、債権の売買等により必要な資金を得ることのできる電子債権市場を活性化するために必要な制度整備等を進め、中小企業が電子的な信用供与を活用できるようにする。

ア) 電子的手段による債権譲渡の推進 (法務省、経済産業省及び関係府省)

電子的な手段による債権譲渡を推進するための施策について、新たな法律の制定も視野に入れて検討し、2004 年中に結論を得る。検討の結果を受けて、2005 年までに制度の骨格を明らかにする。

イ) 電子債権市場活性化のためのモデル事業 (経済産業省)

2004 年度に、モデル事業等を通じて、電子上での債権の売買や信用リスク評価・随時モニタリングなど電子債権市場活性化のために必要なシステム環境整備等について検討を行う。

信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化

成果目標 2005 年までに、中小企業の信用保証の利用に係る事務手続をオンラインで行えるようにする。

ア) 信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化 (経済産業省)

2005 年までに、中小企業の信用保証の利用に係る事務手続をオンラインで行えるようにするため、2004 年度中に、オンライン化に関する標準的システムの仕様を開発するとともに、オンラインの導入に伴う法的問題等の整理検討を行う。

売掛金回収リスク軽減のための環境整備

成果目標 :中小企業が売掛金回収のリスクを軽減できるようにするため、2005 年までに、エスクロー⁹サービス提供事業者の拡大を図るとともに、エスクローサービス提供事業者が搬送状況トレースを活用できる環境が整備されるようにする。

ア) エスクローサービス提供事業者の拡大(金融庁、法務省、経済産業省及び関係府省)

2004 年度にエスクローサービスなどの提供事業者の実態把握及び中小企業のニーズを把握するとともに、出資法第 2 条を含め、エスクローサービスなどの拡大の支障となっているとの意見がある制度等について、関係府省間で連携を図りつつ検討を行い、その拡大のための方向性を示す。

イ) 搬送状況トレースの活用 (経済産業省)

エスクローサービスにおいて、売買の対象物の搬送状況を迅速かつ正確に把握することを可能にすることにより、エスクローサービスをより便利なサービスとするため、2004 年度に、エスクローサービス提供事業者が搬送状況トレースを活用できるよう、その基盤となる商品トレーサビリティに必要な環境整備を行う。

⁹ エスクロー：第三者預託。金融においては第三者が金銭や品物の受け渡しの仲介をすることにより、取引の安全性を高めるサービスをいう

5.知

(1)基本的考え方

我が国の国際競争力を維持強化していくためには、高度で専門的な知識や技術について継続的に学習できる環境を整備する必要がある。一方、生きがいのための生涯学習のニーズも高まっている。このため、従来の講義形式のみならず、多様な教育方法を充実させていく必要があるが、特にITを活用した遠隔教育は、学習者にとって時間や場所の制約を克服できるものであり、有効な教育方法である。すでに、大学等においてインターネット授業を実施している事例もあるが、今後もITを活用した遠隔教育を一層推進していく必要がある。

また、コンテンツに関しては、日本のゲーム、アニメ、漫画等は海外でも高い競争力を誇っている。この他に、我が国には伝統文化や地域文化等の優れた文化が存在している。しかしながら、権利処理作業の負担、不正コピーの危険性等の要因から、こうしたコンテンツの海外へのオンライン配信のみならず、国内でのオンラインコンテンツ市場についても十分には発展していない状況にある。我が国のコンテンツ産業の競争力の向上を図るためには、これらの課題を解決するとともに、我が国の知的財産を利用したコンテンツの創造を活性化させる必要がある。さらに、海外における日本文化の理解向上を図るために、様々な分野の情報をデジタルアーカイブ化し、海外に発信する必要がある。

② 具体的施策

ITを活用した遠隔教育の推進

成果目標 :国際的な労働市場における我が国の人材の競争力を向上するため、専門職、社会人等が遠隔教育により継続的に知識の向上ができるようにする。
この一環として、2005年度までに遠隔教育を実施する大学学部・研究科を2001年度の約3倍とすることを旨とする。

ア)大学等のe-Learningの推進(文部科学省)

2005年度までに、ITを活用した遠隔教育を実施する大学学部・研究科を2001年度の約3倍とすることを旨とし、遠隔教育を可能とするための環境整備を行う。

イ)インターネット大学・大学院の設置基準の改正(文部科学省)

インターネットのみを利用して授業を行う大学・大学院の設置基準について、どのような設置基準が適切であるかを検討するため、2004年度中に実験的に設置基準を改める。

ウ)大学の公開講座の全国配信(文部科学省)

2004年度までに、衛星通信を活用して大学の公開講座を全国の公民館等に配

信する総合的なシステムの管理・運営方法等に関する検討を行い、その結果を具体化するための調査研究を実施する。

エ)技術者の継続的能力開発・再教育(文部科学省)

技術者の継続的能力開発や再教育を支援するため、時間や場所を選ばずに能力開発ができる技術者向け自習教材を2006年度までに700テーマ開発し、インターネット等を通じて提供する。

オ)教育情報衛星通信ネットワークの全国展開(文部科学省)

2005年度までに、衛星通信を活用して提供される学校教育・社会教育に関する情報・研修番組や学習番組等が全国で受信できるなど生涯学習の振興に資するために、社会教育施設、学校、教育委員会等において必要な受信設備の配置を行えるようにする。

コンテンツ産業の国際競争力強化(1)

成果目標 2005年度までに、世界的に評価される魅力的なコンテンツが数多く制作され、デジタルコンテンツ市場において流通されるようにするとともに、2005年度までに、ネットワーク上のデジタルコンテンツ市場規模を1兆円程度に拡大することを目指す。

ア)人材の育成

・コンテンツ制作者等の養成(文部科学省)

2004年度以降も引き続き、我が国のコンテンツ制作者等の実践的な海外留学・国内研修、統括団体が行う養成・研修事業や新人コンクール等への支援、海外の優れたコンテンツ制作者等の招へいにより、コンテンツ制作者の養成を行う。また、2004年度より、映像コンテンツ分野における学生の現場実習を支援し、専門性の高い職能人材の養成を行う。

イ)コンテンツ制作の活性化

a)映画・アニメ等のコンテンツ制作等への支援(文部科学省)

2004年度以降も、我が国の映画・映像水準の向上や新人監督等の育成、地域の活性化などを目的とした制作支援を行うとともに、製作環境の高度化、顕彰の実施などにより、魅力ある日本映画・映像の創造を支援する。また、映像等のコンテンツの制作・流通促進に資するため、映像等のコンテンツの評価手法の調査研究を行う。

b) 地域の特色ある文化等に関するデジタルコンテンツの制作・流通等の促進 (総務省)

地域の多様なデジタルコンテンツの制作・流通等に向けた取り組みの促進を図るため、2004年度中に、地域の特色ある文化等に関する映像コンテンツの制作・流通等におけるケーブルテレビ等の役割及びデジタルコンテンツの制作・流通等の促進方策について検討を行なうとともに、魅力的なコンテンツの制作が促進されるよう、優れた業績を残した人材を顕彰する取組を幅広く支援する。

c) 地域における新たなコンテンツ創出の促進等 (経済産業省)

地域の再生等を目的に、地域の関係者 (自治体、商工業者、宿泊施設、交通機関、NPO、大学等) が一体となって、ITを活用して低コストで地域の特色を活かした新たな集客交流コンテンツを創出するとともに、国内外を問わずに情報発信するシステムを確立できるよう、2004年度以降、ITを活用したマーケティング手法や地域ブランド確立手法、情報フォーマットの標準化等を推進する。

コンテンツ産業の国際競争力強化 (2)

成果目標 2005年度までに、知的財産の権利が正しく保護されたデジタルコンテンツを公正かつ容易に利用できるようにするとともに、コンテンツの海外展開規模については、2005年度までに5,000億円程度に拡大することを目指す。

ア) デジタルコンテンツの流通環境の整備

a) 著作権契約に関する制度的枠組みの整理

・自由利用マークの普及・意思表示システムの整備 (文部科学省)

2004年度以降、著作物の利用に関する権利者の意思を簡便に表示できる「自由利用マーク」の普及を図る。さらに、その普及状況を踏まえつつ、権利者の意思をより詳細に表示できる意思表示システムのあり方についての検討を行う。

b) 著作権権利処理の円滑化

著作権等のクリアランスの仕組みの開発 実証 (総務省)

2004年度中に、著作権に関する情報等のコンテンツに関する情報 (メタデータ) を相互に交換し、不正利用を防ぎつつ流通するための権利処理システムを開発することにより、放送コンテンツを権利者と利用者との間で安全・確実に取引する市場形成を図る。また、当該システムを利用し、コンテンツの流

通等に関する多様なビジネスモデルの試行を行い、民間における権利処理
ルールの確立を支援する。

)過去に放送された放送番組の二次利用にかかる契約の促進 (文部科学
省)

過去に放送された放送番組の二次利用に係る契約を促進する仕組みの
構築に向け、関係者間の議論を促進し、2004 年度中に方向性を得る。

)文書による著作権契約を促進するための「標準著作権契約書作成システ
ム」の構築 (文部科学省)

誰でもできる著作権契約のため、2004 年度中に、「標準著作権契約書作
成システム」を構築し、ホームページで公開する。

c) 多彩なコンテンツ流通基盤の整備 (総務省)

2007 年度までに、整備が進む情報通信インフラにおいて拡大しつつあるコン
テンツの流通をさらに加速化するため、ユビキタス時代の多彩な流通形態や利
活用形態に対応して安全かつ適切にコンテンツの取引・制御が可能となるよう、
権利管理情報やコンテンツ ID 等のコンテンツ流通基盤の整備を図る。

d) コンテンツ流通に関する研究開発

) コンテンツの生体への影響に関する調査・研究 (経済産業省、総務省)

映像コンテンツが生体に対して与える影響について、物理的・医学的な基
礎調査および研究を行い、2005 年度までに、映像の生体安全性評価手法を
開発するとともに、映像コンテンツの光刺激等に対する生体安全技術を確立
する。

) ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証 (総務省)

2004 年度までに、メタデータを活用したコンテンツの多様な視聴や高度な
権利保護を実現する技術、WDM¹⁰によるコンテンツ配信技術等、放送コンテ
ンツ等の大容量映像デジタルコンテンツの光ネットワーク上での流通に関す
る技術の開発・実証を行う。

) デジタルコンテンツの複製防止技術等の確立のための環境整備 (経済産

¹⁰ WDM wavelength division multiplexing (波長分割多重)。1 本の光ファイバで波長が異なる複数の光
信号を伝送することにより、光ファイバ上の情報伝送量を飛躍的に増大させることが可能となる。

業省)

デジタルコンテンツ流通拡大のために、2004年度中に、複製防止技術等のブロードバンドコンテンツ流通のボトルネックとなっている課題の解決に向けた取り組みを行う。

イ) デジタルコンテンツ市場の拡大

どんなに魅力的なコンテンツでも、市場で利用者に購入されなければ、ビジネスとして成り立たない。その一方で、著作権等に対する意識が低い利用者が多く参加する市場では、権利侵害の危険性が高いため、魅力的なコンテンツが市場に供給されない。そのため、デジタル時代に対応したコンテンツ市場の形成を図るとともに、そこに参加する利用者に対して著作権についての啓発活動を行う。

a) デジタル時代に対応したコンテンツ市場の形成

)ブロードバンドコンテンツ流通に係る新たな事業モデルの構築支援 (経済産業省)

2005年度までに、ブロードバンドコンテンツ流通にかかる新たな事業モデルの構築に必要とされる円滑な権利処理や取引契約を含む適切な商慣行の構築、セキュア技術やコンテンツID付与技術、EDI機能を含む、商慣行の実体に則したシステムの確立に向けた民間の取り組みを支援する。

)コンテンツフリーマートの形成促進 (総務省)

2005年度までに、著作権管理等を適切に行いつつ、個人が自由に利用、加工し流通させることができるコンテンツを増大させるための方策を検討する。

)デジタル技術を活用したコンテンツの権利者と劇場等上映施設との間の仲介システムの実用化及びデジタルシネマの推進 (経済産業省、文部科学省)

デジタル映像技術を活用し、これまで十分な上映機関のない地域において、新たな地域上映経路を立ち上げるため、2005年度までにコンテンツに関する権利者と劇場等上映施設の間の仲介システムを実用化するとともに、引き続きデジタルプロジェクター等といった上映技術の普及や総合的な視野を持つ上映事業者等の人材育成を図る。また、デジタル映像技術を活用した上映を推進するため、2004年度中にデジタルシネマ推進フォーラムを創設する。

)「日本映画情報システム」の開発・整備 (文部科学省)

2004年度中に、映画作品に関する情報提供や映画製作者と上映事業者等との交流の場として、インターネット上に「日本映画情報システム」を設ける。

b) コンテンツ利用者に向けた著作権についての啓発活動

)学校における著作権教育の支援 (文部科学省)

ネットワーク整備の進展やネットワークコンテンツの普及にともない重要となる著作権に対する知識や意識を涵養するため、2004年度中に、子どもたちが楽しみながら著作権が学べるソフトを開発し、ネットワークにより全国に提供するなど著作権に関する総合的な教育事業を実施する。

)国民一般のための著作権に関する知識・意識の普及 (文部科学省)

著作権に関する知識や意識を高めるために、2004年度中に、広く多くの国民を対象とした著作権講習会を10回程度開催する。また、これまでに実施した広く多くの国民を対象とした著作権講習会等を踏まえ、2004年度までに、著作権に関する疑問・質問を集積し、それらに対する回答とともにインターネットを通じて情報提供を行うシステムを整備する。

c) 海外展開のための環境整備

) コンテンツ産業の海外展開 (経済産業省)

東京国際映画祭にマーケット機能を付与することにより、2006年度までに日本コンテンツ情報発信のコアとして確立するとともに、カンヌフィルムマーケット等国際コンテンツ見本市への出展支援を行い、我が国コンテンツ産業の積極的PRを行う。

)放送番組の海外展開 (総務省)

我が国の代表的な映像コンテンツである放送番組の海外展開を促進するため、2004年度以降、諸外国における放送番組に関する流通の状況等も勘案した推進方策について検討を行う。

)アジア地域におけるデジタルコンテンツ国際間電子取引基盤の実用化 (総務省)

2004年度も引き続き、デジタルコンテンツの国際間取引を可能とする技術の実用化を推進すると共に、アジアにおける多言語環境への対応の充実及び開発・実証された技術の標準化に貢献し、アジアにおける普及・促進に努める。

)アジア地域における著作権に関する知識・意識の普及 (文部科学省)

2004年度以降も引き続き、アジア地域の一般国民を対象とした教材のマスター版を作成・配布し、インターネット上の著作物の保護を含む著作権教育を実施するためのセミナーを各国で開催する。

）海賊版対策に向けた国際機関の積極活用（文部科学省、外務省）

2004 年度も引き続き、世界貿易機関（WTO）¹¹や世界知的所有権機関（WIPO）¹²等の国際機関を活用し、我が国著作物の海賊版が流通している国々に対して、法制度整備、エンフォースメントの強化を働きかける。

）日中等著作権関係協議（文部科学省）

インターネット上の著作物の著作権の適切な保護のため、2002 年度に開始された中国等との協議について、2004 年度についても、引き続き協議を行う。

）アジア地域著作権制度普及促進事業（文部科学省）

2004 年度も引き続き、WIPO の協力を得て、新条約加盟促進を目的とするシンポジウムの開催、電子的権利システムの構築を支援するための専門家の派遣、権利侵害の紛争処理に必要とされる人材育成のための研修を実施するとともに、新たにネットワーク社会において著作権保護が及ぼす経済的効果をテーマとしたシンポジウム等を実施する。

）WIPO における著作権についての国際的なルールの構築（文部科学省、総務省、外務省）

2004 年度以降も、WIPO における「視聴覚的実演に関する条約（仮称）」及び「放送機関に関する条約（仮称）」についての議論に積極的に参画し、インターネットの発達などに対応した著作権に関する新たな国際ルールの構築を図る。あわせて、アジア地域を中心に、すでに発効している WIPO 新条約（WCT（著作権に関する世界知的所有権機関条約）、WPPT（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約））を締結するよう働きかけを行う。

）海外での著作権執行推進の支援（文部科学省）

2004 年度も引き続き、対象国のインターネット上の著作物の保護を含む著作権法制度、水際での取締りを含む権利の執行等を JETRO 等の協力も得た上で調査を行い、対象国での著作権等の紛争解決を行うためのマニュアルを作成し、著作権関係企業、団体に配布する。

¹¹ 世界貿易機関（WTO）：国際貿易を管理し、貿易の自由化を促進する機関。1995 年設立。WTO は World Trade Organization の略。本部はジュネーブ。

¹² 世界知的所有権機関（WIPO）：工業所有権や著作権等の知的所有権保護の国際的な促進を目的として、知的所有権分野における国際的規範と基準の確立、関係諸条約の管理、知的所有権に関する法的・技術的情報の提供及び開発途上国における知的所有権制度の確立のための援助を行う国連の専門機関。1970 年設立。本部はジュネーブ。WIPO は World Intellectual Property Organization の略。

日本映画 映像の海外発信支援 (文部科学省)

2004 年度以降も引き続き、海外映画祭への出品等の支援や国内における国際的な映画祭等を支援することにより、日本映画 映像の海外への発信支援を行う。

多様なコンテンツ資産の有効活用

成果目標 2005 年度までに多種多様なデジタルコンテンツ資産を統合的かつ簡便に利用できるようにする。

ア) デジタルアーカイブ化及び国内外への発信

a) デジタルアーカイブ化の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省及び関係府省)

2005 年度までに、放送・出版、映画等のコンテンツや、美術館・博物館、図書館等の所蔵品、Web 情報、地域文化、アジア諸国との関係に関わる重要な公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずる。

b) 文化遺産オンライン構想の推進 (文部科学省、総務省)

デジタルアーカイブ情報の検索を容易にするため、2005 年度までに、国や地方公共団体、私立の美術館、博物館のネットワークの充実を図り、共通索引システムを整備する。また、2006 年度までに、全国で 1000 館程度の美術館、博物館等が参加する文化情報に関するポータルサイトの確立を目指す。

イ) アーカイブ流通のための技術開発の推進

a) 映像表示 伝送技術の確立のための技術開発 (総務省)

高品質のアーカイブを円滑に流通させるため、2005 年度までに、実物の色、質感・立体感・光沢を忠実に再現する映像表示・伝送技術の確立を目的とした研究開発を実施する。

b) 安全・円滑な流通のための技術開発 (総務省)

アーカイブ化されたコンテンツのネットワークによる利用を促進するため、2004 年度も引き続き、メタデータを活用した一元的な高速検索技術やコンテンツ保護技術等、その安全・円滑な流通を可能とする技術の開発、実証等を推進する。

6.就労 労働

(1)基本的考え方

近年の我が国の雇用情勢は、完全失業率が約 5%という高水準で推移する等、依然として厳しい状況にある。こうした情勢に適切に対応するため、政府では各種の総合的な雇用対策を図っているところであるが、こうした方策を一層効果的なものとするためには、人材等資源の柔軟かつ機動的な再配置を促す IT の適切な活用が不可欠である。例えば、求人・求職活動や民・官間の人材交流において、誰もが必要な情報を時間や場所の制約なく一元的に入手し、比較検索できる電子的な仕組みを整備・充実させることで、労働力需給のミスマッチの一層の解消につながり、人材資源の移動の円滑化が図られ、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会が実現される。

また、国民のライフスタイルに対する価値観の多様化等に伴い、個々人のニーズに応じた柔軟な就労形態に対する需要が労使双方において顕在化しているが、高速・低廉でセキュリティの高い通信ネットワークや、テレビ会議システムなどの近年の情報通信技術の進展は、多様な就労形態の選択肢を拡大するものである。こうした情報通信技術を活用した、能率が最も高まり、また創造性が最も発揮されるような場所と時間を選択した働き方の典型であるテレワーク¹³や裁量労働については、日本においても近年導入する企業の増加が見られ、また、改正労働基準法により民間における裁量労働制の拡充が行われている。しかしながら、欧米諸国に比べた導入の遅れや、また、裁量労働制に関する手続きの一層の緩和、労働時間管理に縛られない法制度設計の必要性も指摘されているところである。このような、個々の人生設計に対応した多様な就労形態の選択を可能とすることで、一人ひとりがより創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会が実現され、ひいては、就業と家事・育児・介護の両立が可能となるなど、男女が共同して参画する社会の実現にも資する。

さらに、IT 革命が雇用面に与える影響として、企業等の業務効率化に伴う雇用削減の可能性も予想されるところであるが、これに対しても適切な対応を図るため、IT 関連も含めたベンチャー企業の創出・育成などを通してセーフティネット(安全網)を整備していくことも重要である。こうした観点から、電子的手段を活用し起業・事業拡大の容易化を実現するとともに、特に IT 関連分野における新事業創造支援を推進することを通じ、就業機会の創出・拡大を図っていくことが必要である。

¹³ テレワーク：従来の定まった場所で定められた時間働くという考え方から離れて、効率や成果が最も高まるような場所と時間を選択して、IT を活用して仕事をする。企業に雇用される「雇用型」と自営形態で行われる「非雇用型(自営型)」に大きく分類される。

② 具体的施策

人材資源の移動を円滑化し、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会の実現

成果目標：2005年までに、電子的な手段で情報を入手し職を得る人が年間100万人となるとともに、女性の25歳以上44歳以下の労働力率¹⁴を70%になるようにする。さらに、企業年金における確定給付型年金の中途脱退者の通算制度の拡大を実現する。

ア) 官民連携した雇用情報システム(しごと情報ネット)の充実(厚生労働省)

全国の民間職業紹介事業者や公共職業安定所が保有する求人情報を、インターネットや携帯電話を利用して誰もがどこからでも容易に入手し、一覧、検索出来る官民連携ポータルサイト「しごと情報ネット」(2001年8月から稼働)について、2004年度中に、障害者の求職情報の提供、職業能力開発情報とのリンケージを図ることにより、失業者の早期再就職、在職者の失業なき労働移動の一層の実現を図る。

イ) 長期雇用を優遇する制度の見直し(厚生労働省)

従来型の年金に関わる制度や退職金に関わる税制等、長期雇用を優遇する制度が人材資源の流動化を阻害することのないようにする必要がある。このため、長期雇用を前提とした制度の見直しや、退職金に関する制度の中立性の確保等についての検討を進める。

特に企業年金については、確定給付型年金の中途脱退者の通算制度の拡大など確定給付型年金のポータビリティ¹⁵向上等につき、2005年度の国民年金法等の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

ウ) 官民間での人材交流の円滑な推進に向けた諸方策の検討(内閣官房、人事院、総務省、及び全府省)

民・官の間での双方向のオープンな人材交流を推進するため、公務の中立・公正性の確保を踏まえつつ、2005年度末までに、官民人事交流制度、任期付職員制度において民間企業との雇用関係の継続を認めることとするなど、民・官間の人材の兼業規制を含む服務上の規定等の必要な見直しを行う。また、官民人

¹⁴ 労働力率 全人口に占める就労者の割合

¹⁵ ポータビリティ：携帯性」。年金のポータビリティとは、転職時等に年金資産を移管できることをいう。

事交流促進に関する方針を策定するなど人材交流の円滑な推進や有能な民間人の登用の促進に向けた諸方策の検討を行う。

エ) 女性のチャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備 (内閣府及び関係府省)

再就職等の雇用や起業、NPO、農林水産、まちづくり、地域社会等の様々な分野でチャレンジしたいと考える女性が、必要なときに必要な情報を効率的に入手できるような総合的な情報提供システムの構築を進めるため、「チャレンジ・サイト」(内閣府ホームページ内に設置)の内容の充実を引き続き図るとともに、2004年度から、都道府県におけるモデル事業として「地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業」を実施し、その成果の全国普及を図る。

多様な就労形態を選択し、より創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会の実現

成果目標 :生産性の向上、通勤負担の軽減、仕事と生活の調和等に向けた就業環境の整備を前提とした上で、就業者全体に占めるテレワーク⁶人口比率を現在(2002年)の6.1%から2005年で10%になることを目指すとともに、現在未導入である国家公務員(中央官庁)におけるテレワークについても、2005年に導入開始することを目指す。

ア) 企業によるテレワーク導入支援 (総務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省)

民間におけるテレワーク勤務等については、2003年度に策定した「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」や2004年度中に整備・周知される「企業によるセキュリティの高いテレワーク環境の導入を支援するためのガイドライン」及び「民間におけるテレワーク人口比率等の調査結果」等を踏まえ、2005年度早期に企業、労働者双方に配慮した統一的なガイドブックを作成する等民間における多様な勤務形態が選択可能な制度の導入が促進されるよう適切に施策を講じる。

イ) 労働者が創造的な能力を発揮するための労働関連制度の整備 (厚生労働省)

¹⁶ テレワーク：ここでは、情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方と定義する

職種の急速な多様化等の環境変化に俊敏に対応し、労働者が創造的能力を発揮できるよう、労働関連制度について、改正労働基準法の施行状況を把握した上で、米国のホワイトカラーイグゼンプション¹⁷の制度等も参考にしつつ、従来型の規制の在り方について引き続き検討を行い、必要に応じて措置を実施する。

ウ) 地方公務員のテレワークに関する制度等の環境整備 (総務省)

地方公共団体におけるテレワークの導入の検討に資するため、引き続き情報提供等の必要に応じた措置を行う。

起業・事業拡大支援による就業機会の創出・拡大

成果目標 2005 年までに、起業家・経営者が、起業や事業拡大時等に関する情報を効率的に入手でき、また、必要な手続きが簡易にできるようにするとともに、起業希望者に占める実際に起業した者の割合を、男女とも 30% となるようにする。

ア) 起業・事業拡大等に関する情報等を効率的に入手できる仕組みの構築 (総務省)

情報通信ベンチャーの経営に必要な情報をワンストップで提供するポータルサイトを整備し、情報通信ベンチャー及びこれらの企業の創業を目指す個人を支援する様々なサービスを提供する。独立行政法人情報通信研究機構のホームページ上に開設している「情報通信ベンチャー支援センター」について、引き続き専門家による経営相談、助成金等の支援情報のワンストップ検索等の既存のサービスに加え、2004 年度中可能な限り早期に交流を希望する会員間のマッチングを自動化するシステム等の運用を開始する。

イ) 起業・事業拡大時に必要な手続きが簡易にできる仕組みの構築 (内閣官房、財務省、法務省、厚生労働省、経済産業省及び関係府省)

税務関係登録、社会保険・労働関係申請、その他起業時に必要となる行政機関及び民間企業等への各種手続きを簡易化するため、2004 年度より関係省庁連携の下に検討を行い、2005 年度より、民間事業者によって運営される官民連携ポータルサイトの実証実験等できる限り早期に必要な手続きが簡易に行える仕

¹⁷ ホワイトカラーイグゼンプション：管理的被用者や専門的被用者であること、過給額が一定水準以上であること等の要件に該当する者について、時間外賃金の支払いを適用除外する制度。

組みを構築する。

ウ) 起業機会の拡大等

a) ITベンチャー企業等への資金助成(総務省)

2004年度中に、先進的な技術の研究開発を行うITベンチャーに対し、研究開発資金の一部の助成を行う。また、創業後間もない段階のITベンチャーに対し、民間投資が行われることを要件として、新規ビジネスの事業化に必要な資金の一部の助成を行う。

b) 中小ITベンチャー企業の事業化支援(経済産業省)

2007年度までに、1億円以上の売上高を達成する企業を10社育成することを目標に、優れた技術シーズを持つ中小ITベンチャー企業に対し、市場を見据えたソフトウェア製品の完成のための技術開発支援と、その事業化までの支援を行う。

c) 戦略的なIT利用のための投資促進(経済産業省及び関係府省)

企業活動の抜本的な合理化や経営革新につながる戦略的IT投資に係るプロジェクトの活性化を図るため、戦略的IT投資に積極的な事業者の連携、研鑽及び情報の収集を引き続き支援するとともに、戦略的なIT投資を支援するプラットフォームとして「IT経営応援隊」を設置し、企業経営におけるIT投資の意義等についての普及を行う。このような取り組みを通して、2005年度までに先進事例となるようなプロジェクトがおおむね1万件創出されることを目標とする。

d) 市民活動活性化モデル事業(市民ベンチャー事業)(経済産業省)

まちづくり、生活支援等の分野で女性や高齢者が中心となって行う市民活動等のうち、ITを有効に活用して地域の新事業・雇用の創出に寄与する特に優れた事業を、2002～2004年度において50件程度選定し、活動の立ち上げ、企業化を支援するとともに、全国への普及を図る。

7.行政サービス

①) 基本的考え方

行政の情報化は、行政分野へのITの活用により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上を図ることを目的とするものであり、こうした目的を達成していくためには、先述したとおり、ワンストップサービスの整備、業務・システムの最適化等を着実に進めていく必要があるほか、行政運営に関する情報を国民がわかりやすく知ることができるよう行政ポータルサイトの整備や情報システム調達の改善に取り組んでいく必要がある。

②) 具体的施策

行政ポータルサイト等の整備

成果目標 2005年度末までに行政ポータルサイト等を整備し、これを活用しつつ、政策立案過程、実施状況、事後評価等行政運営に関する情報を国民がわかりやすく知ることができるよう情報提供を行い、広く国民の行政への参画を容易とする。

ア)行政ポータルサイトの整備(総務省及び全府省)

「行政ポータルサイトの整備方針」(2004年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、2005年度末までに以下の取り組みを行う。

各府省は、国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の一層の充実を図る。

報道発表資料、パブリックコメント、政策評価等全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲載する情報について、掲載項目の見直し、掲載情報の充実、ホームページ上の表示位置の整合性を図る。

電子政府の総合窓口(以下「e Gov」といふ)及び各府省ホームページについて、高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ(掲載情報)に関する日本工業規格(JIS)策定動向を踏まえ、必要な改善を図る。

- ・e Govから案内するホームページを地方公共団体、国会、裁判所等に拡大する。
- ・e Govの利用方法等の問い合わせに一元的に対応するため、電子政府利用支援センターを整備する。

イ)政府統計の利用環境の整備 (総務省及び関係府省)

政府統計について、データベース化を進め、政府と地方公共団体間で情報の共有化を図るとともに、分析ツールの提供等による統計分析の支援環境の整備、公開可能な統計情報のインターネットによる提供を推進する等、政府全体の業務・システムの最適化を図りつつ、国民や企業における統計利用の環境を整備する。

このため、上記の内容を含めた最適化計画を2005年度末までのできる限り早期に、総務省が中心となって策定する。

ウ)地上デジタル放送及びケーブルテレビの利活用に関する研究 (総務省)

地方公共団体や住民にとってより身近な媒体である地上デジタルテレビの通信機能やケーブルテレビ(CATV)を活用して、行政サービスを提供するための諸課題の解決策及び普及のための施策を検討し、全国において地上デジタル放送が開始されることとなる2006年に向けて、今後の地方公共団体における行政サービス等の提供への活用を促進する。

政府調達 of 電子化、情報システム調達の改善

成果目標 政府調達の電子化、情報システムに係る政府調達の改善を推進し、
調達手続の合理化・透明性の向上、調達費用の低減を図る。

ア) 政府調達の電子化

契約の電子化 (総務省及び全府省)

政府調達における契約の電子化について、2004年度内に具体的な実施方針を検討し、これを踏まえ、政府調達に係る業務・システムの最適化を図るため、契約の電子化を着実に推進する。

公共事業支援統合情報システム (国土交通省)

公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を2004年度までに構築するとともに、その後更なる高度化を図る。

イ) 情報システムに係る政府調達の改善 (総務省、経済産業省、財務省及び全府省)

各府省は、情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(2002年3月情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承 2004年3月改定)に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法(プロジェクトマネジメント手法)の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取り組みを推進する。

{1-3}インフラ

(1)基本的考え方

IT 革命を推進し、我が国を世界最先端の IT 国家とするため、ネットワーク形成においては、通信の速度・容量だけでなく、多様性・安全性・信頼性など総合的に評価した上で、情報格差の是正に配慮しつつ、世界最先端の水準と認められるものを目指していくことが必要である。

これまで官民挙げて取り組みを行ってきた結果、ブロードバンド利用環境では、評価専門調査会で評価されたとおり、我が国は世界最高水準に達しつつある。

今後は、携帯電話のインターネット対応率が世界第一位となり、無線 LAN による高速インターネット接続も進んでいることを踏まえ、周囲のすべての機器が端末化し、いつでもどこでも何でもつながる「ユビキタスネットワーク」の実現を目指す。

このため、e-Japan 重点計画-2004 では、評価専門調査会での提言を踏まえ、ネットワーク整備について、多様な高速インターネットアクセスが登場していること、e-Japan 戦略において、ユビキタスネットワークの IT 活用環境の整備が掲げられていることを鑑み、有線系の目標数に、無線系を加えた形で目標を再設定し、成果目標として設定している。

ユビキタスネットワークの実現に向けては、既存のインフラの有効利用を更に進めるとともに、通信事業者による整備の円滑化を図るための施策や整備支援策を講じることにより、設備ベースの競争を実現していかなければならない。

無線 LAN や第 4 世代移動通信システム¹⁹、電子タグ²⁰などの新たな電波ニーズに的確に対応するため、電波の迅速かつ円滑な再配分を行うとともに、混信防止に配慮しつつ、電波の共同利用などの効率的利用を推進することに加え、将来想定されるトラヒックの急増に対応し得るネットワークインフラ整備の在り方について検討する必要がある。

米国では全世帯の 9 割超、英国では全世帯の 8 割程度が地上デジタル放送を視聴可能な環境が整備されており、我が国においても早急に放送のデジタル化を図るとともに、放送と通信を融合させたサービスを推進する必要がある。

高度情報通信ネットワーク社会においては、すべての国民がインターネット等を容易にかつ主体的に利用し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮出来ることが重要である。このため、地理的な制約等に起因する情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正を積極的に図っていくことが必要であり、採算性等の問題から民間事業者による整備が期待出来ない過疎地域等の条件不利地域における情報格差の是正を図ることが必要であ

¹⁹ 第 4 世代移動通信システム (4G) (第 3 世代携帯電話) の次の世代の移動通信システム。100Mbps 程度の超高速伝送をどこでも使える無線システムとして期待されている。

²⁰ 電子タグ (RFID) は IC チップを内蔵したタグ。この中に個別の識別情報等を格納しておくことで、電波を利用し、接触することなく近接した距離において格納されたデータを読み書きすることが可能となる。

る。

この観点から、過疎地域、離島等の条件不利地域において、その活性化を図るためにも、必要に応じて、関連施策と連携し、情報通信基盤の整備や情報通信技術を活用した公共サービスの充実等を推進する。

(2) 具体的施策

高速・超高速インターネット利用環境の整備

成果目標 2005 年までに利活用の推進やコンテンツ・サービスの充実等により、有線・無線を問わず、高速インターネットアクセス (44kbps 以上 30Mbps 未満²¹) へ 4,000 万加入、それに加えて超高速インターネットアクセス 60Mbps 以上へ 1,000 万加入を達成する²²。

高速・超高速インターネットが全国どこでも利用できる環境を整備するため、必要な規制改革や競争政策、研究開発等を推進するとともに、ビジネスとして成立しにくい地域については、特別措置を実施する。

ア ネットワークインフラ整備の在り方に関する検討 (総務省)

2004 年度中に、将来的なトラフィック急増に対応し得るネットワークインフラ整備の在り方について、必要な技術開発も視野に入れた検討を行い、必要に応じて速やかに解決策に着手する。

イ) 民間事業者による高速・超高速ネットワークインフラ整備支援 (総務省)

高速・超高速インターネットが全国的に普及するよう、民間事業者の投資負担軽減のため、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、高速・超高速ネットワークインフラ整備を行う民間事業者等に対し、超低利融資、税制優遇措置、無利子・低利融資、債務保証の支援策を 2004 年度も継続的に講ずる。

ウ) 地域公共ネットワークの整備推進及び全国的な接続 (総務省)

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワーク²³の全国的な普及について、2005 年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行うとともに、都道府県情報ハイウェイと接続することにより、全国的なブロード

²¹ 有線については DSL と CATV、無線については 第三世代携帯電話と無線 LAN や FWA 等の無線アクセスを対象とすることを念頭においている。

²² 無線 LAN によるホットスポットサービスについては利用者数の推計値をもって加入者数とみなすこととする。

²³ 行政機関専用の業務系 (行政の内部事務) 及び情報系 (住民サービス等) の両者またはいずれかの機能を有するネットワークが「公共ネットワーク」であり、このうち市町村が整備するものが「地域公共ネットワーク」である。

バンド・ネットワークを2005年度までに構築する。

エ) 公共施設管理用光ファイバ及びその收容空間の整備、開放 (国土交通省、農林水産省、警察庁、総務省、経済産業省)

2004年度中に、道路、河川、港湾等において公共施設管理用光ファイバの整備や電線共同溝の整備等による電線類地中化等にあわせて約36,000kmの收容空間等を整備するとともに、2005年度までに、情報BOXの不連続区間を解消し、全国ネット化の概成を目指す。また、民間事業者のネットワーク整備の更なる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で河川・道路施設管理用光ファイバや公共施設管理用光ファイバ收容空間の開放を順次進める。

電線類地中化については、緊急輸送道路・避難路が確保されるとともに、情報通信ネットワークの信頼性が向上し、都市防災性の向上に資するため、2004年度を初年度とする「無電柱化推進計画」に基づき、電線共同溝の整備等による無電柱化を推進し、市街地の幹線道路の無電柱化率を9% (2003年度末見込) から17% (2008年度末) に上げる。

また、国営排水施設に敷設されている光ファイバについては、2004年度から開放を実施する。

オ) IPv6普及促進 (総務省)

a) IPv6移行の推進

インターネット基盤全体のIPv4からIPv6への円滑な移行の実現のため、2004年度も引き続き実証実験等を実施し、技術的課題の解決、移行モデルの策定等を行う。

また、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき、税制優遇措置、無利子・低利子融資の支援策を2004年度も引き続き実施するなど、IPv6ネットワークへの速やかな移行のため必要な措置を講ずる。

b) 情報家電のIPv6化に関する総合的な研究開発

2005年度までに、すべての国民が場所を問わず、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・簡単に行えるIPv6が実装されたインターネット環境において情報家電に必要なとされる技術を確立する。また、ブロードバンド時代に向けて、必要となる端末機器等の通信・放送に係る研究開発、実証実験等を促進する。

カ) 地理的情報格差の是正

a) 高速・超高速インターネットの地理的格差の是正 (総務省、農林水産省)

過疎地域等の条件不利地域は、都市地域よりも情報通信基盤の整備が遅れており、次世代ユニバーサルサービスと言われている高速・超高速インターネットの普

及を推進する上での課題となっている。民間によるネットワーク整備とその支援を原則としつつ、地方公共団体等の公共ネットワーク、公衆用インターネット端末等の整備を支援し、地域住民のインターネットアクセス環境を向上させる。

加入者系アクセス網について民間事業者の光ファイバ網、DSL 等の整備に対して、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき都市地域等よりも手厚い金融措置を 2004 年度も継続的に講ずる。また、地方公共団体等が行う過疎地域等における加入者系光ファイバ網等のネットワーク整備に対して、2004 年度も継続的に支援を行う。

b) 移動通信用鉄塔施設の整備 (総務省)

過疎地域等において市町村が移動通信用鉄塔施設を整備する場合に国がその設置を支援すること等を通じ、2005 年度までの可能な限り早い時期に過疎地域等において新たに 10 万人 (対 2002 年度比) を携帯電話が利用可能な状態とすることを旨とするなど、継続的に地理的格差の是正を図る。

キ) 放送のデジタル化の推進 (総務省)

高度情報通信ネットワーク社会においては、多様な情報がネットワークを区別することなく自由に流通することが重要である。デジタル放送はインターネットと極めて親和性が高く、IPv6 を備えたインターネットと組み合わせることにより、デジタルコンテンツを放送以外の多様なメディアに流通させることが一層容易になるとともに、豊富なアドレス空間その他の IPv6 の高度な機能を活用するなど、放送と通信を融合させた利便性の高いサービスが実現し、すべての国民が容易かつ安全に、多様な情報を入手し、利用することができることとなる。

このように家庭における IT 革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、全国において 2006 年までに地上デジタル放送を開始するとともに、2011 年までに地上デジタル放送へ完全移行するため、地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を講ずるとともに、デジタル放送施設の整備に対して 2004 年度も引き続き税制・金融上の支援を行う。また、デジタル放送への円滑な移行のため、デジタル放送のメリット、スケジュール、視聴方法、アナログ放送の終了時期等について広く国民に周知を行う。

ケーブルテレビについては、2010 年までにすべてデジタル化されることを目指し、2004 年度も引き続き税制・金融上の支援を行う。

〔2〕 2006 年以降に向けての布石

「e-Japan 戦略」は、「2005 年までに世界最先端の IT 国家となる」を実現するとともに、「2006 年以降も世界最先端であり続けることを目指す」としている。IT 革命を支える技術や市場環境は、日進月歩であり、しかも急速に変化するものである。こうした変化を的確に見据え、「2006 年以降に向けての布石」には、中長期的な観点から取り組むべき施策のうち、将来の IT 社会の種を蒔き、成長の芽となる施策など、2006 年以降も世界最先端であり続けるために重点的に取り組むべき施策を盛り込んだ。

1. 国際政策

我が国が、最先端の IT 国家であり続けることは同時に、我が国がアジア等の周辺諸国のみならず、先進国間、アジア以外の途上国に対して、IT 分野の様々な先導的な取り組みを伝えるとともに、各国制度等の国際的調和、各分野における標準化への対応などについて我が国がイニシアティブを取る立場になることを意味する。アジアに対する IT 協力を行う中で、2006 年以降の国際政策を推進するための知見を蓄積していくことが重要である。

アジア各国への IT 協力については、アジア各国との経済連携の進展等を踏まえながら、2 国間プログラムにとどまらず、多国間プログラムのより積極的な推進を図る。また、個別のプロジェクトの推進にあたっては、例えば我が国が 2005 年度の導入を目指す IC パスポートについて、ICAQ、ISO など国際機関等の取り組みを支援しつつ、アジア地域全域でのセキュリティ強化の観点から、各国の要望に応じて導入支援を進めていくことなど、関係国との政策対話を通じて、推進していく必要がある。

< 関連する施策 >

- ・アジアイニシアティブやアジア・ブロードバンド計画などによるアジア各国への 2 国間・多国間協力の推進 (内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、経済産業省及び関係府省)
- ・アジア地域での IC パスポートの導入支援 (内閣官房、外務省、法務省及び関係府省)

2. 情報セキュリティ

我が国社会にインターネット等が広く浸透するとともにその利用形態の高度化が進み、また重要インフラ等の社会基盤の多くが情報システムへの依存性を一層高めつつある状況は、情報セキュリティ関係事案の発生等が国民の社会経済活動に深刻な影響を及ぼし得るおそれを強めている。このような社会全体の「脆弱性」を極力排除するため、2005 年を目指し、誰もが安心してインターネット等を利活用できる環境整備を進めてきたところである。

2006 年以降も、高度情報通信ネットワーク社会の着実な形成を図り、国民がその利便性を十分に享受するため、研究開発や人材育成のほかセキュリティ関連情報の共有や情報セキュリティ意識・文化の定着を図るとともに政府全体で統一のとれた所要の情報セキュリティ対策を積極的に実施することが重要である。

< 関連する施策 >

- ・広報啓発活動による情報セキュリティ意識の向上 (警察庁)
- ・脆弱性関連情報の円滑な流通のための体制づくり (経済産業省)
- ・情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に向けた総合的な研究開発 (総務省)

3.人材・教育

人材については、2006 年以降も引き続き、IT 専門家の育成と一般国民の IT 能力の向上を行っていくことが重要となる。そのため、どのような人材をどのように育成するかといった中長期的な方針を掲げ、IT 活用による教育効果などを事後的に評価しながら、戦略的に人材育成を進めていく体制を整えていく必要がある。

< 関連する施策 >

- ・人材育成施策に関する方針の明確化 (内閣官房、文部科学省、経済産業省、総務省及び関係府省)

不足が指摘される高度な IT 専門家については、これまで必要とされてきた情報通信産業、ソフトウェア産業、コンテンツ産業等の IT 産業分野に留まらず、今後ますます医療、農業等の利用分野においても必要性が高まる。高度な IT 専門家を育成するため、IT に関する教育プログラムの開発、体制の充実等について検討することが重要である。一方、IT 利用の普及に伴い多数の IT 専門家を確保することが不可欠となるが、このためには、我が国のみならずアジア諸国における IT 人材を育成する必要があり、この面からのアジア各国との協力・協調の進展方策を検討していく必要がある。

< 関連する施策 >

- ・IT スキル標準を基盤とした教育訓練モデルの開発・実証 (経済産業省)
- ・情報通信分野の研修高度化支援 (総務省)
- ・アジアにおける e-Learning の促進 (経済産業省)

一般国民の IT 活用能力の向上については、学校教育での IT 利用を通じて若年世代の能力が高まってきている一方、IT に触れる機会の少ない人たちが取り残されていくことが懸念される。このため、公共的なスペースを使って IT に触れる機会を提供するとともに、利用に対する心のバリアを取り払う取り組みを平行して行っていく必要性がより高まるものと予想される。

学校教育での IT 活用については、これまで、パソコンの整備やインターネット接続、あるいは教育用コンテンツの開発等の環境整備に取り組み、教育の情報化を進めるため

の基盤は出来つつある。今後は、これらを有効に活用し、ITの持つメリットを最大限に活用して、いかに教育効果を高めていくかが課題になる。そのため、豊富なデジタル教材が提供される工夫など、整備されたIT機器を効果的に活用する経験を蓄積し、そのノウハウを全国的に普及していくことが今後重要になる。また、高等専門教育では、ITを使うことで、時間、空間の制約がなくなり、教育を受ける機会が大きく広がる可能性があり、急速に革新する技術水準にキャッチアップする必要のある社会人技術者等のニーズに対応することも重要である。

< 関連する施策 >

・インターネット大学・大学院の設置基準の改正 (文部科学省)

・授業等におけるネットワーク型教育用コンテンツ活用の推進 (文部科学省)

4. 電子商取引等

2005年までの取り組みにおいて、電子署名法等が制定されるとともに、電子商取引等に係る種々の規制改革がなされることにより、基本的なIT利用制度基盤は構築されるものと見込まれる。

今後は、現実の世界で行えることすべてが、サイバースペース上でも同様に行うことができるようにする必要がある。このため、認証すべき個人属性の範囲の拡大や電子文書の原本性を証明する方策、書面交付の一層の電子化のための方策など制度の質的充実等について検討を開始する必要がある。

< 関連する施策 >

・電子的手段による資格保有等証明の推進 (内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省)

・タイムスタンプに対する一層の信頼性の付与及び利用促進 (総務省及び経済産業省)

5. コンテンツ

コンテンツについては、2006年以降できるだけ早い時期に、現在の放送市場に匹敵する規模でのコンテンツ取引市場がユビキタス・ブロードバンド上に創生されることを目指す。このためには、多様なネットワーク上を流通し、多様なスペックの端末で利用されるコンテンツに係る権利が確実に保護され、利用料金の徴収が簡便に行えるとともに、利用者の利便性が確保されることが不可欠となる。

< 関連する施策 >

・多彩なコンテンツ流通基盤の整備 (総務省)

現在、かつてないほど我が国のコンテンツに対する関心が地球規模で高まっている状況にある。これはビジネス面での取り組みだけで達成されたものではなく、我が国コンテンツのグローバルに有する価値の反映であり、この関心を一時的な流行に留めず、より

恒常的な人類文化の主要部分に位置付けていくとともに、産業的な基盤に支えられたものにしていく必要がある。海賊版対策等の取り組みに合わせて、官民協力した我が国コンテンツの PR 方策等を検討していく必要がある。これにより、世界に誇れる魅力のある日本発コンテンツの市場が拡大していくことが期待される。

< 関連する施策 >

・コンテンツ産業の海外展開 (経済産業省)

放送番組の海外展開 (総務省)

ブロードバンド上や海外に市場を拡大していくためには、我が国コンテンツ産業の制作能力の一層の向上を図っていく必要がある。このためには、コンテンツ産業を支える多様な技術専門家、権利者等の契約関係、取引関係の公正性の確保が不可欠となる。この問題については、法律により他律的に規律されるに留まらず、一層高いレベルでの自律的な透明性・公正性の確保に向けた取り組みが図られるべきである。

< 関連する施策 >

・コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定・周知 (総務省・経済産業省)

また、地域再生等の多様な政策課題に対しても、ブロードバンド等新たなメディアを通して多くの国民に提供されるコンテンツを活用していくことが期待される。

< 関連する施策 >

地域における新たなコンテンツ創出の促進等 (経済産業省)

6. 行政の情報化

電子政府については、行政手続オンライン化法の施行、公的個人認証サービスの開始など各種取り組みを進めてきた結果、国税の申告・納税手続など国の扱うほとんどの手続においてインターネットによる申請が可能となった。また、ワンストップサービスや行政ポータルサイトの整備などの取り組みが 2005 年度までに実施される。こうした取り組みにより、電子政府の利用は高まっていくものと考えられるが、実利用の面でも世界のトップレベルを目指すためには、地方公共団体等との連携による高度なワンストップサービスの仕組みを今後検討してゆく必要がある。また、IT を活用した行政の簡素化、効率化に関しては、各府省に共通する業務・システム (21 分野) や個別府省の業務・システム (51 分野) について、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等を内容とする最適化計画が 2005 年度までに策定される。2006 年以降これらの最適化計画に基づき着実に業務の見直し、システムの構築を進め、共通業務におけるシステムの一元化、レガシーシステムの改革等により簡素で効率的な行政を実現していく。また、このように構築された電子政府を国民が実際に利用し、利便性を享受できるよう、引き続き国民のニーズを踏まえながら周知等に努める必要がある。

他方、国民に身近な行政サービスを提供する地方公共団体においては、一部において電子自治体構築に向けた取り組みが行われているが、市町村も含め全ての地方公共団体における取り組みが本格化するのはいずれからである。その際、地方公共団体ごとの

システム開発に伴う重複投資の回避や円滑な相互接続・連携により効率的で質の高い電子自治体を構築していくためには、業務・システムの標準化・共同化を推進していくことが不可欠である。このため、地方公共団体における様々なシステムの連携を可能とする次世代地域プラットフォームの開発や危機管理、教育、医療などの公共アプリケーションの共同構築、共同運用を実現するための取り組みを進める。

< 関連する施策 >

・公共的なアプリケーションの共同構築・運用（総務省及び関係府省）

・Webサービス技術の活用による地域におけるシステム改革（総務省）

7. 研究開発

我が国は、世界各国の高度情報通信ネットワーク社会の構築に貢献するため、常に世界をリードする革新的な技術開発にチャレンジし、国際的な標準化を先導するいわゆるキーテクノロジーに関する研究開発を積極的に推進することが不可欠である。また、安全、安心、便利、感動、社会の実現、ユビキタス環境実現のためにも、利用者の視点に立った研究開発を継続的に推進する必要がある。

< 関連する施策 >

1) 我が国が世界に誇れる強い技術と先端基礎技術の開発

超高速無線 LAN の研究開発（総務省）

屋内等におけるギガビットクラスの通信を可能とするため、2010年までに、干渉・フェーディング対策技術、適応高能率変調技術等を確立する。

フォトニックネットワーク²⁰技術の研究開発（総務省）

超高速ネットワークの実現に向けて、光ファイバ1芯あたり1000波の多重化が可能となる高度なWDM技術²¹、10Tbps²²の光ルーター²³を実現する光ノード技術²⁴等電気信号変換のないテラビット級の光ネットワークの実現に必要な技術を2005年度までに確立するとともに、次世代のペタビット²⁵級の通信容量を実現するフォトニックネットワークに関し、2005年までに基礎技術を確立し、2010年頃を目途に実用化を図る。

特に、エンドユーザ回線まで大容量かつフレキシブルな光ネットワークでつなぎ、ユ

²⁰ フォトニックネットワーク：基幹網やアクセス網だけでなく、ネットワークの端から端まですべてのデータ伝送等を光化して超高速化する技術。

²¹ WDM技術：Wavelength Division Multiplexing（波長分割多重）技術。1本の光ファイバで波長が異なる複数の光信号を伝送することにより、光ファイバ上の情報伝送量を飛躍的に増大させることが可能となる。

²² Tbps：Tera bits per secondの略。10の12乗のbps。

²³ 光ルーター：ネットワークの接続点（ノード）において伝送経路を選択する際に、光信号を電気信号に変換することなく経路を決める装置。

²⁴ 光ノード技術：ネットワークの接続点（ノード）における様々な伝送処理において、光信号を電気信号に変換することなく光のままで行う技術

²⁵ ペタビット：Peta bits per second、10の15乗のbps。

ーザ自身が主導的に所望の情報転送チャンネルを瞬時に確保できるフォトニックプラットフォームの実現に必要な要素技術の確立を図る。

大規模ネットワークにおける高速化・高機能化技術の研究開発（総務省）

モバイルを含む種々のシステムとの接続可能な大規模ネットワークにおける、ネットワークの制御・管理技術等の研究開発を行い、2005年度までにテラビット級ネットワーク技術の実現を図るとともに、国際規模のネットワークでギガビット/秒のデータ交換を達成できるプラットフォーム技術を2005年度までに確立する。

また、電磁波と物質の両面から、計測・制御における極限技術や新機能の発現に関する研究を行い、次世代情報通信のための基礎技術を2005年度までに開発するとともに、ナノ構造に基づく優れた特性を活かした高機能ネットワーク技術等の研究開発を行い、次世代の高度情報通信ネットワークの構築に必要な要素技術の実現を2008年度までに図る。

次世代半導体デバイス技術の開発（経済産業省、文部科学省）

情報通信分野で必要な高速・高信頼情報通信システム等において使用が期待される次世代半導体デバイスを実現するために、2007年度までに、半導体材料・プロセスの基盤技術やEUV露光技術²⁶の開発等を行い、45ナノメートル²⁷以下の微細加工技術に関する技術課題を解決する。また、半導体アプリケーションチップ²⁸の実用化を2005年度までに図る。

ネットワークロボットの実現に向けた情報通信技術の研究開発（総務省）

ユビキタスネットワーク技術とロボット技術が融合したネットワークロボットの実現に向けて、ネットワークロボットオープンプラットフォーム技術、ユビキタス環境適合リモート制御技術、生活支援型コミュニケーション技術等の研究開発を行い、2008年度までに必要な要素技術を確立する。

2) 「安全、安心、便利、感動」社会の実現の上で重要性の高まる技術の開発

超高速コンピュータ網の形成に資する基盤ソフトウェアの開発（文部科学省）

研究開発分野におけるデータ共有中心の環境などの異なるグリッド環境を連携して一体的な運用を可能とする基盤ソフトウェアの開発及び実証を2006年度までに行う。また計算科学技術分野における国際競争力強化のため、2007年度までに、100テラフロップス級の計算処理能力を持つ世界水準の超高速グリッド・コンピューティング環境

²⁶ EUV露光技術：EUV光（Extreme Ultra Violet：波長13～14nmのX線に近い極端紫外線）を用い、45nm以下の微細加工技術に有望とされている露光技術。

²⁷ ナノメートル：10の⁻⁹乗のm。

²⁸ アプリケーションチップ：特定用途向けの応用チップ。

を実現する基盤ソフトウェアを開発し実証を行う。

次世代の情報家電等で必要とされる組み込みソフトウェア開発手法等の開発（経済産業省）

我が国の強みのある携帯電話、自動車及び情報家電等において、製品のさらなる競争力向上のため、2005年度中に組み込みソフトウェアに特化した高品質・高効率な開発手法を開発し、当該システムに組み込まれたソフトウェアの抜本的強化を図る。

さらに、上記開発手法及び組み込みソフトウェアスキル標準を適用したパイロットプロジェクトを実施することにより、当該開発手法等の有効性を検証し、普及を促進する。

産学連携によるソフトウェア開発力の抜本的強化（経済産業省）

ソフトウェア開発力の抜本的強化を図るため、産学が連携してソフトウェア工学の実践強化に取り組む拠点（ソフトウェアエンジニアリングセンター（SEC））を構築し、ソフトウェア工学水準の抜本的な底上げを図るとともに、革新的なソフトウェア開発手法を実現する。

具体的には、2004年中にSECを創設し、2006年度までに本拠点において、高品質・高効率のソフトウェア開発手法の開発及び先進的ソフトウェア開発プロジェクトの推進を通じた当該開発手法の検証等を行う。

3)新しいサービスや価値をいつでも享受できる環境を整備するための応用技術の開発

ユビキタスネットワークの実用化に向けた研究開発（総務省）

全ての機器が端末化する遍在的なネットワークが、すみずみまで行き渡った社会（ユビキタスネットワーク社会）を実現するため、多種多様なネットワークを柔軟に選択し、100億個レベルの端末やセンサー等を、安全で、リアルタイムかつ自律的に、制御・協調することができるネットワーク技術について、2007年度までに実用化を図る。

また、道路交通分野においてもユビキタスネットワーク環境を享受するためのユビキタスITS技術を2007年度までに確立する。

あわせて、これらの研究成果を基に国際電気通信連合（ITU）等における次世代ネットワークの国際標準化を推進する。

8. インフラ

現在、世界最先端となっているインフラ整備については、2006年以降も引き続き、世界最先端を維持し、その高度化を図っていく。その際、これまでの安さ、速さに加えて、誰もが使える環境を実現していくことが課題となる。我が国は家庭に置かれたパソコンまでのブロードバンド化では世界最先端となったが、次は家庭内全体、さらに外出先でのブロードバンド化をいかに達成し、そのメリットをいかに家庭生活や社会・経済活動の向上につなげてい

くが重要である。特に、我が国の IT 化の優位性の一つが携帯電話によるインターネット利用にあることを考慮すれば、他の諸国と比べてブロードバンド環境を家庭のパソコンから家庭内全体、あるいは外出先に拡大していくメリットは大きいものと考えられる。家庭内のどこにいても、また外出しても利用できる世界最先端のコビキタス無線ネットワークの整備を進めるとともに、このコビキタス無線ネットワークに接続した多様な情報家電・端末を通じて多様なサービス、コンテンツを利用するための IPv6 の普及を推進する必要がある。また、国民の誰もが簡便に利用する IT インフラとして地上デジタル放送の有効活用について検討していくことも必要である。

< 関連する施策 >

(1) コビキタス化に対応した世界最先端の無線ネットワーク等の整備 (総務省)

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境構築のために必要な中長期的な周波数需要に対応するため、5GHz 帯の周波数を 2005 年中に無線 LAN 等に利用可能とする。また、第 4 世代移動通信システムについては、2005 年までに必要とされる要素技術を確立し、2010 年頃までに必要な周波数の分配を行って、実現を図る。これにより、国際標準化にも貢献しつつ、世界最先端のモバイル IT 環境を世界に先駆けて実現する。

(2) IPv6 の導入等による情報家電のコビキタス利用の推進 (総務省)

2005 年度までに確立される情報家電の IPv6 化に関する技術動向等を踏まえ、情報家電のネットワーク化のための相互接続機能の確立については、統合プロトコル等の検討により 2006 年までに要件を取りまとめ、関係業界の合意等を図る。また、コビキタス環境の中で、ユーザーが必要とするコンテンツを簡便・迅速に取得できるようにするため、通信、放送メディア横断的な検索・取得やユーザーのニーズ特性に関する学習機能を活用した自動検索・取得等を可能とするユーザーインターフェース環境の確立等を 2007 年度までに図る。

(3) 地上デジタル放送による新たなサービスの利活用の推進 (総務省、文部科学省、厚生労働省)

遠隔医療や遠隔教育等の促進の一方策として地上デジタル放送の高度な利活用を図り、併せて、2006 年度までの携帯受信サービスの実用化や、2008 年度までの蓄積型放送及びそれに伴う新たなアプリケーションを可能とするサービスの実用化を促進するため、教育、医療、防災等公共分野における地上デジタル放送の高度な利活用の在り方について検討する。

重点政策 5分野

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

(1) 高速・超高速インターネット利用環境の整備

ネットワークインフラ等の形成推進

ア) 線路敷設の円滑化

a) 公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間の整備、開放

- ・ 公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間の整備、開放

< 前掲 . [1- 3] インフラ (2) エ) >

- ・ 高速道路の高架橋脚空間の活用 (国土交通省)

高速道路の高架橋脚空間の活用については、高速道路への光ファイバの敷設及び既設光ファイバの貸与などと一体として検討しているところであり、道路関係四公団の民営化に伴う具体的な資産承継の内容等についての検討状況を踏まえつつ、2005年度までに結論を得る。

b) 工事規制の見直し

- ・ 冬季・年度末の路上工事規制の緩和 (国土交通省)

電気通信事業者が行う光ファイバ敷設工事のうち、年度当初に想定しえず、かつ、緊急性を有すると認められるものについては、概ね四半期ごとに必要な調整を行い、冬季・年度末においても道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和する。当該措置は2005年度まで試行する。

c) 手続きの迅速化

- ・ 道路占用許可申請手続のワンストップ化 (国土交通省)

電子申請によるワンストップ化の導入を図るため、直轄国道と地方公共団体が管理する道路にまたがる手続きや複数の地方公共団体が管理する道路にまたがる手続きについて、2004年度以降、地方公共団体に対し、導入について協力を要請する。

- ・ 道路使用許可申請の電子化 (警察庁)

道路使用許可について電子申請が可能となるよう、2004年度も引き続き、地方公共団体に要請する。

- ・ 河川占用許可申請の電子化 (国土交通省)

都道府県知事管理区間の河川占用許可について、2004 年度も引き続き、オンライン化の推進を要請する。

d)情報提供の充実

- ・ 橋梁の新設・架替情報の公開 (国土交通省)

民間事業者による光ファイバの橋梁への添架を容易にするため、直轄国道については 2004 年度も引き続き、橋梁の新設・架替の情報をホームページの更新により提供する。

イ)光ファイバ網等の整備支援

- ・ 民間事業者による高速・超高速ネットワークインフラ整備支援
<前掲 . [1-3]インフラ (2) イ)>

地域公共ネットワークの整備推進及び全国的な接続

- <前掲 . [1-3]インフラ (2) ウ)>

ウ)IPv6 移行の推進

- <前掲 . [1-3]インフラ (2) オ)α)>

エ)ネットワークインフラ整備の在り方に関する検討

- <前掲 . [1-3]インフラ (2) ア)>

オ)家庭内の電力線の高速通信への活用 (総務省)

無線通信や放送等への影響について、実用上の問題の有無をできるだけ早期に検証できるよう、2004 年度以降も引き続き漏えい電波低減技術に関する実験の実施を促進する。また、実験結果の公開や研究開発等を通じて実用上の問題がないことが確保されたものについて、活用を推進する。

地理的情報格差の是正

- <前掲 . [1-3]インフラ (2) カ)>

ブロードバンド時代に向けた研究開発の推進

- ・ 超高速インターネット衛星の研究開発 (総務省、文部科学省)

無線超高速の固定用国際ネットワークを構築するため、2006 年までに超高速インターネット衛星を打ち上げて実証実験を行い、2010 年を目途に実用化する。

自由かつ公正な競争環境の整備の促進

ア)自由かつ公正な競争の促進

- ・公正取引委員会の機能強化（公正取引委員会）
IT分野及びITを利用した事業活動に係る競争を阻害するような独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、2004年度も引き続き、公正取引委員会の一層の体制強化、機能の充実について、必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業紛争処理委員会の機能強化（総務省）
引き続き、新たに生じる紛争の早期解決に取り組むとともに、2004年度中に電気通信事業者間の紛争解決に資するためのマニュアルの改訂等を通じて、過去に解決した紛争事例の紹介や電気通信事業法改正に伴う紛争処理範囲の変更等についての情報提供を行う。さらに、国際的な情報発信も強化するため、2004年度中に英文によるウェブページを開設する。
- ・NTTの在り方（総務省）
公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合には、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、速やかに電気通信に係る制度、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。

イ)利用者利益の増進

- ・消費者保護対策の充実
＜後掲 3.電子商取引等の促進（3）＞

(2)世界最先端の無線ネットワークの整備及び高精度測位社会基盤の確立 電波の有効利用の推進

- ・電波の利用状況の調査・評価・公表等（総務省）
現在の逼迫する電波状況に適切に対応し、更なる電波の有効利用を図るための最適な周波数配分の実施に向け、2005年度までに全ての周波数帯について電波の利用状況を調査・評価し、公表するとともに、その後おおむね3年ごとに電波の利用状況調査を実施する。また、2004年度は、770MHzを超え3.4GHz以下の周波数帯について電波の利用状況を調査・評価し、公表する。
- ・迅速な電波再配分の実施（総務省）
2005年中に、三大都市圏において、高出力の屋外無線LANが自由に使用できる環境を整備するため、4.9～5.0GHzの100MHz幅について、現行無線局の使用期限（2007年11月）の2年前倒しを実施する。このため、2004年中に、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して給付金を支給する措置を開始する。

- ・登録制度の導入（総務省）
2005 年中に高出力の屋外無線 LAN について、現行の免許制に代えて登録制を導入することにより、電波の共用帯域において、電波秩序を維持しつつ自由な事業展開を推進する。
- ・電波利用料制度の見直し（総務省）
2004 年度中に電波利用料制度について、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の性格も含め検討し、結論を得る。この際、公的機関に割り当てられた周波数に関しても、その効率的な利用を促すため、利用料制度を導入することについて併せて検討する。
- ・ユビキタス化に対応した世界最先端の無線ネットワーク等の整備（総務省）
< 前掲 . [2] 8 . インフラ (1) >
- ・電子タグの高度利活用に向けた周波数の使用方法の検討（総務省）
電子タグの高度利活用に向け、技術的条件を明らかにする実証実験の実施を促進するとともに、利用ニーズや技術動向、実証実験を踏まえ、周波数の使用方法について、2004 年度内に制度化を図る。
- ・UWB¹（超広帯域無線）の技術開発（総務省）
オフィスや家庭内における様々な機器を結ぶネットワークにおいて、近距離で無線による動画や大容量データ伝送を可能とするため、国際的な動向を踏まえ、他の無線システムとの共用条件等について検討を行い、2004 年度末を目途に結論を得る。
- ・第 4 世代移動通信システム実現のための研究開発（総務省）
最先端の高速無線インターネット環境やシームレス・セキュアな通信サービスが可能な第 4 世代移動通信システムを実現することにより、世界最先端のモバイル IT 環境の実現を図る。世界でトップレベルにある我が国の情報通信分野の技術と産業集積を活かして、世界をリードする技術開発を推進するとともに、国際標準化においても我が国が大きく貢献しつつ、2005 年までに必要とされる要素技術を確立し、2010 年までに実現を図る。

移動体におけるインターネット利用環境及び高精度測位社会基盤の確立

¹ UWB :Ultra-Wideband の略。パルス状の電波を放射するなど数 GHz 幅以上の非常に広い周波数帯域にわたって電力を放射するシステム。10m 程度の近距離で 100Mbps 規模の高速通信を可能とするほか、高精度な測位等を可能とするものとして期待されている。

- ・インターネットITS (総務省、経済産業省)

ITS 関連情報を有機的に統合するとともに、最先端の高速無線ネットワーク環境と連携し、ITS における高速インターネットを実現する。このため、2005 年度までに高速移動する自動車において様々な大容量の情報を無線ネットワークを通じて円滑に提供、享受できるための技術を産官学協力のもと実用化する。
- ・高速・大容量航空移動衛星通信の実現 (総務省)

2004 年度までに、Ku 帯航空移動衛星業務²における周波数共用技術に関する調査検討等を実施し、所要の制度整備を行う。
- ・移動衛星通信システムの高度化 (総務省)

サービスエリアが広大で高品質なサービス提供が可能な衛星を利用した移動体通信の高度化方策について、2004 年度中に必要な技術開発も視野にいたした検討を行い、2005 年度以降はその解決策に着手する。
- ・準天頂衛星³システムの研究開発の推進 (総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省)

我が国のあらゆる場所で、ビルや山陰等の影響を受けず、移動体において高速通信、高精度測位が可能となるよう天頂付近から衛星サービスを行う準天頂衛星システムについて、2008 年度までを目途に実証実験に向けた研究開発を行う。
- ・時空標準に関する研究開発の推進 (総務省)

宇宙空間における時空の基準座標系を確立するための時間及び周波数の標準技術と宇宙測位技術を総合して時空標準座標系を構築するための基盤技術を2005 年度までに実現する。
- ・地理情報システム (GIS) の推進

< 後掲 . 4 . 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (2) >

(3)放送のデジタル化及びデジタル情報の自由な交換・共有のための環境整備

² Ku 帯航空移動衛星業務 :12/14GHz 帯の周波数を使用して、人工衛星を介して航空機に開設した無線局と地上に開設した無線局又は航空機に開設した無線局相互間で通信を行う業務。

³ 準天頂衛星 : 高度 36,000km の円軌道を、赤道から約 45 度傾けた軌道に置く衛星通信システム。高仰角であるため、建物等による遮へいが少なく、高品質な移動体データ通信・放送・測位が可能となる。

放送のデジタル化

- ・放送のデジタル化の推進

- <前掲 . [1-3]インフラ (2) キ)>

- ・地上デジタル放送による新たなサービスの利活用の推進

- <前掲 . [2] 8 . インフラ (3)>

- ・放送のデジタル化に対応した研究開発 (総務省)

- 多様で、簡便、迅速、円滑な放送サービス等を実現するための放送のデジタル化に対応した未来型放送システム、移動中でも大容量の情報入手が可能となる地上デジタル放送方式の高度化の研究開発等を実施し、2005年度までに必要な要素技術を確立する。

多様なビジネスモデルへの支援

- ・通信・放送融合への対応 (総務省)

- デジタル放送とインターネットを合わせて利用することで、国民が特別な教育を受けることなく、容易かつ安全に、公共情報を始めとする多様な情報を入手、利用できるようにするサービスなど、先導的な通信・放送融合サービスを世界に先駆けて実現するため、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律に基づき、2004年度も引き続き通信・放送融合技術を開発する者に対して、開発費の助成や必要となる施設を開放するなどの支援を行う。

- また、通信・放送の融合の進展に応じた制度のあり方について、社会的な役割、技術革新の状況、諸外国の動向等幅広い視点から引き続き検討する。

コンテンツ流通に関する研究開発

- <前掲 . [1-2] 5 . 知 (2) ア) d)>

文字情報・コードの整備等 (経済産業省及び関係府省)

- 行政情報化の共通基盤の一環として、将来的な国際標準との整合を視野に入れつつ、官民が汎用的に利用できる文字情報データベースの整備を進め、2005年度末までに構築する。

障害者・高齢者のIT利用の促進

- <後掲 . 2 . 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (3) >

ヒューマンインターフェースの研究開発

- <後掲 . 1 . 研究開発の推進 (2) >

2.人材の育成並びに教育及び学習の振興

(1)IT 分野の専門家の育成・活用

我が国のIT国際競争力を強化するため、大学・大学院等におけるIT教育の強化や専門的なIT人材がその力を発揮するための環境整備を行い、国際的に最先端の研究開発や経営、コンテンツ開発を実践できる創造的な人材を養成し確保するとともに、外国人人材の受入れを促進する。また、積極的にIT関連業務に携わる労働者の更なる能力向上を図る。

高度なIT人材の育成

ア)ニーズが高い分野のIT人材育成

ソフトウェアエンジニアリング⁴の専門家、経営をサポートする人材及びコンテンツクリエイター、情報通信技術者等産業界が求めるIT人材を効果的に育成し、IT分野における国際競争力の向上を図る。

a)ITスキル標準を基盤とした教育訓練モデルの開発・実証(経済産業省)

2004年度中に、ITプロフェッショナルとして必要な実務能力を体系化したITスキル標準に準拠した30程度の教育訓練モデルの開発と実効性の評価・実証を行うとともに、その成果の普及を行う。また、2005年度までに大学等での情報教育について、産業界の立場から見た評価を行い、産業界の競争力強化につながる教育を行っている事例をIT戦略本部に報告し、そうした産業界のニーズを満たす教育を行おうとする大学等の教育機関に対する支援を図る。

b)組み込みソフトウェアのスキル標準の策定・普及(経済産業省)

2004年度中に、携帯電話等の製品に内蔵されたソフトウェア(組み込みソフトウェア)の開発に必要な実務能力を体系化した指標である「組み込みソフトウェアスキル標準」を策定する。さらに、本スキル標準を適用したパイロットプロジェクト等を行うことにより、その普及を図る。

c)ソフトウェアの開発者等の技能向上支援(経済産業省)

2005年度までに、アプリケーションソフトウェアの開発業務に従事する者約4,000人に対して、その技能の向上を目指したソフトウェアの開発支援を行う。また、そのうち約100人については、次世代のITを担う天才的なプログラマー(スーパークリエイター)として発掘・育成を行うとともに、プロジェクトマネージャーに関しても、優秀な

⁴ ソフトウェアエンジニアリング：高品質・高信頼のソフトウェアを効率よく生産するための学問、及び技術体系

人材約 40 人を発掘する。さらに、発掘された優秀な人材について、開発したソフトウェアの実用化のための支援等を検討する。

d) 経営者をサポートする IT コーディネータの育成 (経済産業省)

経営と IT の双方に通じ、経営者の立場にたつて経営戦略の立案からそれを実現するシステムの構築・導入までを一貫してサポートできる人材 (IT コーディネータ) を 2005 年度までに、約 1 万人育成し、認定を行うとともに、IT コーディネータの積極的な活用を促進する。

e) 情報通信技術者の育成支援 (総務省)

2005 年度までに、情報通信分野における人材不足を解消すべく、ブロードバンド時代に必要とされる電気通信システムの設計、放送番組の制作等の情報通信分野の専門的な知識または技術の向上を図るため、約 1 万 2,000 人に対する研修を支援するなど、高度な人材を含む情報通信分野の専門的な人材の育成を推進する。

f) 情報通信分野の研修高度化支援 (総務省)

情報通信分野における人材不足の解消を図るため、2004 年度より企業戦略レベルのビジネスニーズを IT によつて的確に具現化できる電気通信システムの設計など、極めて高度な情報通信技術者に必要となる知識・技術を体系的に習得するための研修コース、研修内容、教材等を検討し、逐次これらを研修事業に反映するとともに、特に人材不足が著しい高度な人材を中心とした情報通信技術者育成を推進する。

g) 医療情報化に係る人材育成 (経済産業省)

<前掲 . [1 - 2] 1. 医療 (2) ウ)>

h) 農業者等の IT 活用能力の向上 (農林水産省)

<前掲 . [1 - 2] 2. 食 (2) イ)>

i) コンテンツプロデューサ及びクリエイタ人材の育成

<前掲 . [1 - 1] 3 . コンテンツ政策の推進 (C :Contents) (2) ア)>

j) 情報セキュリティに係る人材育成

<後掲 . 5 . 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (6)>

イ) 大学・大学院等における IT 教育の推進

大学・大学院等において、国際競争力向上に資する新興 IT 分野における研究者や

企業の第一線で活躍する IT 人材など、国際的に通用する高度な人材を戦略的に育成する。

あわせて IT 技術者・研究者の育成に資するため、大学院の IT 関連専攻の入学定員増を図る。

a) 新興分野における戦略的人材養成 (文部科学省)

2005 年度までに、大学・大学院等において、IT 分野の人材養成を戦略的に行うことにより、基盤的ソフトウェア等の新興分野の実務者・研究者を約 800 人養成する。

b) IT 関連専攻修士・博士課程の入学定員の増加 (文部科学省)

2004 年度中に国立大学の大学院の IT 関連専攻 (修士課程及び博士課程) の入学定員を増加する。

c) 専修学校における IT 関連プログラムの開発・実施 (文部科学省)

2005 年度までに専修学校において、企業の第一線で活躍する社会人を対象とした IT スペシャリストを養成するための教育プログラムの開発を推進し、その成果を逐次各専修学校において実施する。また必要な環境整備を行う。

外国人 IT 人材との連携

ア) 外国人 IT 技術者の育成 (経済産業省)

我が国産業界のニーズに則した有能な外国人 IT 技術者を育成するため、アジア各国の情報処理技術者試験制度の相互認証を行っている国等に対し、自立して試験運営を行うことができるよう、2004 年度も引き続きノウハウの提供等を行うとともに、アジア共通スキル標準に沿った必要な研修事業を我が国及びアジア諸国で実施し、2005 年度までに我が国企業の採用が可能なレベルの IT 人材約 2,000 人程度育成する。

イ) アジア地域の IT 人材との連携の強化 (総務省、外務省)

2004 年度中に、APT (アジア・太平洋電気通信共同体) や関係団体等を通じたアジア各国の情報通信主管庁職員等の招へい、JICA-Net やブロードバンドネットワークによる遠隔教育など、e-Learning を活用した情報通信政策・技術等に係る研修やセミナー等を実施するとともに、二国間の枠組みも活用して、アジア各国への政策専門家の派遣、研究者・技術者交流、ワークショップを実施するなど、各国との IT 政策の連携を深める上で重要な人的連携を強化する。

ウ) アジアにおける e-Learning の促進 (経済産業省)

e-Learning の積極的な活用によりアジアにおける効率的な人材育成を図り、我が国

IT産業の市場および人材調達環境を整備し、我が国の国際競争力強化を図る。そのため、アジア各国と協調しつつ、2005年度までにe-Learningコンテンツに関する国際標準の策定・普及を行うとともに、e-Learningのシステム運用、コンテンツ作成等に係る人材育成に必要となるスキルセットを策定する。また、2006年度までにアジア5カ国においてe-Learningの相互運用性検証等の実証実験を実施する。

エ 外国人受入れ関連制度の見直し (法務省)

IT技術者などの専門的、技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れていくことにより、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図る。このため、IT技術者に関する上陸の基準等について、A)の相互認証等の状況も踏まえつつ、外国人IT技術者受入れに係る所要の措置を2004年度中も引き続き講ずる。

オ 外国人の日本語学習への支援 (文部科学省)

2005年度までに、インターネットを活用して教材用素材など日本語教育に関する情報等を国内外に提供することを通じて日本語学習の支援を図る総合的なネットワークシステムを構築し、広く日本語教育に関する情報を国内外に提供するとともに、日本語教員のIT指導力向上のための研修を実施して、日本語教育の推進を図る。

(2) 学校教育の情報化等

必要なIT機器、ソフトウェア、コンテンツの充実を図るとともに、関連する諸施策を実施することにより、子どもたちがITの活用方法に慣れ親しみ、習熟することなどを通じて、子どもたちが情報を主体的に活用できるようにするとともに、すべての子どもたちにとって理解しやすい授業を実現する。その際、インターネット上の有害情報対策にも十分配慮する。

学校のIT環境の整備

必要なコンピュータを整備し、インターネット接続の高速化を推進するなど、すべての子どもたちのIT活用能力を向上させるため、ブロードバンド化等の時代の変化に的確に対応したIT環境を整備する。

ア) 公立小中高等学校等のIT環境の整備 (文部科学省、総務省)

2005年度までに、概ねすべての公立小中高等学校等が高速インターネットに常時接続できるようにするとともに、各学級の授業においてコンピュータを活用するため、必要な校内LANの整備やIT授業などに対応した「新世代型学習空間」の整備等を推進することにより、すべての教室がインターネットに接続できるようにする。あわせて、地域センター(教育センター等)を中心に各学校を結ぶ、教育用イントラネットの構築

を推進する。

また、2005 年度までにコンピュータ教室における 1 人に 1 台使える環境の整備のほか、普通教室等への整備を推進し、教育用 PC1 台あたり児童・生徒 5.4 人の割合を達成する。

イ)私立学校の IT 環境の整備 (文部科学省)

2005 年度までに、私立小中高等学校等が、公立学校と同程度の水準の整備を目指して、コンピュータの整備及びインターネットへの接続等を行えるようにする。

ウ)在外教育施設の教育コンピュータ整備 (文部科学省)

2006 年度までに、在外教育施設の教育用コンピュータの整備を行う。

IT 指導力の向上

概ねすべての公立学校教員が、IT を活用して指導ができる能力を身につけられるようにするとともに、情報社会におけるモラルやルールを教員が認識して適切な指導を行うことができるよう、子どもを指導する立場にある教員の IT に関する指導力の向上を図る。

また、IT に関する企業や地域の人材の専門的知識、技術等を活用し、子どもたちの情報活用能力の向上を図るとともに、インターネット等を利用した授業の一層の充実を目指す。あわせてアジア太平洋地域の教員等の養成にも協力する。

ア)公立学校教員の IT 指導力の向上 (文部科学省)

2005 年度までに、約 90 万人の公立の小中高等学校、盲・ろう・養護学校等の概ねすべての教員がコンピュータ等の IT を用いて子どもたちを指導することができるようにする。

イ)教員採用試験における取組 (文部科学省)

2005 年度までに、教員が授業等において必要とする IT スキル、IT リテラシーに関する知識の向上を図るため、これらに関する内容が、各都道府県教育委員会等が行う教員採用試験において扱われることを促進するなど、必要な措置をとる。

ウ) e-Learning を活用した教員の IT 指導力の向上 (文部科学省)

2005 年度まで、教員が自由な時間に必要な IT スキル等を学ぶことができる e-Learning を活用した研修カリキュラムを開発し、その活用を推進する。

エ)学校教育における IT 専門家の活用 (文部科学省)

2004 年度中に、合計 1 万人程度の IT 関連分野の優れた知識や技術を有する人材を子どもたちの IT 教育の充実のため、学校教育において積極的に活用する。

オ) IT 教育信託基金に基づく教員等の研修の実施 (文部科学省)

2005 年度まで、ユネスコ IT 教育信託基金に基づき、アジア太平洋の約 35 ヶ国の国や地域において、開発途上国の初等中等教育教員等を対象とする IT 研修を実施する。

教育用コンテンツの充実・普及

各種教育用コンテンツの充実・普及を図ることを通じ、子どもたちがこれまでの学校の授業では接することが難しかった情報を提供することにより、子どもたちの学習意欲の向上を図るとともに学習内容の一層の理解を促す。

ア) 教育用コンテンツの活用・普及 (文部科学省)

2004 年度中に、様々な教育用コンテンツを授業の中で適切かつ効果的に活用するため、毎年 1,000 件程度の教育用コンテンツの実践事例を教育情報ナショナルセンターに登録することにより、活用事例の全国への普及を図る。

イ) デジタル教材の開発 (文部科学省、経済産業省)

2005 年度までに、研究機関等が有する最先端の研究成果を素材にした教育用コンテンツの研究開発を行い、これらの成果を 2005 年度までに全国に普及する。また、2005 年度までに学校体育・スポーツ・健康教育用コンテンツ、伝統芸能や現代舞台芸術の公演等を記録した文化デジタルライブラリー、国立科学博物館の学習資源をデジタル・アーカイブ化するとともに、そのデジタル素材を用いてコンテンツを作成し、インターネット等で提供するなど、その成果を全国に普及する。

ウ) 大容量教育用コンテンツの閲覧技術等についての研究開発・実用化 (総務省、文部科学省)

2005 年度までに、教育用コンテンツのインターネットを介した利用を促進するため、学校における情報セキュリティ技術や簡易型インターネットアクセス網構築のための技術、ネットワーク上の教材コンテンツを自動判別して高速・容易に検索を可能とする技術、トラブルや問い合わせへの対応を迅速化・効率化して対応の質的向上を図る次世代ヘルプデスク支援システムに関する技術、学校に配備する平均的な端末から、インターネット上で 3D コンテンツ等大容量のコンテンツの閲覧を可能とする技術等を開発し、学校教育に導入する。

⁵ ユネスコ：国際連合教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) のこと。諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の福祉の促進を目的とする国連の専門機関。

教育情報提供体制の整備等

学校教育や生涯学習に関する情報について、全国各地から有益な情報を検索・受信できるような情報提供体制を整備拡充すること等により、IT を活用した教育及び学習の振興を図る。

ア)教育情報ナショナルセンター機能の整備(文部科学省、総務省、経済産業省)

2005年度までに、各種の教育用コンテンツや教育支援情報を検索し、教員や学習者等が利用できる教育情報ポータルサイト⁶等の教育情報ナショナルセンター機能を整備し、利用可能な情報数については、毎年約2万件を目標に整備を図る。2006年度以降についても、最新の教育情報の収集を行いつつ、引き続き国立教育政策研究所において運用する。

イ)授業等におけるネットワーク型教育用コンテンツ活用の推進(文部科学省)

学校の授業や児童生徒の学習におけるネットワーク型教育用コンテンツの効果的な活用を促進するため、2004年度中に、地域教育用イントラネットが整備された27程度のモデル地域において、ネットワーク型教育用コンテンツを活用した授業等の実践研究を実施する。

ウ)先進的な実践事例の積極的な紹介・普及(経済産業省)

2004年度中に、学校におけるITの有効な活用方法やIT活用能力の的確な向上を図ることを目的とした先進的な授業実践を支援するとともに、蓄積された実践事例等を広く紹介するプロジェクトを約50件実施する。

エ)教育情報システム等の開発・実用化(経済産業省、文部科学省)

2004年度中に、教育・学習への活用だけでなく、学校現場のあらゆる場面における情報技術の実用化を図るため、教育現場での活用に適した情報技術の要件を調査・研究し、それに基づくソフトウェア・ハードウェア等の開発を促進する。また、2006年度までに教育・学習での活用に適したハードウェア・ソフトウェア等の要件を抽出し、共通部分のアプリケーション、ポリシー及びガイドライン等の標準化を行う。

オ)教育における地上デジタル放送の活用の推進(文部科学省、総務省)

地上波テレビ放送のデジタル化を踏まえ、2007年度までに地方の自主的な取組を促進するため、双方向性をいかした新しい形態の授業など、学校教育におけるデジタル放送の効果的な活用方策について検討を行う。

⁶ ポータルサイト：「ポータルサイト(portal)」は入口、玄関の意。転じて、インターネットに接続した際に最初にアクセスするウェブページのこと。分野別に情報を整理しリンク先を表示。

障害のある子どもたちへの対応

学校教育の情報化等を進めるにあたっては、身体的な条件により、IT の利用機会及び活用能力の格差が生じることがないように、障害のある子どもたちに対して十分に配慮する。

ア)盲・ろう・養護学校等の IT 機器の整備 (文部科学省)

2004 年度も引き続き盲・ろう 養護学校や小・中学校の特殊学級、通級指導教室⁷において、障害のある児童・生徒、一人一人の障害に対応した最新の IT 機器の整備を進めるとともに、「視覚障害教育情報ネットワーク」を通じて、視覚障害教育に関わる教材提供、資料提供を行う。

イ)障害のある児童生徒に対する教育の総合的な情報提供体制の整備 (文部科学省)

2004 年度中に、独立行政法人国立特殊教育総合研究所において障害のある児童生徒に対する教育に関するポータルサイトの公開や講義配信など、現職教員や一般の国民に対する情報提供の体制整備を図る。

IT 教育の充実

IT 教育の充実を通じ、コンピュータやインターネットを使うための技能を習得させることはもちろん、子どもたちに論理的な思考力を育み、自己を表現する能力や創造力を涵養するとともに、筋道を立てて考える能力や適切に表現する能力、問題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育成する。あわせて、社会生活の中で IT が果たしている役割や及ぼしている影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図る。

ア)高等学校段階における情報教育の推進 (文部科学省)

将来、IT 分野において活躍できる人材を育成するため、2004 年度中に、10 程度のモデル高等学校における先進的な IT 教育を実施するとともに、優れた IT 能力を有する生徒を対象に課外セミナーを実施する。

イ)学校における著作権教育の支援 (文部科学省)

<前掲 . [1- 2]5.知 (2) イ))>

⁷ 通級指導教室 :小・中学校の通常の学級に在籍し、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を行う場のこと。

ウ)モラルへの配慮 道徳教育 体験活動等の充実 (文部科学省)

IT 教育を推進していくに当たっては、ネットワーク上の倫理やモラルについても配慮するようにし、有害情報の氾濫や個人の孤立、人間関係の希薄化、自然体験・社会体験の不足などにも適切に対応できるよう、2004 年度においても引き続き、情報教育、道徳教育、運動部活動の充実や学校内外における自然体験や生活体験等体験活動の充実を図るとともに、小中高等学校等の教員に対する、インターネット活用上のモラル等の指導方法に関する研修の促進を促す。

さらに、昨今の社会的問題を勘案し、情報社会におけるモラルやルールを教員が認識して適切な指導を行うことができるよう、指導のあり方等についてプロジェクトチームにおいて検討を行い、この検討を踏まえ、2004 年度中に、必要な措置をとる。

エ)英語教育の一層の充実 (文部科学省)

IT化に伴いグローバル化の進展が加速し、国際的共通語として英語のコミュニケーション能力が一層重要となることから、2007 年度まで「英語が使える日本人」の育成のための行動計画」を着実に実施し、コンピュータやインターネットを効果的に活用するなど、学習活動の充実を図りながら、基礎的・実践的コミュニケーション能力の育成を図る。

(3)国民の IT 活用能力の向上

障害者や高齢者も含め全ての人々が IT 活用能力の向上を図るための必要な施策を実施することにより、例えば、国民が電子政府により実現されるサービスを簡単に利用できるなど日常生活において IT を積極的に活用できるような活力のある IT 社会の実現を目指す。

障害者・高齢者の IT 利用の促進

障害者や高齢者が IT を活用することにより、経済・社会へ積極的に参画し、能力を發揮することができるようにするため、年齢・身体的な条件等に起因する IT の利用機会及び活用能力に格差が生じることがないように十分配慮しつつ、情報バリアフリー政策を推進する。

ア)地域における情報バリアフリーの推進 (総務省)

2005 年度までに、NPO 等の協力を得て、障害者・高齢者への研修や IT 利活用の支援等、地域における IT 利用を総合的にサポートする体制のモデルを検討し、障害者・高齢者の IT 活用の拡大を図る。

イ)障害のある子どもたちへの対応

<前掲 . 2 .人材の育成並びに教育および学習の振興(2) >

地域における IT 利用の支援

全ての人々が自発的にITを利用できるよう、地域において支援し、国民全体のIT活用能力の向上を図る。

ア)地域住民の IT 利用のサポート(総務省)

2004 年度までに、地域住民が IT 基礎技能等を習得できるよう、約 25 万人の IT 利用をサポートする指導者を養成するなど、住民サポート事業を推進する。

イ)社会教育活性化のための IT活用支援(文部科学省)

2004 年度中に、地域における社会教育の活性化を図るため、図書館等の社会教育施設が IT を活用して各施設の機能高度化を図る事業等に対し、支援を行う。

ウ)教育情報衛星通信ネットワークを利用した生涯学習プランニング支援(文部科学省)

2004 年度も引き続き、各社会教育施設が IT を活用し、生涯学習活動を積極的に展開できるよう、教育情報衛星通信ネットワークにより、約 2,200 の受信施設に対し、実践事例を交えた IT活用に関する解説番組等を提供する。

(4)IT を活用した遠隔教育の推進

<前掲 . [1 - 2]5 .知(2) >

(5)人材育成施策に関する方針の明確化(内閣官房、文部科学省、経済産業省、総務省及び関係府省)

2004 年度中に、我が国の IT 人材の育成について、どのような人材をいかに育成するかというような中長期的な方針を掲げるとともに、IT 活用による教育効果などを評価し、戦略的に人材育成が行える体制を整える。

3.電子商取引等の促進

(1) ITによるビジネスプロセスの構造改革

企業の経営効率をさらに向上させるためには、取引の電子化を促進するだけでなく、企業活動のあらゆる局面に IT を浸透させ、利益の出る企業体質を再構築することが重要である。そのため、民間事業者の自主的な対応を基本としつつ、政府としては、1 企業の IT 化に関する制度の充実、経営改革・業務改革の促進、電子商取引の加速的推進の 3 つの視点から諸般の施策を実施し、ビジネスプロセスの構造改革を支援する。

企業の IT 化に関する制度の充実

ア) 電子署名及び認証業務に関する認定制度等の円滑な実施 (総務省、法務省、経済産業省)

2004 年度まで、安全かつ信頼できる電子商取引基盤の整備及び健全な発展のために必要な電子署名・認証業務に関する最新の技術や動向についての調査研究を行うとともに、これらを利用する国民に対する普及啓発や情報提供を行う。

イ) 電子署名及び認証業務に関する国際的な連携の推進 (総務省、法務省、経済産業省)

<前掲 . [1- 1] 1. アジア等 IT 分野の国際戦略 (2) オ)>

ウ) アジア域内で運用可能な公開鍵基盤 (PKI)⁸の整備 (経済産業省)

アジア地域の電子商取引市場の基盤整備等のため、アジア域内における公開鍵基盤 (PKI)に必要な技術仕様、利用基準の明確化のための実証実験を 2005 年度まで実施する。また、「アジア PKI フォーラム」と協力して行われるアジア各国の法整備のあり方等について検討するアジア公開鍵基盤 (PKI整備事業を引き続き支援し、2005 年度を目途にアジア域内で運用可能な公開鍵基盤 (PKIシステムを構築することができるよう、支援する。

エ) e-文書イニシアティブの実現

<前掲 . [1- 1]4 .IT 規制改革の推進 (2) ア)>

⁸ 公開鍵基盤 (PKI) Public Key Infrastructure。公開鍵暗号技術と電子署名を使って、インターネットで安全な通信ができるようにするための技術基盤。認証局を設けて電子署名による電子証明書とともに公開鍵を発行、管理し、通信相手の正当性を証明する仕組みを提供。

オ) 総会議決権行使の電子化 (内閣府及び法務省)

<前掲 . [1- 1] 4 .IT 規制改革の推進 (2) イ) a)>

カ) 電子的手段による資格保有等証明の推進 (内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省)

<前掲 . [1- 1] 4 .IT 規制改革の推進 (2) ウ) a)>

キ) 信用金庫における書面又は電子的方法による議決権の行使 (金融庁)

信用金庫の総会における議決権行使について、電子メール等の電子的方法でも可能となるよう、会社法制の現代化に関する商法改正の議論等も踏まえつつ 2004 年度中に具体的な内容について検討する。

ク) 貸金業規制法に基づく書面交付の電子化 (金融庁)

2006 年末までに、貸付契約締結時及び債務弁済時における貸金業者から債務者等への書面交付の電子化について、貸金業制度の在り方の検討を踏まえて検討し、結論を得る。

ケ) 派遣元事業主から派遣労働者に対する書面交付の電子化 (厚生労働省)

2004 年度中に、派遣元事業主から派遣労働者への就業条件に関する書面交付の電子化について、書面による場合と同等の労働者保護を確保する観点から検討し、結論を得る。

コ) 電子的方法による決算公告の許容 (金融庁)

銀行が行う貸借対照表及び損益計算書の公告、定型的信託約款等の変更に係る公告及び保険会社が保険業法上の規定により行う公告について、電子的方法でも可能となるよう、2004 年度中に具体的な内容について検討する。

サ) 通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大 (国税庁)

2004 年度中に通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大について検討し、2005 年度末までに結論を得る。

シ) 情報通信機器の活用も含めた医薬品販売の在り方の見直し (厚生労働省)

2005 年度中を目途に行う医薬品販売の在り方全般の見直しの中で、テレビ電話等の情報通信機器を活用した薬剤師の関与の在り方も含めて検討し、結論を得る。

ス) 目論見書等の電子的方法による提供要件の明確化等 (金融庁)

証券取引法に規定する交付書類 (目論見書等) の電磁的方法による提供が認

められるための要件である 当該ホームページアドレス等の顧客ファイルへの記録、顧客が閲覧していたことの確認については、「ホームページアドレスの記録をした旨、及び目論見書の閲覧を口頭で確認し、その会話については録音する等」の手段が可能と解されているが、法令等解釈の明確化の観点から、2004年度中に事務ガイドライン等において明確化する。また、目論見書を電磁的方法により提供する際、5年間の記載事項の維持が要件とされているが、2004年度中に、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、当該目論見書の情報を印刷したものを郵送する方法、その他の方法によることができることとする。

IIIによる経営改革・業務改革の促進

ア) 業務・システムの最適化手法の開発 (経済産業省)

2004年度までに、業務・システムの最適化手法に関する産業界向けのガイドラインを策定する。さらに、2005年度までに、複数の業界において、上記ガイドラインに基づき情報システムの調達の普及を図る。

イ) 業務・システム最適化計画におけるリファレンスモデルの作成 (経済産業省)

業務・システム最適化計画におけるデータ体系、適用処理体系及び技術体系に係る標準モデル、官民連携ポータルサイトに係る標準モデル等の各種リファレンスモデルを2004年度中に作成するとともに、これらと内外の先進事例・成功事例等からなる知的資産を官民で共有、利活用できるナレッジポータルサイトを2005年度までに構築する。

ウ) 戦略的なIT利用のための投資促進 (経済産業省及び関係府省)

<前掲 . [1-2]6.就労・労働 (2) ウ)c>

エ) 電子タグの商品コードの国際標準化 (経済産業省)

電子タグを利用した流通の効率化・効率的在庫管理 (サプライチェーンマネジメント) や、商品の追跡管理 (トレーサビリティシステム) に関する多様なニーズに対応できるようにするため、2004年度内に、日本が国際標準化機構 (ISO) に提案した電子タグの商品コード標準化案をISO規格とする。

オ) 電子タグ等を活用した高度な流通システムの構築 (経済産業省及び国土交通省)

2005年度を目途に、製造・卸売・小売の各層の企業がインターネットを利用して、

⁹ サプライチェーン : 供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・物流・販売までの一連の流れのこと。

受発注、売上管理、物流管理、決済等のサプライチェーンの全体最適化を行うための共通プラットフォームを整備することで、消費財流通に係る企業がプラットフォームを活用できるようにする。また、電子タグを活用したコンテナの管理・輸送システムに関する実証実験の実施により、物流情報一元管理のためのビジネスモデルを2005年度中に確立することを目指す。

- カ) 輸出入及び国内物流 EDI¹⁰基盤の国際標準化 (経済産業省及び国土交通省)
- 国内物流 EDI 標準 (JTRN) を国際標準化するため、物流 EDI の普及促進及び国際機関への意見提出等を行いつつ、2005 年度までに国内物流 EDI 標準の XML 化に向けた技術開発を行う。また、2005 年末までに新総合物流施策大綱に基づく物流の情報化を達成するため、2004 年から、既存の国内物流 ED 標準で定めている業務フローの改善、国内物流 EDI 標準と輸出入物流 ED 標準メッセージとの整合調整等を行い、国際標準化規格である ebXML¹¹ に準拠した総合物流 EDI 標準を完成させる。

商取引の電子化の加速的推進

- ア) 電子商取引準則の普及及び見直し (経済産業省)
- 2004 年度以降も「電子商取引等に関する準則」の普及を図りつつ、さらに先端的・具体的な課題について、実務に精通した専門家からなる研究会による整理・分析等を行い、見直しを行う。
- イ) アジア地域における ebXML の普及 (経済産業省)
- アジア地域における事業者間電子商取引の基盤整備のために、XML 言語を利用した EDI の国際標準化規格 (ebXML) について、アジア地域内の普及促進を図る。そのために、2005 年度までに、同規格について、アジア地域における技術的互換性の確保、取引ルールに関する合意及び普及促進のための環境整備などを図る。
- ウ) 国際的電子商取引に係る諸外国の判例実務の調査等 (経済産業省)
- 2004 年以降、国際的な電子商取引に関する諸外国の判例や実務の動向を調査し、結果を毎年公表するとともに、国際的な取引一般に関する準拠法の検討や一般的な国際裁判管轄ルールに関する検討を踏まえ、円滑な電子商取引の推進

¹⁰ 物流 EDI : 運送関係・倉庫関係のメッセージの標準化等により、出荷・輸送・荷受等の情報を電子的にやりとりするための仕組み。

¹¹ eb XML Electronic Business XML (eXtensible Markup Language) の略。XML (ウェブページを記述する際に用いる言語) の企業間電子商取引向けの標準仕様で、アメリカの業界団体 OASIS (構造化情報標準化振興機構)、国連内の部局 UN / CEFAC が標準化を推進。受発注や見積もり等のビジネス上のデータ交換の手順や表現形式に関して規定。

のための方策について検討する。

エ) 電子的手段による債権譲渡の推進 (法務省、経済産業省及び関係府省)

<前掲 . [1- 2]4 . 中小企業金融 (2) ア)>

(2) IT を活用した新たなビジネスの創造

IT を活用した新たなビジネスを創造し、我が国の産業の国際的な競争力の向上を目指す。そのため、海外で高い競争力を誇る我が国のコンテンツが、ネットワーク上で大量流通するために必要な施策を実施する。また、この他にも、高い競争力を持つ様々な商品やサービスが事業化されることを目指し、新たなビジネスの創造を促進するための取り組みを積極的に講ずる。

コンテンツ産業の国際競争力強化

<前掲 . [1- 1] 3 . コンテンツ政策の推進 (2) 及び >

<前掲 . [1- 2]5 . 知 (2) 及び >

ビジネス創造を促進する環境の整備

ア) IT ベンチャー企業等への資金助成 (総務省)

<前掲 . [1- 2]6 . 就労・労働 (2) ウ)a>

イ) 中小 IT ベンチャー企業の事業化支援 (経済産業省)

<前掲 . [1- 2]6 . 就労・労働 (2) ウ)b>

ウ) IT を活用したビジネスモデル創造の促進 (総務省)

2005 年度までに、IT ビジネスの振興に積極的な地方公共団体を指定し、地域の情報通信基盤の整備、アプリケーション開発等の促進、IT 技術者の育成等の支援措置を講ずることで、IT ビジネスにとっての魅力的なビジネス環境を先行的に実現する。あわせて、当該モデルを他地域へも展開させるため、推進計画の実施状況の分析と公表を行うなど、地域の知恵と工夫の競争に基づくIT を活用するスキームの構築を図る。

エ) 次世代位置情報サービスの促進のための基盤整備 (経済産業省)

位置情報を活用した移動中の歩行者に対する情報提供、貨物の追跡等の様々なサービスの創造、普及を促進するため、2005 年度までに、各種位置情報サービスに横断的に活用できる共通基盤の規格化について検討し、当該検討結果を踏まえ必要に応じて国際機関に提案を行うとともに、当該共通基盤を構築するための実証実験を行う。

オ) タイムスタンプに対する一層の信頼性の付与及び利用促進 (総務省及び経済産業省)

<前掲 . [1-1] 4.IT 規制改革の推進 (2) ウ)b)>

(3) 安全・安心な電子商取引環境の整備

電子商取引の促進に当たっては、個人情報保護対策の推進を図るとともに、取引に係る消費者トラブルの防止及び救済を図る措置を講ずるなど、消費者が安心して電子商取引を利用することができる環境を整備することが必要である。これには、民間団体等の自主的な対応が重要であるが、政府においても、消費者が自己責任のもとで、自らトラブルを回避できるように、情報提供や啓発活動を行う。

個人情報保護

<後掲 . 5 . 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (8) 及び >

消費者保護対策の充実

ア) 電子商取引における表示の適正化 (公正取引委員会)

消費者取引の適正化を図り、消費者が安心して利用できる電子商取引の環境を整備するため、電子商取引監視調査システムの運用等により、BtoC取引における表示について、常時監視を行うとともに、景品表示法に違反する事案に接した場合は、厳正かつ迅速に対処する。

イ) 特定商取引法の遵守状況の点検 (経済産業省)

2004 年度中に、インターネット通販広告やいわゆる迷惑メール等について特定商取引法の遵守状況を点検し、違反事業者に対しては広告の改善を求める等所要の措置を講ずる。

ウ) 消費者被害に関する広報・啓発活動等 (警察庁)

2004 年度までに、情報セキュリティアドバイザーを設置して相談業務を強化するとともに、サイバー犯罪等に関する相談に迅速かつ的確に対応するためのネットワーク相談対応システムを構築する。また、相談内容を分析・共有するなどして、ネットワーク利用の悪質商法事犯等に係る消費者被害の未然防止のための広報・啓発活動等を行う。

エ) ADR¹²に関する共通的な制度基盤の整備 (司法制度改革推進本部及び関係府省)

総合的な ADR の制度基盤を整備する見地から、ADR の利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、2004 年度中に所要の措置を講ずる。

オ) ADR に関する情報提供面・担い手の確保面での連携強化 (司法制度改革推進本部及び関係府省)

「ADR の拡充・活性化関係省庁等連絡会議」において取りまとめられた「ADR の拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」の趣旨に従って、2004 年度中に、ADR 関係者のための研修会の開催や、国民がインターネットを通じて手軽にADR 等に関するきめ細やかな情報にアクセスできる体制を整備する。

カ) 電子商取引に係る ADR の推進 (経済産業省)

インターネット上の取引における消費者トラブルを簡易・円滑・安価に解決できるメカニズムについて2005年度までの構築を目指し、消費者向けの電子商取引に係る ADR に関する実証実験を実施する。

¹² ADR: Alternative Dispute Resolution (裁判外の紛争解決手段)の略。

4.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

(1) 行政の情報化

電子政府の構築

行政分野への IT の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上を図るため、別添「電子政府構築計画」に基づく各種施策を着実に実施する。

電子自治体構築に向けた支援

すべての国民が IT の恩恵を享受し、生活の利便の向上を実感できるようにするとともに、IT 活用による行政運営の効率化を一層推進していくためには、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の電子自治体の構築に向けた取り組みが極めて重要な段階に至っている。

このため、国は、こうした地方公共団体の取り組みが国における電子政府構築の取り組みと歩調を合わせて実施されるよう、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する支援を引き続き着実に進めていく必要がある。

ア) 電子自治体構築に向けた共通基盤の活用の推進

電子自治体構築の前提として整備を進めてきた公的個人認証サービスシステム等の地方公共団体の共通基盤について、安定的な運用を図るとともに、活用を拡大するための取り組みを講じる。

a) 総合行政ネットワーク (LGWAN) の活用 (総務省及び全府省)

業務処理過程における国・地方の連携を図るため、霞が関 WAN と LGWAN を利用した情報の交換及び共有の在り方 (連携ワークフロー、連携文書管理等) について検討するとともに、国・地方を通じて情報交換・情報共有が必要となる業務について、原則として霞が関 WAN と LGWAN を活用することとし、行政の簡素化・合理化を推進する。

b) 住民基本台帳ネットワークシステムの推進 (総務省)

住民基本台帳ネットワークシステムについては、2004 年度以降も引き続き安定的な運用を図るとともに、住民基本台帳カードの利用による各種サービスの実施について積極的に支援を行うなど、住民基本台帳カードの普及を図る。

c) 公的個人認証サービス制度の普及・促進等 (総務省)

公的個人認証サービスについては、電子政府・電子自治体の重要な基盤であり、引き続きシステムの安定的な運用を図るとともに、制度の普及・広報活動を実施する。

イ) 地方公共団体が取扱う手続の標準化・簡素化 (総務省及び関係府省)

法定受託事務など地方公共団体が取扱う個別手続に関し、関係府省が提示したオンライン化実施方策について、様式や項目の統一、添付種類の省略などの観点から引き続き必要な見直しを行い、2005年度早期に手続の更なる標準化・簡素化を図る。

ウ) すべての地方公共団体でシステム構築に取り組めるようにするための環境整備 (総務省)

団体規模や能力等にかかわらず、すべての地方公共団体においてITを活用した住民本位で質の高い行政サービスの提供が図られるよう、市町村合併の動向に配意し、都道府県・市区町村の意見や要望も十分踏まえたうえで、システム構築のための環境整備等の必要な支援を行う。

a) 地方公共団体の業務・システムの標準化・共同化 (総務省)

<前掲 . [1-1]5 . 電子政府・電子自治体の推進 (2) ア>

b) 電子自治体を支える人材育成 (総務省)

<前掲 . [1-1]5 . 電子政府・電子自治体の推進 (2) エ>

c) 主要手続のオンライン化進捗状況の調査等 (総務省及び関係府省)

2004年度以降も引き続き、主要な申請・届出等手続についてのオンライン化の進捗状況を調査・公表し、当該調査結果を踏まえた必要な支援を行う等、地方公共団体の取り組みを一層促進する。

d) 電子自治体推進にかかる広報、普及活動の実施 (総務省)

2004年度以降も引き続き、電子自治体の構築に向けて、利用者である住民の理解を広く得る観点から、住民サービスの向上や行政運営の効率化等電子自治体が果たす役割について広報、普及活動を行う。

e) 地方公共団体による自主的な取り組みへの支援 (総務省)

2004年度以降も引き続き、地域の創意工夫を活かして、電子自治体の構築に向けて自主的な取り組みを行うとする地方公共団体に対し、地方財政措置を実

施するほか、先進的な取り組み事例を全国の共有情報として活用する方策について検討し、2005 年度中に実現する。また、自治体の IT 化に係る国の相談機能の充実を図る。

エ) IT を活用した住民参画の促進

住民が、自らの居住する地方公共団体が行う施策や地域づくりのあり方等について、行政ポータルサイト等により情報を容易に入手することを可能とするとともに、それらに対する意見や要望の表明を主体的にできるようにするなど、IT の活用により広範な住民参画が行われるよう支援を行う。

a) 住民の行政等への参画促進に対する支援 (総務省)

行政ポータルサイトでの地方公共団体の施策に関する意見の募集や電子会議室の設置等 IT を活用した住民の行政等への参画を容易にする仕組みの構築等に対して必要な支援を、2004 年度以降も引き続き実施する。

b) 地方選挙における電子投票の普及促進 (総務省)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票 (電子投票) について、2004 年度以降も、実施しようとする地方公共団体に対する支援を引き続き行うことにより、その一層の普及を図る。

c) 地上デジタル放送及びケーブルテレビの利活用に関する研究 (総務省)

< 前掲 . [1 - 2] 7 . 行政サービス (2) ウ >

(2) 公共分野

科学技術・学術研究分野の情報化

世界最高レベルの研究環境を整備・維持し、研究水準の一層の向上を図るとともに、産学官の研究者への迅速かつ的確な情報提供を進めるため、科学技術・学術情報基盤の整備を推進する。

ア) スーパーSINET の構築 (文部科学省)

先端的研究機関を最大 10Gbps の回線で接続するスーパーSINET を 2004 年度までに 30 機関において整備し、2005 年度以降もさらに順次拡大する。

イ) 仮想研究環境 ITBL (IT-Based Laboratory) の構築及び超高速コンピュータ網の形成に資する基盤ソフトウェアの開発 (文部科学省及び関係府省)

研究開発の IT 化を実現するため、2005 年度までに国内すべての研究機関の

スーパーコンピュータを大容量ネットワーク上で共用化が可能な環境を構築し、その普及を促進する。また、2007年度までに世界水準の超高速グリッド・コンピューティング¹³環境を実現する基盤ソフトウェアを開発し、実証を行う。

ウ) 研究開発に必要な各種データベースの整備・高度化 (文部科学省)

学術コンテンツポータルシステムにおいて、収集・提供するコンテンツを、2005年度までに大学、研究機関等が保有する情報、学術電子ジャーナルまで順次拡大する。また、解読されたゲノム情報(全遺伝情報)を高度利用する研究を促進するため、2005年度までにゲノム関連データベースの高度化・標準化を図る。

エ) ITを活用した研究開発等の基盤技術の開発 (文部科学省)

2006年度までに、高機能ITを活用したスパコンネットワーク上での三次元高精度立体画像等によるバーチャルリアリティ技術や遠隔地実験技術等の開発を行う。また、2007年度までに各種細胞、生体機能の薬剤応答等を生命情報技術、先端イメージング技術によってシミュレーションするプログラム開発を目指す。更に、産業技術、科学技術の国際的競争力向上のため、2006年度までに世界最先端の水準の計算科学技術を産業界でも利用可能とする実証ソフトウェアを開発する。

芸術・文化分野の情報化

<前掲 . [1-2] 5.知 (2) >

保健、医療、福祉分野の情報化

医療分野の情報化を進め、サービスの質の向上、効率化を進めるとともに、ITを活用し、遠隔医療等新たなサービスニーズへの対応を進める。また、食品の信頼確保に係るサービスニーズに対応するため、消費者に対し食品の履歴情報をインターネット等を通じて提供するシステムを整備する。

ア) 医療分野のIT化の推進

<前掲 . [1-2] 1.医療>

イ) 食品トレーサビリティシステムの構築

<前掲 . [1-2] 2.食 (2) ア)及び ア)>

¹³ グリッド・コンピューティング:分散設置された多数のコンピュータや記憶装置等をネットワークに統合的に接続して、あたかも1つのコンピュータのように連携させ、超高速演算処理を可能とするコンピュータシステム。

高度道路交通システム (ITS)及び公共交通分野の情報化の推進

最先端の情報通信技術等を活用し、人と道路と車両を一体のシステムとして構築し、渋滞、交通事故、環境悪化等道路交通問題の解決を図る高度道路交通システム(ITS)を推進するとともに、そのための基盤技術研究開発の促進を図る。また、公共交通分野の情報化を推進する。

ア) 道路交通情報提供の充実 (警察庁、総務省、国土交通省)

民間事業者による高付加価値の情報提供を促進するため、2004年度までにカーナビゲーションシステム等で必要となる交通規制情報のデータベース化を図る。また、光ビーコン¹⁴を2005年度までに都市部の主要な一般道路等を概ねカバーできるよう整備する。さらに、3メディア対応型 VICS¹⁵車載機の導入・普及拡大とあわせ、引き続き道路交通情報収集・提供装置の整備等を進め、道路交通情報の提供の充実を図る。

イ) 走行支援システム及び安全運転支援システムの推進 (警察庁、総務省、国土交通省)

先進安全自動車やドライバーへの安全情報提供等を行う走行支援システムの高度化について研究開発を推進し、2006年度までに実用化が可能な技術開発を目指すとともに、光ビーコンを活用した安全運転支援システムについて2005年度までに全国展開を目指す。

ウ) ノンストップ自動料金支払いシステム (ETC)等の推進

a) ETC の推進 (国土交通省)

ETC 利用者に特化した多様な料金施策や既存のインフラの質向上を図るスマートインターチェンジの整備等により、ETC の利用を促進し、2007年度末までに ETC 利用率を有料道路利用者の 70%程度まで引き上げ、料金所渋滞をおおむね解消することを目指す。

b) DSRC 応用サービスの普及促進等 (総務省、経済産業省、国土交通省)

¹⁴ 光ビーコン：交通情報提供・収集等を行う新交通管理システム (JTMS)用の赤外線双方向通信装置。

¹⁵ VICS：道路交通情報通信システムの略。渋滞や交通規制等の道路交通情報を、車に搭載されたカーナビゲーションシステム等を通じて、画面により表示できる。

ETCの技術を応用した狭域通信(DSRC)¹⁶システムの多目的利用の推進を図るため、2005年度までにDSRCを活用した汎用決済システム等の実証実験を行うとともに、多様なDSRC応用サービスの早期実現に向け、官民連携の下、DSRCを中心とするITSの利活用の推進及びサービスの展開を図る。また、DSRC等を活用したスマートウェイ等のあり方に関して検討を行い、2004年度中の早い時期に結論を得る。

エ) 高度交通管制システムの推進 (警察庁)

2005年度までに全国の主要都市において、MODERATO¹⁷やリアルタイム信号制御モデルの導入、信号機の高度化や必要な体制整備等を図るとともに、2004年度までに環境データを信号制御に反映させるシステムを開発するなど、高度交通管制システムを推進する。

オ) ITS技術の国際標準化の推進等 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)

本格的な発展が予想される今後2年間において、ITS関連産業の国際競争力強化の観点も踏まえつつ、車両の走行を支援するシステムや狭域通信(DSRC)システム等を国際標準化機構 (ISO) 及び国際電気通信連合 (ITU) に提案する等により各種ITS技術の国際標準化を目指す。また、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム (UN/ECE/WP29) において、2006年度までに先進安全自動車に係る国際基準の策定等を目指す。

カ) ITSの普及方策の強化 (警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)

ITSの普及と更なる発展を目指すため、我が国で開催される2004年のITS世界会議や2005年の愛・地球博等において、官民を挙げた世界最先端のITSを提示・実現するとともに、これを契機として、官民の連携・協調の下、ITSの普及方策について検討を進め、ITSの新たな展開を推進する。

キ) 公共交通分野における情報化の推進

a) バスのリアルタイム位置情報の提供及び公共車両優先システム等の導入 (警察庁、国土交通省)

公共交通の円滑化と利便性向上を図るため、2005年を目途にバスのリアルタ

¹⁶ 狭域通信 (DSRC) システム：限定された場所で用いる無線通信システム。

¹⁷ MODERATO：モデラート。交通流の変動にきめ細かくに対応した信号制御等を可能とする高度な交通管制システム。

イム位置情報の提供や、最適な経路選択・交通機関選択が可能となるシステムの全国主要都市への導入を目指す。また、2005年度までに公共車両優先システム (PTPS) や車両運行管理システム (MOCS) を全国主要都市に導入する。

- b) 運輸多目的衛星を活用した次世代航空保安システムの整備 (国土交通省)
航空交通の増大やユーザーニーズの多様化に対応して、航空機の安全確保と航空交通容量の拡大を図るため、運輸多目的衛星を活用した次世代航空保安システムの整備を2005年度までに行う。

ク) 国際空港の電子化による安全対策の向上と効率化の推進

- a) パスポートのIC化の推進 (内閣官房、外務省、法務省及び関係府省)
<前掲 . [1-1] 2. セキュリティ (安全・安心) 政策の強化 (2) ア>
- b) 国際空港における各種手続きの電子化の推進 (法務省、外務省、国土交通省及び関係府省)
国際空港における各種手続等の電子化を推進し、航空旅客手続きの効率化を図るとともに、航空会社等との連携を図ることにより、安全かつ効率的な旅客サービスの提供を実現するための所要の検討を行い、2005年度を目途にシステムの整備に取り組む。

環境分野の情報化 (文部科学省)

世界最速の計算処理速度を有し、温暖化進展や異常気象といった地球規模の環境変動の予測を可能とする地球シミュレータを活用し、2005年度までに精度の高い地球環境変動予測を実現する。

地理情報システム (GIS) の推進

官民連携のもと、国際ルールとの整合を図りつつ、GISを利用する基盤環境を整備するとともに、防災、まちづくり、交通、教育等の行政分野、民間業務の合理化・効率化、新しいビジネスモデルの創造、国民生活の高度化・多様化を図るため、「GISアクションプログラム 2002-2005」(2002年2月地理情報システム (GIS) 関係省庁連絡会議) に沿った所要の施策を着実に実施する。

また、政府が保有する地理情報が、我が国の国土に関する様々な情報を客観的に把握することを可能にする資料的、文化的価値を有することに鑑み、原則として、2005年度までにデジタル化・アーカイブ化し、誰もが容易に閲覧・入手し、活用できるようにする。

ア) 国土空間データ基盤に関する標準化と政府の率先使用による行政の効率化の推進 (経済産業省、国土交通省及び関係府省)

2004 年度も引き続き地理情報標準の JIS 化を行うとともに、2005 年度中の G-XML(GML)規格の国際標準制定を目指し、確定後、政府はこれらの標準を率先して使用するとともに、その普及を図る。

イ) 地理情報の電子化と提供の推進 (国土交通省及び関係府省)

国民が最新の地理情報をインターネットで手軽に閲覧し活用できる環境を実現するため、2004 年度以降も引き続き、数値地図 2500¹⁸、数値地図 25000 及び街区レベル位置参照情報の定期更新を行う。

ウ) GISの本格的な普及支援

a) 統合型 GIS の推進 (総務省)

地方公共団体における地図関連業務の効率化および地図関連情報の提供を図る庁内横断的なしくみである統合型GISの整備を促進するため、2004 年度中に地方財政措置の拡充を行うとともに、引き続き地方公共団体に対する情報提供等の必要な支援を行う。

b) 電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの構築 (国土交通省)

全国どこでも高精度な位置情報を得ることが可能となるよう、2004 年度も引き続き全国 (常時接続できない離島等を除く)の電子基準点データを常時収集、解析し、リアルタイム配信を実施するとともに、リアルタイム化を逐次拡大する。

c) モバイル3次元GISの実現 (総務省)

2005 年度までに、モバイル端末でも3次元GISの利用が可能な次世代GISの基盤技術の研究開発を行う。

d) 次世代位置情報サービスの促進のための基盤整備 (経済産業省)

<前掲 . 3 .電子商取引等の促進 (2) エ)>

エ) GISを活用した行政の効率化、質の高い行政サービスの実現

a) 森林 GIS の整備 (農林水産省)

¹⁸ 数値地図 25000、数値地図 2500 国土地理院が整備している 1/25000、1/2500 の精度のデジタル地図データ。

2005 年度までに、都道府県において森林に関する多様な情報を一元的に管理する森林 GIS を整備し、森林管理の効率化を図る。

b) 全国 109 水系における観測情報や環境情報の GIS 化及び情報提供 (国土交通省)

2005 年度までに、全国 109 水系において観測情報や環境情報などの GIS 化を図り、インターネット等による提供を行う。

防災分野の情報化

防災において情報の迅速な収集・伝達等を図り、国民が安心して暮らすことができる社会を実現するため、「防災情報システム整備の基本方針」(2003 年 3 月 18 日、中央防災会議)に基づき、国・地方公共団体・住民を結びつける高度な情報通信システムを構築する。

ア) 防災情報共有システムの整備と国民への提供拡大 (内閣府及び関係省庁)
<前掲 . [1-1]2 .セキュリティ(安全・安心)政策の強化(2)ウ>

イ) 情報収集体制の高度化 (内閣府及び関係府省)

2005 年度までに、人工衛星や航空機からの画像情報等の実情報と、被災の全体像等を即時に把握するコンピュータ推計情報とを組み合わせ、被災全体像の早期把握の精度を向上する。その際、官民を問わず各機関が保有する施設管理情報や位置情報等を集約し、有機的に連携して被災の全体像等の早期把握に活用する。また、2005 年度までに夜間、悪天候等の悪条件下における情報収集が可能となるように情報収集体制を確立するとともに、災害時に情報システム等が迅速・的確に機能し活用されるよう、防災情報システムを運用する人員体制の充実を図る。

ウ) 的確で効果的な住民等への情報提供 (内閣府及び関係府省)

防災情報バリアフリー対策として、高齢者等の災害時要援護者や外国人などの情報弱者に対して、確実に緊急情報等が伝わるよう、情報提供における障害の解消(情報バリアフリー)に配慮した情報提供体制を確立するとともに、企業防災を支援する情報提供を、2005 年度までに行う。

エ) 信頼性の高い大容量データ通信体系等の整備 (内閣府及び関係府省)

2005 年度までに、国、地方公共団体等の防災関係機関間で回線の大容量化・デジタル化や相互利用の体制を整備し、画像等の大容量通信を可能とする全国的な災害性の高い大容量通信ネットワークを実現する。

オ) IP化に対応した防災関係データ通信回線の整備 (内閣府及び関係府省)

IPデータ通信にも対応できるよう、2005年度までに、国の機関や指定公共機関等の防災関係機関にIP化に対応したデータ通信回線を整備する。

カ) 防災GIS等の整備 (内閣府及び関係府省)

2005年までに、地理情報システム(GIS)上で防災情報を総合化する防災GIS及び高密度かつ高精度な標高データである「3D電子地図」を整備し、災害時における住民等の的確な避難、被災や復旧の状況を正確・迅速に把握し、防災機関の共通情報として防災活動を支援するとともに、わかりやすい地理情報として社会に随時提供する仕組みを構築する。

キ) 気象防災情報の共有化の推進 (国土交通省及び関係府省)

台風や集中豪雨時等における国及び地方公共団体等の適切な防災対応活動に資する、より正確・詳細かつ分かりやすい気象情報を提供するため、気象衛星や各種の気象観測データを迅速に収集し、稠密かつ精度の高い解析及び予測を行うとともに、これらの成果情報を円滑かつ迅速に配信するための総合的情報処理システムを2005年度までに整備する。さらに、気象台と地域防災担当者との間での気象等に関する情報の共有を行う情報システムを2006年度までに整備する。

ク) 消防防災分野における情報化の推進 (総務省及び関係府省)

a) 消防防災関係情報システムの整備・連携及び充実化

2005年度までに、大規模災害時における災害応急活動等のための消防防災関係の情報システムが整備されるように、地方公共団体の取り組みを支援し、総合防災情報システムと連携しつつ、国・地方公共団体及び行政機関・住民間での防災情報の共有化を実現する。また、2007年度までに、消防庁が有する防災情報システム等の消防防災関係情報システムが利用するネットワークについて、地域衛星通信ネットワークのデータ伝送機能、公共用のブロードバンド・ネットワーク等の活用により、多ルート化を図るとともに、利活用する防災情報の拡充を推進する。

b) 消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化

災害時において情報の収集・伝達を確実にできるよう、2007年度を目途に地域衛星通信ネットワークの第二世代化(映像送受信設備等)、概ね2016年度を目途に消防救急無線のデジタル化を図るとともに、市町村防災行政無線(同報系)のデジタル化を進めるなど、消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化

を推進する。

- c) IT を活用した消防防災活動の高度化及び災害応急システムの整備
大深度地下の閉鎖された空間等の悪条件下における消防活動を支援するシステムの実用化や初動活動において迅速な災害応急対応等を支援するシステムの整備を 2005 年度までに行う。

- ケ) 火山活動をリアルタイムにシミュレーションするシステムの開発 (国土交通省)
火山災害対策を適切かつ円滑に推進するため、時間の経過とともに変化する火山活動の推移に応じて溶岩流等をリアルタイムにシミュレーションするシステムを 2004 年度までに開発する。

- コ) 高度即時的地震情報伝達網の実用化 (文部科学省及び関係府省)
大地震を震源域近傍で速やかに捉え、重要施設等に大きな地震動が到達する前に、予想される地震動の強さ等の情報を自治体等の防災機関に伝達する緊急地震速報の高度化として、自動的に防災措置を講じるシステムの実用化を今後 4 年間で目指す。

5.高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

(1) 政府の情報セキュリティ確保

各府省における情報セキュリティ対策の水準を一層向上させるために、政府の情報セキュリティ確保のための体制整備をより一層推進する。具体的には、攻撃の予兆や被害に関する情報収集・分析体制の充実、各府省庁の情報システムとその運用に関する安全基準の策定、各府省庁の総合的な情報セキュリティ対策の評価の実施等、国民に信頼される電子政府及び電子自治体の構築を推進する。

各府省庁の情報セキュリティ確保 (内閣官房及び関係府省)

<前掲 . [1-1] 2.セキュリティ政策の強化(2)ア)>

防衛庁における緊急対処体制の整備 (防衛庁)

ア) 防衛庁における緊急対処体制の整備

2004年度においても情報システムに関する組織(部隊)の常時監視、緊急事態対処等の各種機能を強化する。

イ) 防衛庁が発注する情報システムの情報セキュリティ確保

2004年度から、防衛庁が発注する情報システムについて、受注企業における情報セキュリティを確保するため、契約上、当該企業に防衛庁が策定した情報セキュリティ基準等に基づく保全対策を求め、その実施状況等の監査等を行う。

地方公共団体の情報セキュリティ確保 (総務省)

<前掲 . [1-1] 2.セキュリティ政策の強化(2)イ)>

(2) 重要インフラのサイバーテロ対策

産業界との連携により重要インフラ等における情報システムについて、情報セキュリティ対策を促進するとともに、政府の緊急対処能力の向上を図る。

重要インフラの情報セキュリティ確保 (内閣官房及び関係府省)

<前掲 . [1-1] 2.セキュリティ政策の強化(2)ウ)>

重要インフラ防護に関する調査・検討 (内閣官房及び関係府省)

2004年度においても、諸外国における重要インフラ防護の推進状況など最新の

動向について調査を行うとともに、重要インフラに対するサイバーテロ等各種攻撃の影響とそれらに有効な対策等の検討を引き続き行う。

産業界との連携

ア) 産業界との連携の強化 (警察庁)

2004年度までに、重要インフラ事業者等との連携を強化し、連絡体制の確立を図るなど、互いに緊密な情報交換を行うほか、情報システムのセキュリティに関する自主的な取り組みや脆弱性試験への協力、事案発生時における被害の拡大・波及の防止のための助言・指導を行う。

イ) 緊急時連絡・連携体制の強化 (総務省)

2004年度においても、Telecom-ISAC Japanと、政府及び他の関係機関との連携及び連絡体制の強化をするなど、緊急時の適切な対応を図る。

ウ) 産業界との連携の強化 (経済産業省)

2004年度までに、情報通信関連事業者、情報セキュリティ専門事業者、情報セキュリティ関連団体、コンピュータに関する有識者等と連携して、情報セキュリティに関する情報を収集・分析するための枠組みを構築する。

警察におけるサイバーテロ対策の充実・強化 (警察庁)

ア) サイバーテロ関連情報の収集及び分析能力の強化

2004年度までに、高度化するサイバー攻撃手法に対応するため、装備資機材の高度化、外国治安機関等との連携強化、国内外のサイバーテロに関する情報収集体制の強化、情報のデータベース化、サイバーテロの物理的・電子的攻撃手法の収集・分析能力の強化、要員の技術向上のための教育訓練等を行い、警察における緊急対処体制の強化を図る。

イ) サイバーテロ対策を推進する体制の充実強化

2004年度までに、警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、サイバーテロ対策を推進する体制を確立し、事案発生時における緊急対処体制及び捜査活動のための体制の充実・強化を図る。

電力分野における情報セキュリティ対策の強化 (経済産業省)

情報システムに対する過去に経験したことのないような攻撃にも万全の対策を講じるため、2004年度中に、情報セキュリティに関する最新動向に基づく演習を

実施するとともに、脆弱性等の情報共有のあり方に関する調査研究を実施する。

(3) 民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発

広く情報セキュリティ文化が定着し、適切な情報セキュリティ対策が実施されるよう啓発や注意喚起等を行う。また、不正アクセス、違法・有害な情報の流通その他の不正行為に対処するための対策を推進する。

情報セキュリティに関する普及啓発

ア) 国民向けの啓発・広報活動 (内閣官房及び関係省庁)

< 前掲 . [1- 1] 2. セキュリティ政策の強化 (2) オ) >

イ) 広報啓発活動による情報セキュリティ意識の向上 (警察庁)

2004 年度までに、セキュリティポータルサイト及び情報セキュリティコミュニティセンター (都道府県警察) の有効活用等を通じ、行政機関、消費者団体、学校教育関係者等と連携して、情報セキュリティ意識の向上につながる広報啓発活動を推進する。

ウ) 産業界と連携した広報啓発活動の推進 (警察庁)

2005 年度までに、不正アクセス対策の実態の把握に努め、サイバー犯罪¹⁹発生時の対応及び未然防止策についての産業界等との意見交換を実施するとともに、産業界等と連携した広報啓発活動を推進する。

エ) 情報セキュリティに関する周知・啓発活動の推進 (総務省)

2004 年度までに、無線 LAN をはじめとする情報通信ネットワークのセキュリティに関する利用動向、技術動向等についての検討をもとに、「国民のための情報セキュリティサイト」の充実等を通じて、国民一般に向けた情報セキュリティに関する周知・啓発活動を一層推進する。

オ) 不正アクセス対策・ウイルス対策等に関する普及啓発活動の推進 (経済産業省)

2004 年度までに、情報処理推進機構 (IPA) やコンピュータ緊急対応センター (JPCERT) 等の機能拡充を図り、不正アクセス、コンピュータウイルス、脆弱性対策等について、効率的な情報収集、情報分析及び情報提供を実施するなど、

¹⁹ サイバー犯罪: 情報技術を利用した犯罪で、電子計算機使用詐欺、ネットワークを利用したわいせつ物頒布、不正アクセス禁止法違反等が挙げられる。

情報セキュリティ意識の向上につながる普及啓発活動を推進する。

カ) 情報セキュリティに係る制度の普及促進 (経済産業省)

2004 年度までに、情報セキュリティ監査制度に関する普及促進を行うとともに、監査の質の向上のために監査の技法や他国の制度、国際基準などの研究を行う。また情報セキュリティマネジメントシステムの構築を促進するため、ISMS 適合性評価制度に関する普及促進を行う。

キ) 電子署名及び認証業務に関する認定制度等の円滑な実施 (総務省、法務省、経済産業省)

< 前掲 . 3 . 電子商取引等の促進 (1) ア)>

信頼性向上施設等の導入支援 (総務省)

ア) 電気通信基盤充実臨時措置法による税制優遇措置等の支援

2004 年度においても、電気通信基盤充実臨時措置法により「信頼性向上施設」の導入を行う民間事業者に対する税制優遇措置等の支援を行う。

イ) 「ネットワークセキュリティ維持装置」を購入した場合の税制優遇措置

2004 年度において、法人又は個人事業者が「ネットワークセキュリティ維持装置」を購入した場合、税制支援措置を実施する。

情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の確立 (総務省)

2004 年度までに、情報通信ネットワークに関して事業者の規模にあったセキュリティ評価項目等について検討を行い、ITU に対し国際標準提案を行うとともに、国内の事業者における情報セキュリティ対策のレベルを的確に判断するための評価手法を確立する。

安全性 信頼性の高い製品の提供促進 (経済産業省)

2005 年度までに、情報セキュリティ評価 認証制度の円滑な運用、普及啓発、新たな評価 認証技術の開発等を通じて、情報セキュリティの確保に配慮した多様な製品の提供を促進する。

ソフトウェアの欠陥に対する対処の促進 (経済産業省)

2005 年度までにソフトウェアの脆弱性を低減させるプログラミング技術の開発等

を実施するとともに、ソフトウェアの欠陥に対する修正手段の速やかな提供がなされるような環境を整備することを目的として脆弱性に関する法令等の調査等を実施する。

企業経営におけるIT事故対応策の検討(経済産業省)

2004年度中に企業におけるIT事故の事前予防の充実、また、IT事故が起こった場合の事業継続の観点から、組織がとるべき具体的対応策について検討する。

民間の情報セキュリティ強化(総務省及び経済産業省)

< 前掲 . [1-1] 2 . セキュリティ政策の強化(2)エ >

インターネット上の違法・有害情報対策

ア) インターネット上の違法・有害情報対策(総務省)

< 後掲 . 4 . 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応(2) >

イ) インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリングシステムの提供(経済産業省)

< 後掲 . 4 . 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応(2) >

ウ) インターネット上の違法・有害情報に対する対策の強化(警察庁)

< 後掲 . 4 . 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応(2) >

エ) 青少年を取り巻く有害環境対策の推進(文部科学省)

< 後掲 . 4 . 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応(2) >

(4) 情報セキュリティに係る制度・基盤の整備

刑事基本法制等、情報セキュリティ対策における制度・基盤の整備を推進する。

刑事基本法制等の整備(警察庁、総務省、法務省、外務省及び経済産業省)

2005年度までのできるだけ早い時期に、各種のサイバー犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、サイバー犯罪条約の早期締結を視野に入れ適切な処罰を確保するため必要な法整備を引き続き行う。

暗号技術評価の推進（総務省及び経済産業省）

電子政府推奨暗号の監視、電子政府推奨暗号の安全性及び信頼性確保のための調査・検討、暗号モジュール評価基準の作成等を行う。

脆弱性関連情報の円滑な流通のための体制づくり(経済産業省)

2004 年度までに、ソフトウェアの脆弱性情報の受付や調整を行う機関を整備するなど脆弱性関連情報流通のための体制を確立する。

電子署名及び認証業務に関する国際的な連携の推進（総務省、法務省、経済産業省）

< 前掲 . [1-1] 1. アジア等 IT 分野の国際戦略 (2) オ) >

(5) 情報セキュリティに係る研究開発

情報システムの脆弱性の低減、コンピュータウイルス対策等の情報セキュリティに関する技術について、民間による技術開発に加え、国においても、先導的基盤的研究開発を推進する。

国防・治安に係る情報セキュリティ技術の研究開発の推進

ア) 捜査手続のための電磁的記録の解析技術に関する調査検討等（警察庁）

2004 年度までに、捜査手続のための電磁的記録の解析技術に関する系統的な調査研究等を行い、「コンピュータ法科学」分野の確立を目指す。

イ) サイバー攻撃に対する対処手法の実証的研究（防衛庁）

2004 年度までに、サイバー攻撃に対する対処手法の実証的研究等を行う。その後、その成果を防衛庁が保有するネットワークの情報セキュリティの強化に反映する。

情報セキュリティに関する基盤技術の研究開発の推進

ア) 各種情報システムの防御、ログ保全等に係る技術に関する研究開発（警察庁）

2004 年度までに、不正アクセス手法やコンピュータウイルスに関する情報収集、解析を始め、各種情報システムの防御、ログ保全等に係る技術に関する研究開発を行う。

イ) 情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に向けた総合的な研究開発 (総務省)

2006 年度までに、インターネット等におけるネットワークセキュリティの飛躍的向上を図るため、サイバーテロ等の予防・検知等に関する技術、未知のサイバー攻撃を短期間に分析するための技術、安心・安全にサービスを利用・提供するための高度ネットワーク認証基盤技術、暗号技術、危機管理及び非常時通信機構、量子情報通信技術、タイムスタンプ・プラットフォーム技術等、情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に必要な総合的な研究開発を実施する。

ウ) 情報セキュリティに関する基盤技術の研究開発 (経済産業省)

2004 年度までに、情報の自由な流通を確保するため、暗号技術、電子署名等の認証技術、セキュリティ評価・認証技術、ウイルス等情報セキュリティに係る情報の収集、分析及び提供に関する技術、リスク分析手法等情報セキュリティの確保に必要な技術開発等を行う。

(6) 情報セキュリティに係る人材育成

教育研究機関及び研修事業の拡充、資格制度の有効活用等を通じ、高水準の情報セキュリティ技術を有する人材を十分に確保するための多面的な育成を行う。

政府における情報セキュリティ人材育成

ア) 政府機関職員のための実務的な研修 (内閣官房)

< 前掲 . {1- 1} 2. セキュリティ政策の強化 (2)オ) >

イ) サイバー犯罪対策に係る人的基盤の整備 (警察庁)

2004 年度までに、サイバー犯罪捜査官の配置、サイバー犯罪捜査に従事する全国の警察職員に対する部内外の研修の実施等、サイバー犯罪の高度化に対応し得る体制の整備を行う。

ウ) 防衛庁における情報セキュリティ等に係る人材教育 (防衛庁)

2004 年度においても、防衛庁職員を米国等へ派遣をし、緊急事態に対処するための高度な情報セキュリティ技術等を習得した中核的な技術専門要員を確保する。

エ) 電子自治体を支える人材育成 (総務省)

< 前掲 . [1-1]5 .電子政府・電子自治体の推進 (2) エ)>

IT セキュリティ技能標準の策定・普及等

ア) 情報セキュリティ人材育成のための研修の支援 (総務省)

2005 年度までに、情報通信ネットワーク・システムに対する攻撃や不正侵入などに対する対処法を習得するための研修を推進する。

イ) 情報セキュリティ人材の育成・活用 (経済産業省)

2005 年度までに、情報セキュリティ人材に必要とされる技能に関する標準の利用を促進することによって、情報セキュリティ人材の育成・活用を推進するとともに、特に学生を対象とした早期育成を図る。

情報セキュリティマネジメントの専門家の育成

ア) 情報セキュリティに関する専門家の育成 (総務省)

2004 年度においても、ネットワーク情報セキュリティマネージャー (NISM) 資格認定講習の周知・普及を行い情報セキュリティマネジメントの専門家の育成を図る。

イ) 情報セキュリティマネジメント専門家等の育成 (経済産業省)

2004 年度までに、情報セキュリティマネジメントに関する規格 (JIS-X-5080 等) に基づき、業種に応じた評価実施ガイドラインを策定し、情報セキュリティマネジメント構築等について助言を行うことのできる専門家を育成するための研修事業等に対する助成を行う。

情報セキュリティ評価技術者の育成 (経済産業省)

2004 年度まで、セキュリティ水準の高い製品・システムを導入するための情報セキュリティ評価基準 (ISO / IEC15408 (JIS-X-5070)) に基づく評価等を行う情報セキュリティ評価技術者及び情報セキュリティ設計技術者等を育成する。

大学・大学院における情報セキュリティ人材の育成 (文部科学省)

2004 年度においても、大学、大学院等に設置された新興分野の人材養成ユニットにおいて、情報セキュリティ分野の研究者・技術者を養成する。

(7) 情報セキュリティに係る国際連携

情報セキュリティに関する国際的な取り組みの推進に加え、開発途上地域への支援等の積極的な国際的貢献を行う。

サイバー犯罪対策に係る国際連携強化（警察庁、総務省、外務省、法務省及び経済産業省）

2004年度においても、G8の枠組みにおいて国家間の緊急連絡網の実効性向上等に取り組むことにより、サイバー犯罪に関する迅速かつ効果的な国際連携の強化を図る。

各国警察機関との連携強化（警察庁）

2004年度中に、アジア各国のサイバー犯罪への技術対応担当者を対象とする国際会議の開催、コンピュータ・ネットワークを活用した情報の共有・交換を引き続き実施するとともに、アジア以外の国からも担当者を国際会議へ招聘するなど、海外警察機関との連携の拡大・強化を行う。

米国国防総省等との連携強化（防衛庁）

2004年度においても、防衛庁としての情報保証に資するために、米国国防総省との間における政策協議や情報交換(ITフォーラム等)を行う。これらのノウハウ・技術等については、国防上支障の無い限り関係行政機関に提供する。

情報セキュリティに関するグローバル情報交換ネットワークの構築

ア) Telecom-ISAC Japan と諸外国関係機関との連携推進（総務省）

2004年度中に、通信サービスの適切な提供を妨げる、もしくは他の重要なインフラに対する情報セキュリティ上の影響が予想されるセキュリティ侵害事案に関する対処・予防措置について、Telecom-ISAC Japan と米国・韓国等諸外国の関係機関との連携に向けて調整を行う。

イ) JPCERT/CC と関係諸機関との連携強化等（経済産業省）

2004年度中に、不正アクセス・ウイルス等の発生状況等情報セキュリティに関する情報の集積や分析を行っているCERT/CC等諸外国の官民関係機関との情報交換のため、JPCERT/CC 等と関係諸機関との連携強化、民間各層におけるネットワーク構築の支援等を行い、情報セキュリティに関する迅速かつ

正確な情報提供、対応及び施策への反映ができるよう一層の環境整備を実施する。

(8) 個人情報の保護

事業者からの顧客情報等の大規模な流出や、個人情報の売買事件が多発し、国民のプライバシーに関する不安が高まる中で、個人情報の利用に関する社会の信頼を高め、国民一人一人がその便益を享受できる高度情報通信社会を実現するためには、個人情報の保護に万全を期することが必要である。

個人情報保護の推進 (内閣府及び全府省)

個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)に向けて、各種広報媒体を利用した広報啓発活動を通じての個人情報保護に関する事業者及び国民の意識の向上、法制度の運用に関する情報収集及び調査研究、個人情報保護関係省庁連絡会議の開催、地方公共団体への情報提供等を通じた関係行政機関、地方公共団体との連携体制の整備、国民生活センター等における苦情処理の枠組みの強化などの施策を推進する。

各省庁は、個人情報保護法の個人情報の取扱いに関するルールが各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討するとともに、事業者団体等が主体的に行うガイドラインの策定等に対しても、情報の提供、助言等の支援を行う。

また、個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いを確保する必要がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野(医療、金融・信用、情報通信等)ごとに早急に検討し、個人情報保護法の全面施行までに、一定の結論を得る。

行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護の推進(総務省及び全府省)

行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の施行(平成17年4月1日)に向けて、総務省は、個人情報の適切な管理に関する指針等の策定、同法の周知など、各府省は、個人情報の適切な管理に関する定め、職員への教育研修、独立行政法人等への必要な指導など、適切な施行準備を行う。

横断的な課題

1. 研究開発の推進

(1) 我が国が世界に誇れる強い技術と先端基礎技術の開発

モバイル、無線インターネット、光、デバイス、情報家電、IT の利活用に資するロボット技術などの研究開発を一層推進することにより、情報通信産業における国際競争力の強化を図る。あわせて、次世代の高速ネットワークを先導する先端基礎技術の研究開発の継続とテストベッド(実証実験)ネットワークの整備、応用技術の研究開発を推進する。

第4世代移動通信システム実現のための研究開発(総務省)

< 前掲 . 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成(2) >

超高速無線 LAN の研究開発(総務省)

< 前掲 . [2] 7. 研究開発 1) >

時間的・空間的に周波数の有効利用を可能とする技術の開発(総務省)

災害時の混雑回避等を図るため、周囲の電波利用状況や利用するアプリケーションの要求条件を的確に判断し、周波数帯域幅、変調方式、多重化方式等を柔軟に選択して、最適な通信環境を確立することのできる無線通信システムについて2011年度までに実用化を図る。

光技術の開発推進

ア) 1Tbit/inch² 級の高密度等を実現する光記録技術の開発(経済産業省)

情報量の急速な増大に対応し、大容量の情報を蓄積するために、2006年度までに、1Tbit/inch² 級の高密度と記録・再生の高速性を実現する光記録技術を開発する。

イ) フォトニックネットワーク技術の研究開発(総務省)

< 前掲 . [2] 7. 研究開発 1) >

デバイスの研究開発

ア) 無線機器用のデバイスに関する技術開発(文部科学省、経済産業省)

・超小型無線端末実現のための技術開発

超小型無線端末を実現するため、2006年度までに複数の無線通信端末用 LSI を開発するとともに、超小型かつ高密度に実装する技術を開発する。

高周波デバイスに関する技術開発

超高速・大容量・多機能の情報処理を担う無線通信技術に資するため、高周波領域で特徴を発揮する窒化物半導体を用いた低消費電力型高周波デバイスの基盤技術を2006年度までに行う。

イ) フォトニックネットワークのキーデバイス技術の研究開発 (文部科学省、経済産業省)
1兆～1000兆分の1秒単位での光のON/OFFを実現する技術について、2005年を目処に実現を図る。また、全体のスループットが100Tbpsの電子制御型ノード装置やシステムの総合性能を100倍向上させる次世代光源等次世代フォトニックネットワークのキーデバイスを実現する基盤技術を2006年度までに開発する。

ウ) 新原理 新技術を用いたデバイス技術の開発 (文部科学省、経済産業省)
情報通信機器の利便性を飛躍的に向上させることが可能な携帯用燃料電池及び垂直磁気記録方式や近接場光技術を用いた超大容量記憶装置の開発を2006年度までに行う。また、次世代のブレークスルーをもたらす領域等への先行的投資として、磁気スピン²を用いた次世代の高機能・超低消費電力メモリ技術、インクジェット法³による回路基盤製造技術及び超電導技術等の新しい原理 技術を用いた情報通信技術を2006年度までに開発する。

エ) 次世代半導体デバイス技術の開発 (経済産業省、文部科学省)
<前掲 . [2] 7. 研究開発 1) >

情報家電の研究開発

ア) 情報家電のIPv6化に関する総合的な研究開発 (総務省)
<前掲 . [1-3] インフラ (2) オ) >

イ) 情報家電の普及のための実証実験 (経済産業省)
<前掲 . [1-2] 3. 生活 (2) ア) >

ネットワークロボットの実現に向けた情報通信技術の研究開発 (総務省)
<前掲 . [2] 7. 研究開発 1) >

インターネットの高速化に関する研究開発

ア) 次世代の超高速、高機能な研究開発テストベッドネットワークの整備 (総務省)
次世代の超高速ネットワークを先導する先端技術や、超高速インターネット等を活用する応用技術の研究開発・標準化を促進するためには、実践的な環境での実証が、その進展に効果的であるため、全国の研究拠点を結ぶ次世代超高速、高機能な研究開発テストベッドネットワークを2005年度までに整備する。

また、この研究開発テストベッドネットワーク上で促進された研究開発成果等を取り入れ、2007年度までに、ネットワーク関連技術の一層の高度化を図る。

¹ 携帯用燃料電池：携帯電話やノートパソコン等の携帯情報機器に用いる携帯用電源。

² 磁気スピン：電子の性質の一つで、磁力の元になるもの。

³ インクジェット法：金属インク等を小さい孔の空いたノズルから吐出し、直接描画する方法。

イ)大規模ネットワークにおける高速化・高機能化技術の開発(総務省)

<前掲 .〔2〕7.研究開発 1)>

(2)安全、安心、便利、感動」社会の実現の上で重要性の高まる技術の開発

基盤ソフトウェア、ソフトウェアの高信頼化に関する研究開発や、セキュリティや認証、個人情報保護に関する技術の開発、健康・ストレス等にも配慮したヒューマンインターフェース技術の開発を推進し、「安全、安心、便利、感動」社会の実現に寄与する。

ソフトウェアの研究開発

ア)高信頼・高品質なサービス提供のためのグリッドミドルウェア開発(経済産業省)

2005年度までに、ネットワークで接続された複数のサーバや記憶装置等を統合的に管理し、ビジネス利用に耐えられるような高信頼・高安全なサービスを提供するためのミドルウェアを開発するとともに、本プロジェクトの成果の事業化を推進するため、ユーザと連携した実証実験を実施する。

イ)超高速コンピュータ網の形成に資する基盤ソフトウェアの開発(文部科学省)

<前掲 .〔2〕7.研究開発 2)>

ウ)次世代の情報家電等で必要とされる組込みソフトウェア開発手法等の開発(経済産業省)

<前掲 .〔2〕7.研究開発 2)>

エ)産学連携によるソフトウェア開発力の抜本的強化(経済産業省)

<前掲 .〔2〕7.研究開発 3)>

オ)次世代に向けたソフトウェア技術開発力の強化(経済産業省)

ソフトウェア技術開発力の抜本的強化を図るため、我が国における最先端の取り組みと知見を結集し、民間企業だけでは資金面等からリスクの高いソフトウェア開発を行い、2006年度までに世界市場で通用する革新的なソフトウェアを10本開発する。

カ)オープンソースソフトウェアの開発等の促進(経済産業省)

ユーザが選択肢としてオープンソースソフトウェアを活用できる環境を整備するため、2006年度までに、オープンソースソフトウェアを活用する上で必要となるソフトウェア及び開発環境の充実等を図る。また、パイロットプロジェクトの実施を通じて、オープンソースソフトウェアを普及・推進する上での課題を解消するための調査・研究を行う。

キ)高信頼ソフトウェア作成等の基盤となるソフトウェアの開発(文部科学省)

高度情報通信社会の基盤となる生産性・信頼性の高いソフトウェアの作成・評価・支援や、動的に、また自律的に情報の蓄積・検索等を行うソフトウェアの開発を2007年度までに行う。

ク)高精細 3次元映像化ソフトウェア技術等の研究開発 (文部科学省)

教育、文化財アーカイブ、放送等での高精度かつリアルタイムの 3 次元映像等の活用を図るために、撮影制御ソフトウェア技術や画像処理ソフトウェア技術等を、2008 年度までに開発する。

情報セキュリティに係る研究開発

< 前掲 . 5 . 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (3) >

ヒューマンインターフェースの研究開発

ア) ヒューマンコミュニケーション技術の研究開発 (総務省)

情報通信システムと人間が接するヒューマンインターフェースやコンテンツ基盤技術を人間中心の立場から見直し、新たな技術を確立するとともに、モデルシステムを2005年度までに実現する。また、人間が情報をやり取りする際の特質に関する基礎的な研究開発及び、バリアフリー通信技術、言語処理・伝達技術⁴、仮想空間構築技術⁵ の 3 つの技術を柱とした基盤技術を 2005 年度までに実現する。さらに、人間の高次知的機能の脳内メカニズムの解明を通じた人に優しい情報通信インターフェース技術の基礎技術を 2005 年度までに実現する。

イ) 次世代ディスプレイの開発 (経済産業省)

情報と人間との重要なインターフェースとして、大型壁掛けディスプレイ等を可能とする液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイや、薄くて折り曲げ可能なディスプレイを実現する有機 EL⁶等に関して、高機能・低消費電力化等を実現するために必要な技術の開発を 2006 年度までに行う。

(3) 新しいサービスや価値をいつでも享受できる環境を整備するための応用技術の開発

電子タグに関する研究開発及びガイドラインの策定、デジタル放送の高度化の研究開発等を推進し、新しいサービスや価値をいつでも享受できる環境の整備に寄与する。

電子タグに関する研究開発 (総務省、経済産業省)

・電子タグの高度利活用技術に関する研究開発

ユビキタスネットワーク時代に対応可能な電子タグについて、電子タグとネットワークとの融合技術等ネットワークの高度化技術やその応用技術の研究開発等を行い、電

⁴ 言語処理・伝達技術：言語による人間の情報伝達や意味理解の機構を解明し、誰もが使い易いヒューマンインターフェース実現のための基盤技術。

⁵ 仮想空間構築技術：高精細で臨場感ある三次元映像や立体音響により、遠隔地においても同一の疑似環境の共有を図る技術。

⁶ 有機 EL：有機 Electroluminescence。電圧をかけることにより発光する有機化合物を利用したディスプレイデバイス。バックライトが不要なため低消費電力化と薄型化が可能。

子タグの高度利活用に必要な技術を2007年度までに確立する。

・電子タグの価格低減のための技術開発

2005年度までに電子タグの製造技術に関する技術開発を行い、国際標準に準拠した電子タグを低コストで製造する技術を確立する。

・電子タグの産業界への導入を目指した実証実験の推進

2005年度以降のUHF帯電子タグの産業界における実利用を実現するため、2004年度において、電子タグを活用した実証実験を実施することにより、業界単位で、具体的な電子タグの活用方策を特定し、企業間取引で電子タグを活用する体制を整備する。

安全な電子タグ利用のためのガイドラインの策定（総務省、経済産業省および関係府省）

総務省、経済産業省および関係府省が共同で、電子タグの利用時のプライバシー保護のためのガイドラインを2004年中に策定する。

放送のデジタル化に対応した研究開発（総務省）

<前掲 . 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成(3) >

ユビキタスネットワークサービスの実用化に向けた研究開発（総務省）

<前掲 . [2] 7. 研究開発 3) >

2. II を軸とした新たな国際関係の展開

(1) 国際政策の基本的な考え方の策定 (内閣官房及び関係府省)

<前掲 . [1-1] 1. アジア等 II 分野の国際戦略 (2) ア)>

(2) アジア II イニシアティブの推進 (内閣官房及び関係府省)

<前掲 . [1-1] 1. アジア等 II 分野の国際戦略 (2) イ)a)>

(3) アジア・ブロードバンド計画の着実な推進 (総務省及び関係府省)

<前掲 . [1-1] 1. アジア等 II 分野の国際戦略 (2) イ)b)>

(4) コンテンツ国際流通の積極的推進

コンテンツの円滑な国際的流通を確保するためのルール作りを行うとともに、コンテンツにかかる知的財産権の適正な確保等を推進する。

アジア地域における海賊版被害の撲滅 (文部科学省、経済産業省、外務省)

<前掲 . [1-1] 1. アジア等 II 分野の国際戦略 (2) エ)>

コンテンツ産業の海外展開 (経済産業省)

<前掲 . [1-2] 5. 知 (2) イ)c) >

放送番組の海外展開 (総務省)

<前掲 . [1-2] 5. 知 (2) イ)c) >

アジア地域におけるデジタルコンテンツ国際間電子取引基盤の実用化 (総務省)

<前掲 . [1-2] 5. 知 (2) イ)c) >

アジア地域における著作権に関する知識・意識の普及 (文部科学省)

<前掲 . [1-2] 5. 知 (2) イ)c) >

海賊版対策に向けた国際機関の積極的活用 (文部科学省、外務省)

<前掲 . [1-2] 5. 知 (2) イ)c) >

日中等著作権関係協議 (文部科学省)

<前掲 . [1-2] 5. 知 (2) イ)c) >

アジア地域著作権制度普及促進事業 (文部科学省)

<前掲 . [1-2] 5. 知 (2) イ)c) >

W P O における著作権についての国際的なルールの構築 (文部科学省、総務省、外

務省)

<前掲 . [1-2] 5.知 (2) イ)c)>

海外での著作権執行推進の支援 (文部科学省)

<前掲 . [1-2] 5.知 (2) イ)c)>

日本映画 映像の海外発信支援 (文部科学省)

<前掲 . [1-2] 5.知 (2) イ)c)>

デジタルアーカイブ化の推進 (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省及び関係府省)

<前掲 . [1-2] 5.知 (2) ア)>

知的財産保護に係る体制の強化 (警察庁)

2004 年度までに、インターネットを利用した知的財産権侵害事犯に関して、アジア諸国の取締機関との情報交換、権利者団体等と連携した広報・啓発活動、装備資機材の増強等、知的財産権保護に十分な体制の強化を行う。

(5) 国際電子商取引基盤の整備とそれに伴う新しい社会インフラの導入

国際的な商取引の電子化が円滑に進展するよう、データ様式の標準化、電子的取引に関する安全性の確保等を行う。

電子署名及び認証業務に関する国際的な連携の推進 (総務省、法務省、経済産業省)

<前掲 . [1-1] 1.アジア等IT分野の国際戦略 (2) オ)>

アジア域内で運用可能な公開鍵基盤 (PKI)の整備 (経済産業省)

<前掲 . 3.電子商取引等の促進 (1) ウ)>

アジア地域における ebXML の普及 (経済産業省)

<前掲 . 3.電子商取引等の促進 (1) イ)>

国際電子商取引に係る諸外国の判例実務の調査等 (経済産業省)

<前掲 . 3.電子商取引等の促進 (1) ウ)>

(6) IT 人材の開発と国際的人材流動基盤の整備

アジア地域の豊富な人材がその能力をアジア大で発揮し得る環境の整備等を行う。

外国人 IT技術者の育成 (経済産業省)

<前掲 . 2.人材の育成並びに教育及び学習の振興 (1) ア)>

アジア地域のIT人材との連携の強化 (総務省、外務省)

<前掲 . 2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (1) イ)>

アジアにおけるe-Learningの促進 (経済産業省)

<前掲 . 2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (1) ウ)>

外国人受入れ関連制度の見直し (法務省)

<前掲 . 2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (1) エ)>

外国人の日本語学習への支援 (文部科学省)

<前掲 . 2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (1) オ)>

IT教育信託基金に基づく教員等の研修の実施 (文部科学省)

<前掲 . 2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興 (2) エ)>

(7) IT関連技術の国際交流・国際標準化活動の推進

国際的なレベルでの技術交流やその標準化を推進することにより、高度なIT技術の普及・拡大を図る。

国際的な技術交流・研究開発の推進

ア) アジア・ブロードバンド・プラットフォーム構築に向けた取組 (総務省)

2004年度も引き続き、アジア域内の主要国との間にアジア・ブロードバンド・プラットフォームを構築し、ネットワークセキュリティ、国際IX、IPv6等のネットワークに関する研究開発および実証実験を行うほか、電子商取引や遠隔教育、自動翻訳機能の活用、国際間のバーチャルコラボレーション環境の構築等、各種アプリケーションに関する実証実験を産学官の緊密な連携の下に国際間の共同実験として実施する。また、二国間もしくは日中韓、ASEAN+3、アジア・ブロードバンド・サミットなど多国間の枠組みを活用して、これらの成果の国際標準化、デファクト化等の普及・促進につとめる。

イ) アジア情報通信基盤共同研究の推進 (総務省)

2004年度も引き続き、アジア情報通信基盤共同研究会(AIC)を支援するために、次世代情報通信網の構築を促進する先端的技術及びその導入方法について国内関係機関の協力を得て調査し、設定したテーマに沿ったコンピュータを活用した人材育成システムを検討・開発する。

ウ) APIEストベッドプロジェクトの推進 (総務省)

2004年度も引き続き、アジア・太平洋地域の研究ネットワーク間を光ケーブル

や衛星回線で接続したテストベッドネットワークを活用し、長距離高精細画像伝送、IPv6、グリッド技術等の次世代インターネット技術に関する実証実験を行う。

エ)IPv6に対応した情報通信機器共同研究(経済産業省)

IPv6に対応した高性能のルーター等情報通信機器を用いた共同研究、実証運用を実施することにより、IPv6に対応した情報通信機器の普及、業界標準化を促進するため、2003年度より2004年度までに中国国内においてIPv6に対応した情報通信機器を用いたアプリケーション等共同研究、実証運用を実施し、高い実用性を検証する。

オ)オープンソースソフトウェアの国際連携(経済産業省、総務省)

日中韓の間でオープンソースソフトウェアの利用・開発を促進し、技術交流、研究成果の共有、人材育成の協力等を通じて連携を強力に進める。2004年度までに日中韓で協力できる項目について結論を得る。

カ)アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発(総務省)

衛星系ネットワークと地上系ネットワークが協調して信頼性・利便性の高い次世代の情報通信基盤を形成する環境整備を促進するため、次世代の通信方式であるIPv6に対応するブロードバンド衛星基盤技術をタイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムなどとの二国間の枠組みも活用して、アジア諸国と共に研究開発し、2005年度までに当該基盤技術の標準化を目指す。

キ)複数の国において広く使用できる交通系ICカード等の研究開発(国土交通省)

国内外における旅行のキャッシュレス化、シームレス化を推進するため、2005年度までに東アジアにおける複数国の交通機関で共通に使用できる非接触ICカード等の導入に関する研究開発を行う。

ク)独立行政法人日本学術振興会の拠点大学交流事業を通じた日韓の次世代インターネット研究(文部科学省)

独立行政法人日本学術振興会が実施している拠点大学交流事業により、日韓において実施の中心となる拠点大学とその他協力大学の連合組織を設けることで、アジアにおける国際大容量ネットワークに関する共同研究を2003年度より4年間実施する。

ケ)ドメイン名をとりまく諸課題の解決(総務省、経済産業省)

2004年度も引き続き、ドメイン名に関する我が国のインターネット利用者の要望をインターネット制度整備に反映させるために、ドメイン名における国名の保護、紛争処理制度の改正等、ドメイン名等を取りまく諸課題の解決に向けて、ICANN、WIPO等への働きかけを行う。

国際標準化活動の推進

ア)情報通信分野における標準化活動の強化(総務省)

情報通信分野において、IETF、ICANNなどの民間標準化及び運用団体、国際電気通信連合(ITU)等における我が国及びアジア・太平洋地域による連携・標準提案を推進し、2005年度までに20件程度の標準提案を行う。

イ)セキュアなICカードに関する国際標準モデルの構築(経済産業省)

ISOにおけるICカードの国際規格の策定に参画し、高速化、ICカードの多目的利用等に係る国際規格を2005年度までに策定する。また、ICカードの相互運用性評価に関して、評価手法や実装方法の調査研究を進め、標準的な機器の開発、試験方法等の国際規格を2005年度までに策定する。日本企業と海外の企業との間の交流・協力を促進し、多目的な利用をセキュアに行えるICカードシステムの標準的なモデルを2006年度までに確立する。

ウ)ビジネスグリッドコンピューティングの国際標準化(経済産業省)

2005年度までに、ビジネス利用に耐えうる高信頼・高安全なサービスを提供するためのミドルウェアの開発の成果を、GGF(Global Grid Forum)等の国際標準化団体に積極的に提案することにより、我が国発の国際標準獲得を目指す。

エ)電子タグの商品コードの国際標準化(経済産業省)

<前掲 . 3. 電子商取引等の促進 (1) エ)>

オ)輸出入及び国内物流ED基盤の国際標準化(経済産業省、国土交通省)

<前掲 . 3. 電子商取引等の促進 (1) カ)>

カ)ITS技術の国際標準化の推進等(警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)

<前掲 . 4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (2) オ)>

(8) セキュリティ分野における国際連携の推進

国際的なテロ、ハイテク犯罪等への対策を強化するための国際連携を推進し、国民生活、社会・経済活動の安全・安心の確保を目指す。

国際空港の電子化による安全対策の向上と効率化の推進

ア)パスポートのIC化の推進(内閣官房、外務省、法務省及び関係府省)

<前掲 . [1-1] 2. セキュリティ (2) ア)>

イ)アジア地域でのICパスポートの導入支援(内閣官房、外務省、法務省及び関係

府省)

<前掲 . [1-1] 1. アジア等IT分野の国際戦略 (2) ウ)>

ウ)国際空港における各種手続きの電子化の推進 (法務省、外務省、国土交通省及び関係府省)

<前掲 . 4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 (1) エ)h))>

情報セキュリティに係る国際連携

ア)サイバー犯罪対策に係る国際連携強化 (警察庁、総務省、外務省、法務省及び経済産業省)

<前掲 . 5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (7) >

イ)各国警察機関との連携強化 (警察庁)

<前掲 . 5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (7) >

ウ)米国国防総省等との連携強化 (防衛庁)

<前掲 . 5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (7) >

エ)情報セキュリティに関するグローバル情報交換ネットワークの構築

a)Telecom-ISAC Japan と諸外国関係機関との連携推進 (総務省)

<前掲 . 5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (7) ア)>

b)JPCERT/CC と関係諸機関との連携強化等 (経済産業省)

<前掲 . 5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保 (7) イ)>

(9)IT政策 制度支援ネットワーク (Do Site) の運用 (総務省)

2002年5月運用開始した同ネットワークを用い、2004年度も引き続き、国際的デジタル・ディバイドに関する情報提供、IT専門家グループと途上国のIT政策担当者とのオンラインディスカッションをウェブサイト上で実施する。

(10)沖縄における情報通信産業の振興 (内閣府、総務省、経済産業省)

沖縄においては、政府、県及び市町村の連携・協力により、多数の情報通信関連企業

の新規進出が実現する中で、観光に次ぐ新基幹産業として情報通信産業が発展してきている。今後、更なる集積促進を目指し、2004 年度において、以下の施策を総合的に実施する。

共同利用型施設の整備等により IT 企業等の誘致・育成を促進する。

沖縄の情報通信産業の高度化を図るため、高度なIT を活用できる人材を育成する事業を引き続き強力に推進する。

ユーザーサイドにおける IT 利活用を促進するための電子商取引普及促進事業を推進する。

沖縄の均衡ある発展に着眼した IT 施策の更なる発展・充実に努める中で、県、県内市町村と連携し、離島を含め、ハード・ソフト両面にわたる情報通信インフラの整備を推進する。

沖縄国際情報特区構想の推進調査を実施する。

沖縄における情報通信産業の振興に関する2005年度以降の計画の策定を推進する。

3. デジタル・ディバイドの是正

高度情報通信ネットワーク社会においては、すべての国民がインターネット等を容易にかつ主体的に利用し、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮出来る環境が実現されることが重要である。このため、地理的な制約、年齢・身体的な条件等に起因する情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正を積極的に図っていくことが必要である。

(1)地理的情報格差の是正

地理的な制約による情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないよう過疎地域、離島等の条件不利地域において、その活性化を図るためにも、必要に応じて、関連施策と連携し、情報通信基盤の整備や情報通信技術を活用した公共サービスの充実等を推進する。

地域情報通信ネットワーク基盤の公的整備推進

ア)地域公共ネットワークの整備推進及び全国的な接続(総務省)

<前掲 . [1-3]インフラ(2)ウ>

イ)高速・超高速インターネットの地理的格差の是正(総務省、農林水産省)

<前掲 . [1-3]インフラ(2)カ)a>

ウ)移動通信用鉄塔施設の整備(総務省)

<前掲 . [1-3]インフラ(2)カ)b>

エ)CATVネットワークの整備推進(総務省)

放送のデジタル化や高速・超高速インターネットに対応するケーブルテレビの普及・高度化を促進するため、地方公共団体等への支援を行う。

民間事業者による高速・超高速ネットワークインフラ整備支援(総務省)

<前掲 . [1-3]インフラ(2)イ>

情報通信技術を活用した公共サービスの充実

ア)医療分野におけるサービスの充実(厚生労働省)

a)遠隔医療の普及促進

<前掲 . [1-2]1.医療(2)>

b)電子カルテの普及促進

<前掲 . [1-2]1 .医療 (2) >

c)IT を活用した医療情報の連携活用
<前掲 . [1-2]1 .医療 (2) >

イ)学習 教育分野におけるサービスの充実 (文部科学省)

a)ITを活用した遠隔教育の推進
<前掲 . [1-2]5 .知 (2) >

(2)年齢 身体的な条件の克服

年齢、身体的な条件により情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差が生じないよう、地方公共団体等における施設のバリアフリー化、障害者や高齢者、子ども等に配慮した情報提供等のバリアフリー化や情報通信関連機器・システム等の開発を推進する。

情報提供のバリアフリー化

ア)行政の情報提供サービス等におけるアクセシビリティの確保

a)電子政府におけるアクセシビリティの確保 (全府省)

電子政府の構築に当たっては、電子政府構築計画に基づき、ユニバーサルデザインの確保やマルチアクセス環境の整備等により、高齢者、障害者の使いやすさにも十分配慮されたシステムやホームページを提供するよう努める。

b)地方公共団体等の公共サービスにおけるアクセシビリティ確保支援 (総務省)

地方公共団体等のホームページや各種公共サービスにおけるアプリケーションや IT 関連機器・システムについて、実態調査を含めたアクセシビリティチェック項目の洗い出しと評価方法の検討を行い、2005 年度までに、評価方法、評価体制のモデルを確立する。

c)地上デジタル放送及びケーブルテレビの利活用に関する研究 (総務省)

<前掲 . [1-2]7 .行政サービス (2) ウ>

イ)視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを楽しむ環境の整備 (総務省)

字幕番組、解説番組及び手話番組を制作する公益法人に対して、制作費の一部を助成し、視聴覚障害者向け放送の充実を図るとともに、放送事業者の協力も得て、2007 年までに字幕付与可能な全ての放送番組に字幕が付与されることを目指す字幕放送の普及目標達成に向けた取り組みを促進する。

公共空間のバリアフリー化

障害者、高齢者等が利用しやすい案内標識、信号機等を交差点等に設置するとともに、携帯端末等を活用した、歩行の円滑化及び信号交差点における安全性確保のためのシステムの開発・普及と標準化を関係省庁の適切な連携の下推進する。

ア)障害者、高齢者等の安全で円滑な移動を支援するシステムの研究開発・導入及び標準仕様策定(警察庁、経済産業省、国土交通省)

歩行者のための高度道路交通システム(ITS)の研究開発を推進するとともに、歩行者等支援情報通信システム(PICS)について、視覚障害者等の利用の多い信号交差点等を中心に導入を拡大する。また、これらのシステムで共通に利用でき、障害者等に使いやすい携帯端末等に関する開発・実証実験を2005年に愛・地球博において行い、2006年度までに標準仕様を策定する。

学校のバリアフリー化(文部科学省)

ア)障害のある子どもたちへの対応

<前掲 .2.人材の育成並びに教育及び学習の振興(2)>

障害者、高齢者、子どものための情報通信関連機器・システム、サービスの開発等

障害者や高齢者が容易に利用できる情報通信関連機器・システム(パソコン等)、サービスの開発・普及等を促進する。また、障害者や高齢者が簡単にインターネット利用等ができるようにする技術等の研究開発や、障害者、高齢者にとってアクセシブルなホームページの普及を積極的に促進するなど、情報バリアフリー化を推進する。また、IT環境の整備にあたっては、子どもに配慮するとともに、子どもに親しみやすく安全なものとするよう留意する。

ア)高齢者・障害者向け通信・放送サービスの提供・開発等の促進(総務省)

高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの提供・開発、又はこうしたサービスの充実に資する通信・放送技術の研究開発を引き続き促進する。

イ)ネットワーク・ヒューマン・インターフェース技術の研究開発(総務省)

複雑な操作やストレスを感じることなく、誰もが安心して安全に情報通信を利用できる環境を実現するため、ネットワーク・ヒューマン・インターフェースについての総合的な研究開発を推進する。ネットワークと連携した携帯型の多言語音声翻訳システム、映像コンテンツの光刺激等に対する生体安全技術等の研究開発を産学官連携により推進し、2005年度までにこれらの技術を確立する。

ウ)ヒューマンコミュニケーション技術の研究開発(総務省)

<前掲 .1.研究開発の推進(2)ア>

4.社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

(1)雇用問題への対応

IT革命の雇用面に与える影響としては、企業の情報化投資による業務の効率化等に
伴い雇用削減が行われる可能性がある反面、IT 関連ビジネスの成長により新たな雇用が
生み出される等プラス効果も期待される。さらに、IT 革命の進展に伴い、職業能力に関す
るミスマッチの発生が懸念されることから、以下に掲げる施策を推進し、雇用問題に的確
かつ積極的に対応する。

IT に関する職業能力の開発

ア)情報通信技術者の育成支援(総務省)

<前掲 . 2 .人材の育成並びに教育及び学習の振興 (1) ア)e>

イ)高度なIT 社会構築をリードする人材育成のための職業訓練の展開(厚生労働省)

IT とものづくりを融合した分野における高度な技術・技能者、高度な情報通信技
術者やe ビジネスに従事するホワイトカラー等の高度な人材育成を図る先導的な職
業訓練を2004年度も引き続き展開する。

雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進

<前掲 . [1-2]6 .就労・労働>

テレワーク・SOHO の導入促進

ア)企業によるテレワーク導入支援(総務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省)

<前掲 . [1-2]6 .就労・労働 (2) ア)>

イ)情報通信を活用したテレワーク・SOHO 支援方策の検討(総務省)

テレワーク・SOHO を推進するため、テレワーク・SOHO の就労環境等の実態を
把握するとともに、SOHO 等の会社設立運営、仕事の受発注・事業提携及びテレワ
ーカーの人材育成等に対する情報通信を活用した支援方策等に関する調査研究を
行い、併せてシンポジウム等の開催によりその成果の周知・広報活動を2006年度
まで実施する。

ウ)SOHO コーディネーターの育成支援(経済産業省)

クライアントとSOHO、またはSOHO同士を結びつけて横型ネットワーク組織(パ
ーチャルカンパニー)を形成するコーディネーターとなりうる高度専門人材の育成支
援を行う。2004年度中に、クライアントとSOHOをつなぐマッチングノウハウのほか、
労働法、不正競争防止法等の法的知識、ヒューマンリソースマネジメント知識、マー
ケティング知識、IT知識等、必要とされるスキル基準の策定や、これらを習得するた

めのカリキュラム 教材開発等を行い、その成果をインターネット等を活用して広く公開 提供する。

(2)インターネット上の違法・有害情報対策

IT革命が進展するに伴い、雇用問題以外にも、個人の孤立化や人間関係の希薄化、更には有害情報の氾濫等を通じた青少年の健全育成への影響や、ハイテク犯罪や違法情報の流通等の問題が生じることが懸念されることから、こうした問題についても的確かつ積極的に対応する。

インターネット上の違法・有害情報に対する対策の強化 (警察庁)

インターネットを利用した児童の被害の防止及び非行の防止を図るために、インターネット上の児童ポルノ等の違法情報に対する関係法令に基づく取締りを推進する。また有害情報から児童を守る上で有効なフィルタリングシステムの普及を図るとともに、児童、保護者等に対し、あらゆる機会を通じて情報提供を行う啓発活動を推進する。さらに、2004 年度以降、インターネット上において出会い系サイト等の有害情報を提供するホームページの開設者等に対して、民間団体と協力して児童の利用防止のための必要な措置を求める活動を推進するほか、インターネットを利用して児童が安心して気軽に相談できる体制の整備を推進する。

青少年を取り巻く有害環境対策の推進 (文部科学省)

子供と保護者を対象とした情報活用能力育成事業及び啓発活動事業を行うモデル事業を 2004 年度に実施し、地域における有害情報対策に関する推進体制を整備する。また、携帯電話やパソコンの使い方について盛り込んだ子育てのヒント集としての「家庭教育手帳」を作成し、保護者等へ配布する。

インターネット上の違法・有害情報対策 (総務省)

2005 年度までに、携帯電話、PHS 端末用フィルタリング内蔵ブラウザ等のモバイルフィルタリング技術を開発・実現するとともに、利用者がサイトの安全性を事前かつ容易に判断できるようにするためのマーク制度の創設に向けた検討を行う。

インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリングシステムの提供 (経済産業省)

2004 年度中に学識経験者、ユーザー、教育関係者、プロバイダー等により構成される連絡協議会において、国内外のレーティング、フィルタリングの調査研究やレーティングデータベースの更新・対象範囲の拡大を行うとともに、その成果物をWeb 上で無償配布する。

5. 国民の理解を深めるための措置

国民の IT に関する理解を増進する上で、広報活動は重要な役割を担っている。このため、先導的取り組みによる IT の利活用の推進、電子政府の構築等による「世界最先端の IT 国家」の実現を政府の重点広報テーマとして位置づけて広報活動を一層充実させる。

また、IT 戦略の第二期においては、これまで以上に民が主導的に行動することが重要であり、このため政府は、「e-Japan 戦略」の展望の共有と民間の行動の呼びかけを積極的に行なっていく(「e-Japan 戦略」の方策一覧表)。

さらに、実証等を行なう各施策の実施にあたっては、ユーザーの参加を含めた実環境における実証等を通じて、新たな技術の社会的な受容に係る課題のフィードバックを適切に行なうことも必要である。

このような取り組みの一環として、2005 年開催予定の「愛・地球博」において、IT の実用を促進するため、ブロードバンド時代、ユビキタスネットワーク時代に対応したインターネット技術、携帯情報端末技術、映像情報技術(バーチャル・リアリティを含む)をはじめとした情報関連技術の実用化や最先端技術の実験を行う。

我が国が、世界最先端の IT 国家を目指すためには、このような国民の IT に関する理解の増進、国民との IT 戦略の展望の共有、最先端の技術の実用化等を図っていくことが重要であり、政府はこうした国民の理解を深める措置についても積極的に取り組んでいく。

電子政府構築計画（改定）

2003年（平成15年）7月17日

2004年（平成16年）6月14日一部改定

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

第1 基本的考え方

電子政府の構築は、行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。

これは言い換えれば、「利用者本位で、透明性が高く、効率的で、安全な行政サービスの提供」と「行政内部の業務・システムの最適化（効率化・合理化）」を図ることにほかならない。

こうした目的の達成をより確実なものとするため、今後の電子政府の構築に当たっては、以下の原則と目標に基づき取り組んでいくものとする。

電子政府構築の原則

国民にとって使いやすく分かりやすい、高度な行政サービスの提供
行政機関ごとの縦割りサービスを排除し、国民が利用したい時間・場所において簡単に行政サービスが受けられる機会を確保する。

政策に関する透明性の確保、説明責務の履行及び国民参加の拡大
電子政府の総合窓口（以下「^{イーガブ}e-Gov」という。）などを通じ、政策に関する多様な情報提供を徹底するとともに、政策立案過程における国民の意見提起の機会を最大限確保する。

ユニバーサル・デザイン（誰もが使いやすい設計）の確保
高齢者、障害者の使いやすさにも十分に配慮されたシステム（音声による読み上げ機能に配慮した情報内容の整備等）の導入に努める。

業務効率の徹底的追求

業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求する。

民間活力の活用

情報通信技術の専門性と変化の早さにかんがみ、業務・システムの最適化に当たり、民間の専門家の活用や民間への委託に努める。

情報システムの安全性・信頼性の確保と個人情報保護

情報システムについて、常に最高水準の安全性、信頼性を確保するとともに、IT社会の基盤である個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用を図る。

国の行政機関以外の機関との連携及び国際連携の確保

独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関（以下「関係機関」という。）との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進する。また、諸外国とも十分な連携を図りつつ、システム構築等にあたる。

活力ある社会形成への配慮

電子政府を推進することによって、電子商取引をはじめとする国民生活や企業活動におけるIT利用促進の触媒的機能を十分に果たす。

目標

上記 の原則に基づく電子政府構築を着実に推進することにより、以下の目標の実現を目指す。

利用者本位の行政サービスの提供

国民が行政組織等を意識せず、多様な手段により、24 時間 365 日ノンスト

ップで（いつでも）必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてワンストップで（インターネット上の一つの窓口で）適切な行政サービスを受けることを可能にする。

予算効率の高い簡素な政府の実現

業務処理過程の重複等の徹底した排除、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現する。

計画の期間、見直し等

1 対象機関

全府省を対象とし、関係機関についても連携した取組を要請する。

2 計画期間

2003 年度（平成 15 年度）から 2005 年度末（平成 17 年度末）までの 3 か年計画とする。

3 計画の評価と見直し

毎年度、計画の進ちょく状況を把握、分析、評価し、その結果を踏まえ、予算編成日程等を勘案して計画を見直す。

これに関連して、各府省は、電子政府に係る施策を「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価の対象とすることとし、当該政策評価を実施する場合には、部外有識者の知見を活用するものとする。

なお、各府省は、毎年度の概算要求時、遅くとも予算編成時までに、複数年度にわたる電子政府の主要施策の所要経費や効果を明示する。

第2 施策の基本方針

国民の利便性・サービスの向上

国民の利便性・サービスの向上に関しては、^{イーガブ}e-Govにおいて、2004年（平成16年）1月から、ライフイベント（就職、結婚、退職など人生の主な出来事）及びサービス分野別の手続案内の導入をはじめ、使いやすいシステム整備を図るとともに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続についても、各府省が積極的に取り組んだ結果、そのほとんどすべてをオンライン化するなど、一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、行政情報の電子的提供、電子申請等に係る取組については、分かりやすさ、使いやすさなどの面で、必ずしも十分とは言えない状況にあり、引き続き、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善に取り組んでいく必要がある。

これらの状況を踏まえ、以下の取組を推進する。

1 行政ポータルサイトの整備、充実

^{イーガブ}e-Gov及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005年度末（平成17年度末）までに整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」（2004年（平成16年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等を踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 各府省は、国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の一層の充実を図る。
- (2) 「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（2001年（平成13年）3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承。2002年（平成14年）7月30日改定）に基づき全府省がホームページ上に共通のカテゴリーを設け掲

載する情報（パブリックコメント、政策評価等）について、掲載項目の見直し、掲載情報の充実を図るとともに、各府省のホームページ画面上における当該カテゴリーの表示位置の整合性を図ることにより、利便性の向上を図る。

(3) 各府省は、^{イーガブ}e-Govにおいて政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。

(4) ^{イーガブ}e-Govにおいて、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関、民間団体等が運営するホームページその他の情報提供系サイト（データベースを含む。）へのリンクによる案内を拡充するなど、情報提供の充実を図る。

(5) 上記(1)から(4)に掲げるものを含め、行政情報の電子的提供業務について、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議（以下「CIO 連絡会議」という。）の下、総務省が中心となって、2004年（平成16年）7月までに業務・システムの見直し方針を策定する。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 輸出入・港湾手続のワンストップ化

輸出入・港湾手続について、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、国際標準への準拠など関係府省における手続の徹底した見直しをもとに、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新たなシステムを構築するため、CIO 連絡会議の下、財務省が中心となって、業務・システムに係る最適化計画を2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に策定する。

また、手続の簡素化、国際標準への準拠の一環として、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約（仮称）（^{フェア}F A L条約）」の締結を行うための措置を2004年度中（平成16年度中）に講ずる。その際、^{フェア}F A L条約で求められる締約国の順守すべき規準については、現在、我が国が採用できないとされる標準規定の項目が諸外国と比較し多数存在するが、これらの項目数を先進国並みにまで引き下げよう、関係省庁は連携して、着実な対応を図る。

(2) 自動車保有関係手続のワンストップ化

関係府省は、自動車保有関係手続について、2005 年中（平成 17 年中）に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、2004 年度（平成 16 年度）には、2003 年度（平成 15 年度）に開発したシステムの改良を行うとともに、対象地域等を拡大して実用化に係る試験運用を行う。

(3) ^{イーガブ}e-Govを活用したワンストップサービスの推進

電子申請システムの利便性の向上及び効率的な整備を図り、^{イーガブ}e-Govを活用して、申請・届出等手続の案内情報の入手から複数申請の一括提出（複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続、共管公益法人に係る手続を含む。）までを行えるワンストップサービスの仕組みを整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、以下の取組を実施する。

ア 利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法等を統一する。このため、総務省は、^{イーガブ}e-Govに、申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等各府省が共通に利用する機能を 2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備する。これに伴い、各府省は、それぞれの電子申請システムについて、機能の見直しを行う。

イ また、CIO 連絡会議の下、総務省が中心となって、2004 年（平成 16 年）7 月までに電子申請等受付業務の業務・システムの見直し方針を策定する。

3 政府調達手続の電子化の推進

総務省及び各府省は、政府調達における契約の電子化について、2004 年度内（平成 16 年度内）に具体的な実施方策を検討し、これを踏まえ、政府調達に係る業務・システムの最適化を図るため、契約の電子化を着実に推進する。

4 オンライン利用の促進のための環境整備

(1) オンライン利用の促進方策

国の行政機関が扱う申請・届出等手続のオンライン化の基盤が整ったところであり、今後は、この整備された基盤を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。

オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指すものとするが、オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、これを促進させるため、年間申請件数の多い（年間申請件数 10 万件以上）手続を重点に、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映、添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底、業務処理の短縮化を図り、オンライン利用の利便性を実感できるようにする。

このため、各府省は、2005 年度末（平成 17 年度末）までに以下の取組を実施する。

ア 「行政ポータルサイトの整備方針」を踏まえ、総務省は各府省の協力を得て上記 2（3）アの^{イーガブ}e-Govに整備する共通的に利用者に提供する機能について、各府省は個別手続専用の電子申請システムについて、それぞれ仕様の公開、代理人による手続への対応を図るなど、利用者の利便性向上に資する措置を講ずる。

イ 利用者の視点に立ったサービスの向上を図るため、「行政ポータルサイトの整備方針」に基づき、総務省において、^{イーガブ}e-Gov（^{イーガブ}e-Govに整備する各府省が共通に利用する機能を含む。）の利用方法等についての相談・案内に一元的に対応する電子政府利用支援センターを 2005 年度末（平成 17 年度末）までに整備する。

ウ オンラインによる手続については、利用者が時間的な恩恵を享受できるよう、原則として 24 時間 365 日受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、引き続き電子化を進め、処理期間の短縮を図る。

エ オンライン利用に係る手数料については、引き続き、業務・システムの効率化による行政経費の低減を図り、実費を適切に反映した手数料を設定

する。

オ 各府省は、申請・届出等手続について、「手続の簡素化・合理化計画」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に基づき、2005年度末（平成17年度末）までに、必要性の乏しい手続の廃止、頻度軽減などの措置を講ずる。

また、特に、年間申請件数が10万件以上の手続で業務・システムの最適化計画の策定対象となっているものについては、各府省は、計画の策定過程において、手続の簡素化・合理化の観点からの見直しを重点的に実施する。

カ 添付書類の提出についても、できる限りオンライン化するため、民間が発行する証明書等の電子化について、所管府省は、府省別の計画に沿って、2005年度末（平成17年度末）までに所要の措置を講ずる。

なお、電子申請システムを利用して送信することができない添付書類（電子的に発行することが困難な証明書等）をスキャナー等を利用して電子化し、オンラインで送信できるようにするための方策については、CIO連絡会議において引き続き検討を進める。

キ 年金に関する情報など国民等利用者からの照会、相談などが多く、関心が高いものについて、本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答、教示等を行うサービスの提供を推進する。

ク ^{イーガブ}e-Gov及び各府省のホームページ並びに広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性（オンライン利用の際の処理期間、手数料等）などを周知する。また、オンライン利用状況や改善要望等の把握・分析を行い、的確な利用説明会、講習会の開催や申請窓口、関係団体を通じた普及・啓発を行う。

（2）多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

^{イーガブ}e-Gov、各府省のホームページや電子申請システム等の国民等利用者と行政との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段により電

子政府を利用できる環境整備を推進するため、各府省は、以下の取組を実施する。

ア 高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（^ジ ^ス ^エ ^ス）の策定動向を踏まえ、システムの使いやすさ、分かりやすいエラー・メッセージの表示等必要な改善を図る。また、国民等利用者の要望、技術動向等を踏まえた多様な^{オー} ^エ ^ス（オペレーティングシステム）、ブラウザ（ホームページ閲覧ソフト）、文書作成ソフトウェア等への対応などに留意する。さらに、総務省において、容易にオンラインによる手続を可能とする取組を先行的に進めるとともに、その成果を踏まえ、各府省間の整合性を図りつつ、各府省において所要の措置を講ずる。

イ 電子的な利用手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るため、国の出先機関の施設はもとより、地方公共団体等との連携協力を図りつつ、地方公共団体の施設（公民館、図書館等）、郵便局、学校等国民に身近な施設から容易かつ安全に利用することができるよう必要な環境の整備を進める。

ウ 携帯端末、携帯電話の普及など、通信手段の多様化に対応するため、行政情報の提供について、システム、情報内容の見直しを進める。

IT化に対応した業務改革

従来の行政事務のIT化は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、IT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組が不十分である。また、情報システムの整備についても、各府省に共通する業務、類似の業務に関して各府省において制度との整合性は図りつつも、区々にシステムの整備・運用が行われているなど、IT導入による業務・システムの最適化が十分に図られているとは言い難い状況にある。

このような認識の下、政府は、昨年 12 月までに政府全体の業務・システムの体系的な整理を実施し、これを踏まえ、各府省に共通する業務・システム（21 分野）及び個別府省の業務・システム（51 分野）について、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とし、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を数値で明示する最適化計画を 2005 年度末（平成 17 年度末）までに策定することとしたところである。

これに基づき、政府として、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的、横断的に推進するため、以下の取組を推進する。

1 業務・システムの最適化

(1) 府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム

「府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びに担当府省について」（2004 年（平成 16 年）2 月 10 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に掲げる府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム（内部管理業務の業務・システム及び共通システムについては、2 及び 3 を参照。）については、担当府省が中心となって、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。

その際、各府省に共通するシステムについては、政府全体で一元的なシステム構築を行い、全府省が利用する等、システム構築に係る無駄な重複投資を排除し、効率的な予算執行を図る。

(2) 個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004 年（平成 16 年）2 月 10 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005 年度末（平成 17 年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのため

の行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

刷新可能性調査を通じ、

- ・ 汎用パッケージソフトウェアの利用
- ・ オープンシステム化
- ・ ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
- ・ 随意契約から競争入札への移行
- ・ データ通信サービス契約の見直し
- ・ 国庫債務負担行為の活用

の可能性について検討する。

システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。

他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。

関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。

システムの刷新による投資対効果を明らかにする。

（３）業務・システムの見直し方針の策定

各府省（府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムにあつては担当府省。以下この項において同じ。）は、各業務・システムの最適化計画の策定に向け、当該最適化の基本理念及び具体的な改革事項を内容とする業務・システムの見直し方針を遅くとも2005年（平成17年）6月までに策定し、政府全体における業務・システムの最適化の具体的な取組事項について、その全容を明らかにする。

（４）業務・システムの最適化に係る作業の透明性、整合性の確保

ア 最適化計画等の公表

各府省は、業務・システムの見直し方針及び最適化計画（旧式（レガシー）システムにあつては、上記1（２）の行動計画に基づき行われる刷新

可能性調査結果等各段階の取組状況を含む。)について、当該業務・システムのセキュリティ(安全性)に直接かかわる事項のように、公表することが不適切である事項を除き、各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議に報告し、助言を受けるとともに、インターネットの利用その他により公表する。

特に、国民、企業等に密接に関係する業務・システムの見直し方針及び最適化計画については、各府省においてパブリックコメント(意見募集及び結果公表)を行う。

また、最適化計画に基づき整備するシステムの仕様書等については、情報システムに係る政府調達事例データベースにより、各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議を含む政府内の共有を図るとともに、インターネットを通じ広く一般の利用に供する。

イ 最適化に係る作業の統一の実施手順

業務・システムの最適化を政府全体として整合性を確保しつつ進めていくため、業務・システムの最適化に係る作業の統一の実施手順を定めた「業務・システム体系一覧作成指針(ガイドライン)」及び「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」を各最適化計画の策定に活用する。

「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」については、システムの設計手法、管理手法に係る国際標準、事実上の標準の動向を踏まえ、随時見直しを行う。

なお、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に基づき各最適化計画に添付する設計資料については、情報システムの構築過程を通じて適切に作成・更新を行うことにより、業務・システムの最適化を継続的に行う環境を整備する。

2 内部管理業務の業務・システムの最適化

人事・給与等業務、共済業務、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、業務の改革を行った上で、徹底したシステム統合により重複投資を避けるなど、全体最適の観点から組織横断的に取り組み、業務・システムの最適化を図る。

(1) 人事・給与等業務

ア 人事院、総務省、財務省及び各府省は、「人事・給与等業務・システム最適化計画」(2004年(平成16年)2月27日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、情報システムの統一化、情報の電子化と処理の自動化、業務処理手続等の簡素化など、業務・システムの最適化に取り組む。

イ 人事院、総務省及び財務省は、2004年度末(平成16年度末)までに人事・給与関係業務情報システムの主要な部分を整備する。

ウ 各府省は、2004年(平成16年)6月末を目途に策定する導入計画に沿って、個々に整備・運用している人事・給与等業務に係る既存のシステムを2007年度末(平成19年度末)までに、人事・給与関係業務情報システムに更新する。

エ 国家公務員の給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、2005年度末(平成17年度末)までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、各行政機関において原則として100%の実施を目指すとともに、各行政機関別の実施状況を定期的にフォローアップする。

(2) その他官房基幹業務

ア 共済業務については、CIO連絡会議の下、財務省が中心となって、また、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、CIO連絡会議の下、経済産業省が中心となって、「官房基幹業務・システム最適化計画(仮称)」を2004年(平成16年)7月までに策定する。

イ 各府省は、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務について、上記最適化計画に基づき、業務・システムの最適化に取り組む。

3 共通システムの最適化

「共通システムの見直し方針」（2004年（平成16年）3月25日行政情報システム関係課長連絡会議了承）に基づき、霞が関^{ワン}（電子文書交換システムを含む。）及び政府認証基盤については、行政情報システム関係課長連絡会議における検討を踏まえ、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、2004年度末（平成16年度末）までに、また、府省内ネットワークについては、各府省において、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、それぞれ最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。

共通的な環境整備

各府省は、府省内の「情報化推進委員会」等について、情報化に関する方針の策定・推進に加え、IT化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保、情報化推進に必要な予算・執行の調整、人材育成等も担う組織として充実・強化を図った。

また、CIO連絡会議に電子政府全般に精通した外部の有識者の参加を図ったほか、各府省にも、原則として、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部専門家を情報化統括責任者（CIO）補佐官（以下「CIO補佐官」という。）として配置するとともに、各府省のCIO補佐官からなる「各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議」を設置し、電子政府構築のための推進体制を充実・強化したところである。

引き続き、効率的で、安全で、連携のとれた電子政府を構築していくためには、推進体制の充実・強化、情報システムの整備・運用管理の高度化、個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策の充実・強化、関係機関との連携協力を図っていく必要がある。

このため、以下の取組を推進する。

1 推進体制の充実・強化

（1）府省内各部門の連携強化等

各府省は、最適化計画と予算要求・執行を連動させ、府省内のシステム投資を統括する仕組みを確立するとともに、情報化統括責任者（CIO）の下、情

報システム部門、組織・定員部門、政策部門、会計部門等の関係部門が密接な連携を図り、業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・合理化に戦略的に取り組む。

また、各府省は、研修などの充実により職員の情報活用能力の向上に努め、内部人材の育成を図る。

(2) 外部専門家の活用

各府省は、外部の専門家等を活用し、情報化統括責任者(CIO)補佐官の支援体制、各業務・システムの最適化の取組に係る工程管理(プロジェクトマネジメント)、仕様策定、システム監査などを実施するための支援体制を整備し、府省内の業務・システムの最適化その他電子政府構築に係る推進体制の一層の充実・強化を図る。

2 情報システムの整備・運用管理の高度化

(1) 情報システムに係る政府調達改善

各府省は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(2002年(平成14年)3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。2004年(平成16年)3月30日改定)に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、開発工程管理手法(プロジェクトマネジメント手法)の活用を通じた調達過程の適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。

(2) 外部委託の推進

各府省は、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」(2000年(平成12年)3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)を踏まえ、引き続き、外部委託を推進する。

(3) 技術的共通課題の検討

各府省が業務・システムに係る最適化計画策定過程等において、各府省共通の課題として検討が必要な技術的共通課題については、行政情報システム

関係課長連絡会議において、引き続き検討を進める。

(4) 文字情報・コードの整備

経済産業省及び関係府省は、行政情報化の共通基盤の一環として、将来的な国際標準との整合を視野に入れつつ、官民が汎用的に利用できる文字情報データベースの整備を進め、2005年度末(平成17年度末)までに構築する。

(5) 情報システムの高度化

各府省は、業務・システムの最適化計画を踏まえ、^{アイピーバージョンシックス} I P v 6 等新たな技術革新の成果の導入を順次進め、情報システムの高度化を図る。

3 情報セキュリティ対策等の充実・強化

(1) 情報システムの安全性・信頼性の確保

ア 各府省は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2000年(平成12年)7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002年(平成14年)11月28日一部改定)に沿って2002年度(平成14年度)に改定した情報セキュリティポリシー(情報システムの安全確保の指針)に基づき、引き続き、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

特に、電子政府の基盤となるシステムについては、その安全対策を徹底し、信頼性の確保を図る。

イ 各府省は、情報セキュリティに関する信頼性の高い情報システムの構築を図るため、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」(2001年(平成13年)3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承)に基づき、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた製品等の利用を推進する。

ウ 各府省の情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合には、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」(2003年(平成15年)2月28日行政情報システム関係課長連絡会議了承)に基づき、客観的な評価を得た、一定水準以上の安全性・信頼性を有する暗号の利用を推進する。

(2) 個人情報保護法制の施行に向けた準備と厳格な運用

我が国におけるIT社会の急速な進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他関連法律の2005年(平成17年)4月1日からの施行に向け、総務省は、個人情報の適切な管理に関する指針等を策定、同法の周知などを図るとともに、各府省は、個人情報の適切な管理に関する定め^イの整備、職員への教育研修を行うなど、適切な施行準備を行う。また、施行後は法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。

4 関係機関との連携協力

(1) e-Gov^イについて、「行政ポータルサイトの整備方針」に基づき、関係機関の協力の下、各機関が運営するホームページその他の情報提供系サイト(データベースを含む。)へのリンクによる案内の充実を図るとともに、e-Gov^イから関係機関の電子申請システムにおける個々の手続画面への案内が可能となるよう、e-Gov^イと連携する場合のインターフェースに関する仕様等必要な情報を提供する。

(2) 独立行政法人が行う業務については、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するものとし、所管府省は中期目標に最適化計画の策定について盛り込む等の措置を講ずる。

また、国会、裁判所が行う人事、給与等内部管理業務についても、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するよう要請する。

(3) 国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、原則として総合行政ネットワーク(ELG^{エルジーワン}WAN)を活用する。

また、国の行政機関と独立行政法人、国会等との間においても、業務の効率化・合理化を図るためネットワーク化を推進する。

(4) 国、地方公共団体を通ずる行政の情報化に総合的・一体的に取り組むため、電子行政推進国・地方公共団体協議会(2003年(平成15年)8月29日設

置)において、霞が関^{ワン}WANと総合行政ネットワーク(ELG^{エルジーワン}WAN)を利用した情報の交換及び共有の在り方、行政ポータル^{エルジーワン}の連携の在り方などについて、引き続き、意見の交換、情報の共有を行う。

資料編

1. これまでの主な成果

2. ベンチマーク集

先導的7分野

1.医療

- ・保健医療分野の情報化にむけてのグランドデザインの制定(厚生労働省) 2001年12月)
- ・レセプトの電子媒体による保存を承認(厚生労働省) 2003年3月)
- ・電子カルテの用語・コードの標準化(厚生労働省) 2004年3月)

2.食

これまでに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、食品トレーサビリティシステムの構築や食品の取引の電子化、農林漁業経営のIT化が進んでいる。

食品トレーサビリティシステムの構築

- ・牛個体識別台帳の整備(農林水産省) 2003年6月11日「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」成立、2003年12月1日法施行)
- ・牛肉以外の食品に関するトレーサビリティシステムの開発及び生産者、事業者の自主的な取組を支援(農林水産省) 2003年度から実施)

食品の取引の電子化、農林漁業経営のIT化の推進

- ・生鮮4品(青果、食肉、水産物、花き)に関する生鮮ED標準¹の開発(農林水産省) 2002年度までに開発)
- ・農業IT指導者育成のための講習等を実施(農林水産省) 2003年度末までに約7000人に対して実施)
- ・農業者等に対するIT講習を実施(農林水産省) 2003年度末までに約51000人に対して実施。見込み値である2003年度実績については2004年8月に取りまとめ。)

3.生活

2003年度までに、以下に示すように施策の実施が図られ、より高度な安全や快適・利便性が確保されるような生活の実現に向けた取り組みが進められているところである。

温かく見守られている生活の実現と生活の利便性向上

- ・6都道府県で現場急行支援システム(FAST)を運用中(警察庁) 2003年度末現在)
- ・「健康サービス産業創造研究会」を設置し、今後の健康サービス産業の在り方等について、提言を取りまとめ、公表(経済産業省) 2003年6月13日報告とりまとめ)
- ・電気計器全体の手数料の値下げ(2003年7月1日)、家庭用時間帯別計器の検定手数料の値下げを実施(2004年3月31日)(経済産業省)

¹ 取引の電子化に必要な商品コードや各取引段階で使用されるメッセージ等を標準化したもの

電力線搬送通信設備に係る漏洩電波低減技術に関する実験を実施できるように措置
(総務省) 2004年1月26日関係法令の改正)

4. 中小企業金融

これまでに、以下に示すように中小企業がより積極的に事業を展開できるようにするための環境整備に向けた取組が進んでいる。

産業構造審議会産業金融部会「金融システム化に関する検討小委員会」を2003年10月に設置し、同小委員会での審議の結果、中小・中堅企業金融の円滑化に効果を発揮し得る「電子債権法(仮称)」の立法化に向けて提言(経済産業省) 2004年4月28日「金融システム化に関する検討小委員会報告書(案)-電子債権について-」を経済産業省が公表)

信用情報等の定型化推進に資する方策を提言(経済産業省) 2003年11月7日「中小企業の会計の質の向上に向けた具体的取り組みに関する報告書」を経済産業省が公表)

5. 知

2003年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、我が国の人材の競争力向上やコンテンツ産業等の国際競争力の向上が図られているところである。

ITを活用した遠隔教育の推進

・大学等のe-Learningの推進(文部科学省) 2003年1月末現在151学部・研究科が実施。)

コンテンツ産業の国際競争力強化

・プロデューサ育成のカリキュラム・テキストのプロトタイプの策定及び実証講座の実施・評価(経済産業省) 2003年度)

・下請代金支払遅延等防止法の適用範囲を情報成果物の作成及び役務提供まで拡大(公正取引委員会) 2003年6月12日「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律」成立、2004年4月1日施行))

・著作権侵害に対する司法救済の充実、著作物の「例外的な無許諾利用」が出来る範囲の拡大、「映画の著作物」の保護期間の延長(文部科学省) 2003年6月12日「著作権法の一部を改正する法律」成立、2004年1月1日施行)

知的財産権の適正な保護及び利用

・商標等と同一又は類似のドメイン名の不正取得の防止(経済産業省) 2001年6月22日「不正競争防止法の一部を改正する法律」成立、同年12月25日法施行)

・ネットワーク上で取引されるコンピュータ・プログラムの保護の明確化(経済産業省) 2002年4月11日「特許法等の一部を改正する法律」成立、同年9月1日法施行)

・放送事業者及び有線放送事業者に送信可能化権を付与等(文部科学省) 2002年6月11日「著作権法の一部を改正する法律」成立、2003年1月1日法施行)

・アニメーションにおけるモデル契約書(放送局と元請間)の策定(経済産業省) (2002年7月5日「アニメーション・テレビ放送番組の制作及び放送権の許諾に関するモデル契約書の考え方」を経済産業省が公表)

・放送番組の制作委託に係る契約見本の公表(総務省)

(2004年3月26日、放送番組制作委託に係る諸手続の公正性・透明性をより一層高めること等を目的として「ブロードバンド時代における放送番組制作に関する検討会」が取りまとめた「放送番組の制作委託に係る契約見本」を総務省が公表)

多様なコンテンツ資産の有効活用

・国立公文書館アジア歴史資料センターを開設し、インターネット等を通じてアジア歴史資料の情報提供を開始(内閣府) (2001年11月)

・文化遺産オンライン構想を発表(文部科学省、総務省) (2003年4月22日)

6. 就労・労働

2003年度までに、以下に示すような施策の着実な実施が図られている。

人材資源の移動を円滑化し、一人ひとりが適材適所で能力を発揮できる社会の実現

2001年8月より運用が開始された雇用情報システム(しごと情報ネット)へのアクセス数が1日平均約83万件(2003年)となった。

・これまでの女性に対する就業支援の取組により、2003年における女性の25歳以上44歳以下の労働力率が66.8%となった。

多様な就労形態を選択し、より創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会の実現

企業によるテレワークの導入支援等により、就業者全体に占めるテレワーク人口比率が2002年において6.1%になった。

労働基準法の改正(2003年6月27日「労働基準法の一部を改正する法律」成立、2004年1月1日施行)によるテレワークに資する裁量労働制に係る手続の簡素化(労使委員会の決議の全員合意要件の緩和等)

起業・事業拡大支援による就業機会の創出・拡大

情報通信ベンチャーの経営に必要な情報をワンストップで提供するポータルサイトや企業に必要な行政機関及び民間企業等への各種手続きを行うことができるポータルサイト等の研究・整備等によって起業希望者に占める実際に起業した者の割合を、2002年において、男13.0%、女26.8%とした。

7. 行政サービス

2003年度までに、以下に示すように施策の実施が図られ、効率的で質が高い行政サービスの実現に向けた取り組みが進められているところである。

² テレワーク：ここでは、情報通信手段を週8時間以上活用して、時間や場所に制約されない働き方と定義する。

行政ポータルサイト等の整備

・電子政府の総合窓口(e-Gov)において、手続案内(個人・企業別、ライフイベント別、サービス分野別)、パブリックコメント情報を一元的に提供。また、政策提言の一元的な受付を実施(2004年1月)

・行政ポータルサイトの整備方針の策定(総合的なワンストップサービスの整備方針、電子政府利用支援センターの整備方針を含む)(2004年3月)

ワンストップサービスの整備

・通関情報処理システム(NACCS)、港湾EDIシステム、乗員上陸許可支援システム等の各システムを相互に接続、連携することにより、1回の入力・送信で関係府省に対する必要な輸出入・港湾関連手続ができるシングルウィンドウ化の実現(2003年7月)

・自動車保有関係手続のワンストップサービスの実現のため、関係法律の一部改正案を第159回国会に提出(2004年3月閣議決定)

既存の業務等の抜本的な見直し、システムの共通化及び外部委託化

・人事・給与等業務・システム最適化計画の策定(2004年2月)

・府省内・府省間において行政事務の基盤となる、府省内ネットワーク、府省間ネットワーク、電子文書交換システムその他の共通システムについて、その最適化を図るため「共通システムの見直し方針」の策定(2004年3月)

・政府全体の業務・システムを体系整理(2003年12月)

・最適化計画の策定対象とする21の府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システム並びにそれぞれの担当府省の決定(2004年2月)

・最適化計画策定対象の51の個別業務・システムの決定(2004年2月)

調達制度改革

・非公共事業における電子入札・開札の開始(総務省)(2002年10月)

・公共事業における電子入札・開札の開始(国土交通省)(2001年10月)

・「ベンチャー企業からのIT関連政府調達の拡大方策について」の取りまとめ(2004年3月)

IT能力を有する職員の育成及び外部専門家の活用

・各府省で情報化統括責任者(CD)補佐官を設置(2003年12月)

・CD補佐官等連絡会議の設置(2003年12月)

重点政策 5 分野

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

2003 年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、世界的にも低料金の高速インターネット常時接続環境が実現し、急速にその普及が進んでいる。

高速・超高速インターネット利用環境の整備

ア) 新たなネットワークインフラ等の形成促進

高速・超高速インターネットの全国的な普及に関する 2005 年度までのスケジュールや官民の役割分担、実際の利用見込み、ブロードバンドの普及により期待される社会生活の変化を整理 (総務省) (2001 年 10 月 16 日「全国ブロードバンド構想」公表)

イ) 線路敷設の円滑化

電柱・管路等を提供する際のルール整備 (総務省) (2001 年 4 月 1 日「公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン」運用開始、2002 年 4 月 1 日、2003 年 4 月 1 日、2004 年 4 月 1 日 同ガイドラインを改正、運用開始)

掘削抑制区間における電気通信事業者の光ファイバーケーブル敷設工事に関する工事規制の緩和の実施 (国土交通省) (2002 年 3 月 4 日、2003 年 3 月 28 日、2004 年 3 月 30 日各道路管理者あて通知)

橋梁の新設 架替情報の公開 (国土交通省) (対象となる全箇所においてホームページ上で情報公開)

2004 年度を初年度とする「無電柱化推進計画」を策定 (国土交通省) (2004 年 4 月 14 日)

ウ) 集合住宅における高速・超高速インターネットアクセスの円滑化

IT 化工事の実態を踏まえ、区分所有法の解釈を提示 (法務省、総務省、国土交通省) (2001 年 12 月 27 日)

新築集合住宅 IT 化標準の策定 (国土交通省、総務省、経済産業省) (2002 年 3 月 15 日)

既存集合住宅の IT 化標準、改修のための合意形成マニュアル及び技術指針の作成 (国土交通省、総務省、経済産業省、法務省) (2002 年 7 月 19 日)

エ) 光ファイバ網等の整備支援

加入者系光ファイバ網等の民間事業者による整備に対する支援 (総務省) (2001 年 6 月 1 日「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律」成立、8 月 13 日法施行)

地域公共ネットワークの整備推進 (総務省) (2003 年 7 月 7 日現在で、地域公共ネットワークを整備している自治体は 55.4%)

オ) 既存設備を活用したネットワークインフラ等の形成推進

既存光ファイバを設置する事業者が一層柔軟かつ簡便な手続きで他事業者にサービス提供をすることが可能となる「卸電気通信役務」の規定を整備 (総務省) (2001 年 6 月 15 日「電気通信事業法等の一部を改正する法律」成立、11 月 30 日法施行)

電力会社、鉄道事業者が保有する光ファイバ路線情報公開 (経済産業省、国土交通

省)2001年9月)

河川・道路の公共施設管理用光ファイバの民間への開放(国土交通省)2002年6月)
地方公共団体が保有するダークファイバを民間事業者へ提供する際の標準的な手続
の策定(総務省)2002年7月24日)

公共施設管理用光ファイバ収容空間等の整備・開放(国土交通省)2004年3月末現
在、収容空間等約35,000km整備)

カ)地理的格差の是正

高速インターネットの地理的格差の是正(総務省)2001年6月1日「電気通信基盤充
実臨時措置法の一部を改正する法律」成立、8月13日法施行)

過疎地域等の地方公共団体による加入者系光ファイバ網整備に対する支援(2004年3
月末現在8町村に対して支援)

キ)自由かつ公正な競争環境の整備の促進

非対称規制の導入及び電気通信事業紛争処理委員会の創設(総務省)2001年6月
15日「電気通信事業法等の一部を改正する法律」成立、11月30日法施行)

電気通信事業法における一種・二種の事業区分を廃止する等競争の枠組みについ
ての見直し(総務省)2003年7月17日「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等
に関する法律の一部を改正する法律」成立、2004年4月1日法施行

一般加入電話からIP電話端末に着信する際の番号体系の規定(総務省)2002年6
月27日「電気通信番号規則等の改正」公布、9月27日施行)

IP電話の総合品質の基準値を規定(総務省)2002年6月27日「事業用電気通信設
備規則等の改正」公布、9月27日施行)

・「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の策定・改定(公正取引
委員会、総務省)(2001年11月策定、2002年12月改定)

電気通信事業者間の紛争解決に資するためのマニュアルを改訂(総務省)2004年4
月)

世界最先端の無線ネットワークの整備及び高精度測位社会基盤の確立

電波の利用状況の調査・評価・公表等に係る制度の整備(総務省)2002年4月26日
「電波法の一部を改正する法律」成立)

第4世代移動通信システム及び5GHz帯無線アクセスシステムの周波数確保(総務省)
(2002年9月)

通信端末機器の技術基準適合認定制度及びPHS等の特定無線設備の技術基準適合
証明制度について自己適合宣言制度を導入・実施(総務省)2004年1月26日)

世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境構築のために必要な中長期的な周波数需
要に対応するため「電波政策ビジョン」を策定(総務省)(2003年7月30日)

Ku帯を用いた高速・大容量航空移動衛星通信システムの導入等に係る関係省令等
の一部改正(総務省)2004年3月)

放送のデジタル化及びデジタル情報の自由な交換・共有のための環境整備

CS デジタル放送、CATV等について電気通信事業者回線の利用を可能とする制度の

整備(総務省)2001年6月22日「電気通信役務利用放送法」成立、2002年1月28日施行)
通信・放送融合サービス開発促進のための研究開発の支援(総務省)2001年6月1日「通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律」成立、11月8日法施行)
・東京、名古屋、大阪の三大都市圏において地上放送のデジタル化を開始(総務省)2003年12月)

2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興

2003年度までに、以下に示す施策等が実施され、ニーズの高い分野の高度なIT人材の育成、IT講習の充実などによる国民のIT活用能力の向上、学校のインターネット接続等による学校教育の情報化等が進んでいる。

IT分野の専門家の育成・活用及び職業能力開発

ア)高度なIT人材の育成

- ・新興分野における戦略的人材養成(文部科学省)2004年3月末現在471人を養成)
- ・IT関連専攻修士、博士課程の入学定員増(文部科学省)(2003年度において国立大学のIT関連専攻の入学定員を修士課程228人、博士課程66人増加)
- ・専門高校における情報教育の推進(文部科学省)2003年度より、専門高校に専門教科「情報」を新設。)
- ・IT技能に関する標準(ITスキル標準)の策定(経済産業省)2002年12月)
- ・ソフトウェアの開発者の技能向上支援(経済産業省)2004年3月末現在約3,300人に対して支援を実施。)
- ・経営者をサポートするITコーディネーターの育成(経済産業省)2004年3月末現在4,804人《ITコーディネーター補含む》を育成。)

イ)IT職業能力開発の推進及びIT技能の向上

- ・離職者及び在職者を対象とした職業能力開発支援(厚生労働省)2004年2月末現在87万人に対して実施。)
- ・情報通信技術者の育成支援(総務省)2004年3月末現在約1万人に対して実施。)

ウ)外国人人材の受入れ確保

- ・IT人材のスキル標準の国際標準化(経済産業省)2003年度に実施。)
- ・アジア各国の資格制度のコンピュータ化に対して支援を実施(経済産業省)2003年度に実施。)
- ・外国人IT技術者の育成(経済産業省)2003年3月末現在2,300人育成。)
- ・IT技術者の上陸許可基準の緩和措置を図り、新制度の下、その対象を拡大(法務省)(平成13年法務省令第79号及び平成13年法務省告示第579号(平成13年12月28日施行)、平成15年法務省告示第291号(平成15年5月30日施行))

学校教育の情報化等

ア)学校のIT環境の整備

- ・公立小中高等学校等に高速インターネット接続 (文部科学省) (2003年3月現在 接続率 57%)
- ・公立小中高等学校の普通教室のインターネット接続 (文部科学省) (2003年3月現在 接続率 29.2%)

イ) IT 活用型教育の本格的実施の推進

- ・高等学校における普通教科「情報」の新設・必修化 (文部科学省) (2003年度より実施。)
- ・教育現場における先進的なIT活用事例の支援 (経済産業省) (2004年3月現在約50件実施。)
- ・国内外の学校及び地域社会・企業等との連携による共同プロジェクトの実施 (文部科学省、経済産業省) (E スクエア・プロジェクト³として68プロジェクト、地域産業教育情報化推進事業として12プロジェクトを実施) (2001年度)
- ・小学校及び中学校における新学習指導要領の実施による教育課程におけるIT化の一層の推進 (文部科学省) (2002年4月)
- ・出会い系サイト対策 (警察庁) (2003年6月13日「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」公布、同年9月13日一部施行、同年12月1日完全施行)

ウ) IT 指導力の向上

- ・公立学校教員のIT指導力向上 (文部科学省) (2003年3月現在87.6%の公立学校教員がコンピュータ操作可能、52.8%の公立学校教員がコンピュータで指導可能)
- ・学校教育におけるIT専門家の活用 (文部科学省) (2002年度は約5,250人活用。)

エ) 教育用コンテンツの充実・普及

- ・教育用コンテンツの活用普及 (文部科学省) (2003年度においては、998件を教育情報ナショナルセンターに登録。)

オ) 障害のある子どもたちへの対応

- ・「盲学校点字情報ネットワーク」の名称を「視覚障害教育情報ネットワーク」に改め、対象を視覚障害教育全般に拡充 (文部科学省) (2003年度に実施)

国民のIT活用能力の向上

ア) IT 利用機会の継続性の確保及び利用環境の整備

- ・パソコンボランティアの養成・派遣 (厚生労働省) (2004年3月現在34件に対して実施)

3. 電子商取引等の促進

2002年度までに、電子商取引等の促進のための基盤的制度的見直し・ルール整備等が着

³ E スクエア・プロジェクト：平成11年度から文部科学省及び経済産業省両省の所管法人が事務局を担当して実施した、全国の学校がインターネットを利用した教育を実践するための支援プロジェクト。

実に実施され、基幹的制度整備はおおむね完了した。これまでに実施された主な施策は以下のとおりである。

規制の見直し

- CP のペーパーレス化 (金融庁) (2001 年 6 月 20 日 「短期社債等の振替に関する法律」成立、2002 年 4 月 1 日法施行)
- 社債・国債等のペーパーレス化 (金融庁) (2002 年 6 月 5 日 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律」成立、2003 年 1 月 6 日法施行)
- 株式等のペーパーレス化 (金融庁及び法務省) (2004 年 6 月 1 日 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」成立)
- 株主総会の招集通知・議決権行使等におけるIT の活用 (法務省) (2001 年 11 月 21 日 「簡法等の一部を改正する法律」成立、2002 年 4 月 1 日法施行)
- 株主総会のみなし決議におけるIT の活用 (法務省) (2002 年 5 月 22 日 「簡法等の一部を改正する法律」成立、2003 年 4 月 1 日法施行)
- 会社公告の電子化 (法務省) (2004 年 6 月 3 日 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」成立)
- 行政機関による法令適用事前確認手続の導入 (総務省及び関係府省) (2001 年度中に該当する手続を有しない省庁を除き導入)
- 事業活動の電子化を阻害する規制を総点検し、公表 (内閣官房及び関係府省) (2002 年 12 月)

新たなルールの整備、制度整備の充実

- 電子契約の成立時期等に関するルール整備 (経済産業省) (2001 年 6 月 22 日 「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」成立、同年 12 月 25 日法施行)
- 電子商取引等の法的問題に関する法律の解釈を公表 (経済産業省) (2002 年 3 月 29 日 「電子商取引等に関する準則」を経済産業省が公表、2002 年 7 月以降 3 度改訂、公表)
- インターネットサービスプロバイダー等の責任ルールの整備 (総務省) (2001 年 11 月 22 日 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」成立、2002 年 5 月 27 日法施行)
- 一定の要件を満たす外国の認証事業者からの特定認証業務の認定申請手続の整備 (総務省、法務省、経済産業省) (2002 年 8 月 13 日 「電子署名及び認証業務に関する法律第 15 条第 3 項に規定する書類の記載事項を定める省令」施行)
- IT 投資の促進 (総務省、財務省、経済産業省) (2003 年 3 月、企業の IT 投資にインセンティブを付与する IT 投資促進税制を創設、同年 4 月 1 日施行。ただし、同年 1 月 1 日から適用。)
- 位置情報に係る各種の標準を調整するため LBS 技術委員会を立ち上げ (経済産業

省)2003年8月)

知的財産権の適正な保護及び利用

<前掲 5.知 >

消費者保護

・個人情報の保護に関する基本法制の整備(内閣官房)2003年5月23日「個人情報の保護に関する法律」成立(後掲 5. 個人情報の保護)

・インターネット通販に係る規制に関連するルール整備(経済産業省)2001年10月23日「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」を経済産業省が公表)

消費者向け電子商取引における取引の適正化を図るため、事業者に求められる景品表示法上の留意事項を策定(公正取引委員会)2002年6月5日「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」を公正取引委員会が公表、2003年8月29日一部改定、公表)

・迷惑メール対策(経済産業省、総務省)2002年2月1日「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令」施行、2002年4月12日「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」成立、同年7月1日法施行、2002年4月11日「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」成立、同年7月1日法施行)

・ワン切り対策(総務省)2002年12月4日「有線電気通信法の一部を改正する法律」成立、同年同月31日法施行)

・ADRの整備(司法制度改革推進本部)2002年4月「司法制度改革推進計画」閣議決定、同計画において、ADRに関する関係機関等の連携強化及びADRに関する共通的な制度基盤の整備を行うべきこと及び実施時期を記載、2003年4月10日「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」を関係省庁等連絡会議が取りまとめ、公表)

・電気通信サービスにおける消費者保護ルールの整備(総務省)2003年7月17日「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」成立、2004年4月1日法施行、2004年3月5日「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を総務省が公表)

4.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

2003年度までに、以下に示すように施策の実施が図られ、行政・公共分野の情報化が着実に進展している。

行政の情報化

ア)電子政府の構築

法令に基づく行政手続等について書面による手続等に加え、原則としてすべてオンラインによる手続等も可能とするための「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立及び施行(2002年12月成立、

2003年2月施行)

各府省が電子的に提供する情報に国民が一元的にアクセスできる「電子政府の総合窓口システム」を運用開始(総務省)(2001年4月)

国、地方公共団体等の申請・届出等手続のオンライン化に関するアクション・プランを改定(総務省及び全府省)(2002年7月)

申請・届出等手続の電子化に関わる認証システム、汎用受付システムを運用開始(全府省)(2001年度から2003年度)

IT戦略本部の下に、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議を設置(2002年9月)

電子行政推進国・地方公共団体協議会の設置(2003年8月)

(上記以外は「 .7 行政サービスのとおり」)

イ)電子自治体に向けた支援

- ・総合行政ネットワーク(LGWAN)について全市区町村との接続が実現(2004年3月)
- ・住民基本台帳ネットワークの第2次稼働及び住民基本台帳カードの交付開始(2003年8月)
- ・公的個人認証サービスの開始(2004年1月)
- ・電子自治体推進指針を提示(2003年8月)
- ・共同アウトソーシング事業において、住民サービス業務にかかる19のモデルシステムにつき実証実験を踏まえ構築(2004年3月)
- ・「地方税電子申告システムモデルシステム仕様書(電子納税機能拡充)」を提示(2004年3月)
- ・地方選挙における電磁的記録式投票の実施への支援(2004年4月現在、9の首長あるいは議会議員の選挙において実施)

公共分野

ア)科学技術・学術研究分野の情報化

・スーパーSINETの整備を14大学、9大学共同利用機関、5大学附置研究所に拡大(文部科学省)(2004年3月)

・ITBL用のスーパーコンピューターを日本原子力研究所で運用開始(文部科学省)(2002年6月)

エ)高度道路交通システム(ITS)及び公共交通分野の情報化の推進

道路交通情報提供の高度化のための制度整備。(警察庁)(2001年6月13日に道路交通法の一部を改正する法律が成立、2002年6月1日より施行)これにより民間事業者数社が予測交通情報提供サービスを開始

道路交通情報通信システム(VICS)の全国サービス実施(警察庁、総務省、国土交通省)(2003年2月)

・ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)を概ね全国の料金所に整備(全国1217箇所、整備率94%)(国土交通省)(2004年3月)

ETCの利用促進のため、ハイウェイカードと同等の割引率となるETC前払割引」を導

入。更に、夜間割引等の割引制度を試験的に導入(国土交通省)ETC 前払割引は2002年7月から)

オ)環境分野の情報化

・地球シミュレーターの運用を開始(文部科学省)2002年3月)

・環境情報総合データベースを構築(環境省)2004年3月)

カ)地理情報システム(GIS)の推進

・GISアクションプログラム2002-2005を策定(総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び関係府省)2002年2月)

・G-XML(地理情報をインターネットで流通させるプロトコル)のJIS化(経済産業省)2001年8月)

・地理情報標準について、「時間スキーマ」等3項目のJIS化確定(国土交通省)2004年3月)

・ウェブマッピングシステムを用いた地理情報の提供サービスを開始(国土交通省及び関係府省)2003年度)

・電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの全国的運用開始(一部の離島等を除く)(国土交通省)2003年10月)

キ)防災分野の情報化

・「防災情報システム整備の基本方針」を策定(内閣府及び関係府省)2003年3月)

・防災情報提供センターを設置(国土交通省)2003年6月)

・携帯電話からの119番通報の管轄消防本部における直接受信方式への移行についての基本的方針を策定(総務省)2004年3月)

5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

2003年度までに、以下に示すように施策の着実な実施が図られ、電子政府の情報セキュリティ確保や重要インフラ防護のためのサイバーテロ対策、またこれらの取り組みを支える人的基盤の充実と技術的基盤の形成等が進められてきたところである。

政府の情報セキュリティ確保

・各府省の情報セキュリティポリシーの再評価・見直し等を実施(内閣官房及び全府省)2002年度)

・電子政府にふさわしいセキュリティ水準を確保するため、各府省において情報セキュリティポリシー運用の徹底、監視・防護対策の強化等所要の措置を推進(内閣官房及び全府省)2002年度)

・地方公共団体の職員を対象としたeラーニング及び情報セキュリティ研修を実施(総務省)2003年度)

・各府省庁の情報システムに対する脆弱性検査を実施(内閣官房)2003年度)

重要インフラのサイバーテロ対策

・民間重要インフラ事業者等における情報セキュリティ対策状況の把握や実効性確保等

- について、重要インフラ分野ごとの具体的方策等を取りまとめ (内閣官房及び関係府省) (2002年11月28日 情報セキュリティ対策推進会議)
- ・サイバーテロ対応データベースの運用開始など、緊急対処体制を強化 (内閣官房) (2002年度)
- ・民間重要インフラ事業者等に対するサイバーテロ対策に係る支援を実施 (警察庁) (2002年度)
- ・すべての都道府県においてサイバーテロ対策プロジェクトを確立 (警察庁) (2003年9月)

民間部門における情報セキュリティ対策及び普及啓発

- ・Telecom-ISAC Japan の設立等を支援 (総務省) (2002年7月設立、2003年3月活動開始)
- ・国民のための情報セキュリティサイト」を開設 (総務省) (2003年3月)
- ・インターネット接続サービス安全・安心マーク制度の発足を支援 (総務省) (2002年6月発足)
- 情報セキュリティマネジメント規格 (ISO/IEC17799、JISX 5080) に基づく評価実施ガイドラインの策定を支援 (経済産業省) (2002年4月等)
- ・警察庁セキュリティポータルサイト (@police) 」を開設 (警察庁) (2003年3月)
- ・「インターネット定点観測」及びこれらのデータを取りまとめて分析を加えた 我が国におけるインターネット治安情勢について」を警察庁セキュリティポータルサイトにおいて提供開始 (警察庁) (2003年10月)
- ・多様化する情報セキュリティ脅威に対応するための電気通信設備の導入促進を目的として、ネットワークセキュリティ維持税制を発足 (総務省) (2004年4月)
- 無線LANのセキュリティに関するガイドライン 「安心して無線LANを利用するために」の公表 (総務省) (2004年4月)

情報セキュリティに係る制度・基盤の整備

- ・電気通信事業における重要通信確保の在り方に関する研究会」を開催し、重要通信を確保するための方策等について提言をとりまとめ、公表 (総務省) (2003年7月報告とりまとめ)
- ・電子政府利用に資する暗号技術の評価及び 「電子政府推奨暗号リスト」作成を実施 (総務省及び経済産業省) (2003年2月作成)
- ・我が国の情報機器等の情報セキュリティ関連国際規格 (ISO/IEC15408) に基づいた認証結果に関する国際相互承認の枠組みへの参加 (経済産業省) (2003年10月)

情報セキュリティに係る研究開発

- 警察が保有するネットワークの情報セキュリティを強化するためのファイアウォールを開発 (警察庁) (2002年度)
- ・多言語情報セキュリティ関連情報収集分析システムの開発を支援 (経済産業省) (2002

年度)

- ・「セキュア OS に関する調査研究会」を開催し、電子政府・電子自治体における OS 導入のあり方について検討 (総務省) (2003 年 6 月 ~ 2004 年 3 月)

情報セキュリティに係る人材育成

- ・サイバー犯罪捜査官の都道府県警察への配置及び同捜査官等への最新の技術知識等の研修を実施 (警察庁) (2003 年 9 月から同 11 月まで研修実施)
- ・米国 CERT/CC における研修を一部要員に受講させ、専門技術等を習得 (防衛庁) (2000 年度以降)
- ・IT セキュリティ関連業務に必要とされる技能に関する標準を策定 (経済産業省) (2003 年 4 月)
- ・サイバー犯罪対策の強化のため、警察庁に情報技術犯罪対策課を、都道府県 (方面) 情報通信部に情報技術解析課を設置 (警察庁) (2004 年 4 月)

情報セキュリティに係る国際連携

- ・内閣官房情報セキュリティ対策推進室緊急対応支援チームが FIRST (Forum of Incident Response Security Teams) に加盟 (内閣官房) (2003 年 8 月)
- ・アジア太平洋地域の各国警察サイバー犯罪対策実務担当者を日本に招致し、国際会議を開催 (警察庁) (2004 年 2 月)
- ・米国防総省との間で IT フォーラムを実施 (防衛庁) (2003 年 10 月)
- ・アジア太平洋地域の CERT を集めたワークショップの開催を支援 (経済産業省) (2002 年 3 月)
- ・米国に加え英国の捜査機関等に職員を派遣し、サイバー犯罪及びサイバーテロへの技術的対応手法に関する情報共有を実施 (警察庁) (2003 年 11 月)
- ・日中韓情報通信大臣会合において、情報セキュリティ等について協力を推進していくことに合意 (総務省) (2003 年 9 月)

個人情報の保護

- ・個人情報保護に関する法律成立 (内閣官房) (2003 年 5 月 23 日)
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律成立 (総務省) (2003 年 5 月 23 日)

・横断的な課題

1. 研究開発の推進

次世代半導体デバイス技術等の研究開発

不揮発性メモリの一種である次世代強誘電体メモリの開発や、LSIの超高密度実装技術、半導体エッチングプロセスにおける環境負荷低減技術、多品種少量生産が可能な高効率半導体製造プロセス技術の開発を行った。(経済産業省) (2004年3月)

CATV インターネットの超高速化技術の実用化

30Mbps以上の超高速インターネット接続が行われているCATVインターネットの更なる高速化技術、FTTH化技術等について、要素技術を明確にした。(総務省) (2003年度)

情報家電に関するヒューマンインターフェースの開発

学習機能付加型の進化するインターフェース、状況可変型インターフェース等を開発し、その実証実験を実施した。(経済産業省) (2003年度)

次世代高機能映像技術の研究開発

次世代高機能映像技術を実現するために、映像情報の高度化・高機能化に必要な映像相互利用技術等を実現した。(総務省) (2003年度)

ユビキタスネットワーク時代の電子タグに関する課題の調査

ユビキタスネットワーク時代の電子タグに求められる要件を明確化し、ネットワーク高度利活用に向け、情報システム全体の安全性・信頼性等の視点を考慮しつつ、取り組むべき課題等を調査し、取りまとめた。(総務省) (2004年3月)

産学官連携及び研究成果の社会移転推進のための方策

特許情報とそれに関連した技術情報を研究者が容易に検索することを目的とした、論文等の書誌情報と特許情報との統合検索システムの仕様を策定した。(文部科学省) (2003年度)

2. ITを軸とした新たな国際関係の展開

アジア II イニシアティブの推進

- ・ 日・ASEAN特別首脳会議 (於 東京) に合わせ、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国との間で、IT人材育成プログラムの推進に関するIT担当大臣間の共同宣言を发出 (内閣官房) (2003年12月11日)

アジア・ブロードバンド計画の着実な推進

- ・ 「アジア・ブロードバンド計画」を策定 (総務省) (2003年3月)
- ・ ネットワーク整備 (ベトナム南北光海底ケーブル敷設) 支援、研究開発の推進 (衛星基盤技術の開発等)、人材育成 (2003年度約550人)、ICT政策専門家の派遣等の技術協力等を実施 (総務省) (2003年及び2004年)

- ・ インドネシア、タイ、カンボジアなどASEAN5カ国の情報通信主管大臣との間で本計画推進について合意し、その後、具体的協力内容について政策対話を実施（総務省）（2003年及び2004年）
- ・ 日中韓の情報通信主管大臣の間でICT7分野の協力に合意し、テーマ毎に局長級WGを開催（総務省）（2003年）

知的財産保護に係る体制の整備

- ・ 韓国の取締機関と、知的財産権侵害事犯に関する情報交換等両国の連携強化を実施（警察庁）（2003年9月）

ドメイン名を取り巻く諸問題の解決

- ・ 日本からの働きかけ等により、ICANNが多言語ドメインネームの登録管理サービスに関するガイドラインを公表（総務省、経済産業省）（2003年6月）
- ・ 当該ガイドライン及びETFのRFC準拠による日本語JPドメインのサービスが開始（総務省、経済産業省）（2003年7月）

国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験

- ・ 国際共同実験として、電子商取引を支えるプラットフォーム機能、多言語環境で有効な機械翻訳共通インフラ構築技術及びIPv6環境におけるコラボレーションに関連する技術についての実証を実施したほか、次世代大容量国際IXの実現に向け、要素技術の研究開発を実施（総務省）（2003年度）

国際標準に向けた研究開発の推進

- ・ 国際標準化活動への貢献を条件とした研究開発を実施し、ITU(国際電気通信連合)及び民間フォーラム等に対して標準を提案（総務省）（2002年度より）

IPv6に対応した情報通信機器共同研究

- ・ 日中が共同し、中国において、IPv6対応ルーター等情報通信機器を用いた実証運用に係る研究を実施（経済産業省）（2002年度より）

セキュアなICカードに関する国際標準モデルの構築

- ・ 欧州と日本との関係民間団体間の取り組みである日欧ICカード相互運用性プロジェクトを積極的に支援（経済産業省）（2003年度まで）

アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発

- ・ IPv6対応動的帯域割当・管理技術及びIPv6対応大規模マルチキャスト技術の研究開発を実施（2003年より）

独立行政法人日本学術振興会の拠点大学交流事業を通じた日韓の次世代インターネット研究

- ・ 日本側は九州大学、韓国側は忠南大学を各々の拠点大学として協力を開始 (文部科学省) (2003 年より)

IT政策 制度支援ネットワークの運用

- ・ 途上国が IT 戦略を進める上で必要な情報を集積・提供するとともに、途上国と我が国の関係者との間で意見交換を実施するため、「IT政策 制度支援ネットワーク」の運用を開始 (総務省、外務省) (2002 年 5 月より)

沖縄における情報通信産業の振興

- ・ 沖縄におけるデータセンタ、ISP及びIXの企業立地を促進するための税制支援制度を実施 (内閣府 総務省 財務省 経済産業省) (2002 年度より)
- ・ IT高度人材育成事業を実施 (内閣府 総務省 経済産業省) (2002 年度より)
- ・ IT企業等の共同利用型施設を整備 (内閣府 総務省 経済産業省) (2002 年度より)

3. デジタルディバイドの是正

2003 年度までに、以下に示す施策が実施され、地理的な制約、年齢・身体的な条件等に起因する情報通信技術の利用機会及び活用能力の格差の是正が進んでいる。

地理的情報格差の是正

ア) 地域情報通信ネットワーク基盤の公的整備推進

< 前掲 . 1 . 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 高速・超高速インターネット利用環境の整備 >

イ) 民間事業者による高速・超高速ネットワークインフラ整備支援

< 前掲 . 1 . 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 高速・超高速インターネット利用環境の整備 >

ウ) 情報通信技術を活用した公共サービスの充実

< 前掲 . 1 . 医療、 . 5 . 知 IT を活用した遠隔教育の推進 >

年齢・身体的な条件の克服

ア) 情報提供のバリアフリー化

録画番組を対象として、自動的に字幕を制作・付与できるシステムを開発 (総務省) (2004 年 3 月)

イ) 公共空間のバリアフリー化

視覚障害者等の交差点横断をサポートする歩行者等支援情報通信システム (PICS) の導入 (2004 年度末現在 24 都道府県) (警察庁)

ウ) 学校のバリアフリー化

< 前掲 . 2 . 人材の育成並びに教育及び学習の振興 学校教育の情報化等 >

ベンチマーク集

・先導的取り組みによる IT 利活用の推進

1. 医療

(財)日本医療機能評価機構による医療機能評価の認定数

	平成15年5月	平成16年4月
認定病院数	955	1,234

出典:(財)日本医療機能評価機構

全国の病院レセプトのレセプト電算処理システム導入率

	平成15年3月	平成15年8月	平成16年3月
導入率	2.1%	4.7%	9.6%

出典:厚生労働省調査

医療オーダリングシステムの病院での導入率(平成14年10月)

	平成11年10月	平成14年10月
導入率	10.5%	14.4%

出典:厚生労働省「医療施設(静態)調査」

2. 食

生鮮食品の取引の電子化の現状

取引主体	2002年
イ) 出荷者 - 卸売会社間	33%
ロ) 卸売会社 - 仲卸会社(小売店への納入業者)間	6%

出典:(財)食品流通構造改善促進機構「生鮮食品流通の情報化の普及促進に関する調査」(平成15年3月)

- (注) 1.イ)は出荷確定情報の送信システムを導入している出荷団体の割合
2.ロ)は取引電子化を行っている市場の割合

農業経営にパソコンを利用する農家の割合(インターネットを含む)

年度	利用率
2001年度	28.9%
2002年度	36.6%

出典:農林水産省調査

3. 生活

情報家電の普及状況の推移

	2002 年末	2003 年末
インターネット対応型固定電話	11.6%	12.1%
インターネット対応型テレビ	3.0%	3.2%
インターネット対応型テレビゲーム機	11.0	11.1%
インターネット対応型家電	3.2%	3.2%

出典：総務省「通信利用動向調査」

家庭内LAN構築率

	2002 年末	2003 年末
家庭内LAN構築率 ¹	35.5%	40.6%

1 パソコンを2台以上保有している世帯のうち、家庭内LANを構築している割合。

出典：総務省「通信利用動向調査」

4 中小企業金融

中小企業向け貸出残高

	2001.12.31	2002.12.31	2003.12.31
民間金融機関	274.9兆円	251.6兆円	233.4兆円
政府系金融機関	28.1兆円	27.3兆円	26.8兆円
計	302.9兆円	279.0兆円	260.3兆円

資料：日本銀行「金融経済統計月報」、中小企業庁「中小企業調査月報」

- (注) 1. 中小企業向け貸出残高とは、資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出残高を指す。
2. 国内銀行信託勘定を含む。
3. 政府系金融機関とは、商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫を指す。
4. 中小企業向け貸出残高計の値は、四捨五入の関係上、民間金融機関と政府系金融機関の合計値と必ずしも一致しない。

5. 知

インターネット授業の実施状況

	インターネット授業を行っている学部・研究科数	調査対象学部・研究科数	有効回答数
2001年度	102(11.4%)	1,750	894
2002年度	151(15.4%)	1,756	980

出典：メディア教育開発センター

「高等教育におけるマルチメディア利用実態調査(2002年度版)」

PCからのe-Learning利用率

	PCからのe-Learning利用率
2001年	0.9%
2002年	2.4%
2003年	1.8%

出典：総務省「通信利用動向調査」

国内のコンテンツ市場

a デジタルコンテンツ市場動向(単位:億円)

分野	分類	品目	2000年 推計	2001年 推計	2002年 推計
パッケージ	映像系コンテンツ		2,141	3,007	3,399
		セル	2,029	2,927	3,230
		レンタル	42	80	169
	音楽系コンテンツ		6,174	5,933	5,446
		セル	5,239	4,896	4,318
		レンタル	935	1,038	1,128
	ゲーム系コンテンツ		4,693	4,264	4,886
		家庭用ゲーム	4,130	3,685	4,229
		PCゲーム	563	579	657
	出版・情報系コンテンツ		662	674	831
		ナビゲーション	250	309	344
		リファレンス	180	152	190
		教育・教養娯楽	232	213	297
	ネットワーク	映像系コンテンツ		0	0
音楽系コンテンツ		351	375	393	
		消費者向け音楽配信	4	5	11
		消費者向けMD配信	10	11	14
		業務用通信カラオケ	338	359	369
ゲーム系コンテンツ		9	14	60	
出版・情報系コンテンツ		2,318	2,334	2,410	
		オンラインデータベース	2,245	2,250	2,268
		電子出版	2	4	5
		その他	70	81	129
携帯電話向けコンテンツ			448	1,196	1,757
	映像系コンテンツ		65	171	220
	音楽系コンテンツ		134	503	852

	ソフトウェア系コンテンツ	26	107	242
	出版・情報系コンテンツ	223	415	443
デジタル放送コンテンツ		1,071	1,236	1,381
	BS デジタル	1	31	63
	CS デジタル	1,070	1,205	1,318
デジタルコンテンツ市場 合計		17,866	19,034	20,573

出典：デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2003」

b PCからの有料コンテンツ利用率

	PCからの有料コンテンツ利用率
2003年	9.5%

出典 総務省 平成 15 年通信利用動向調査」

c 携帯・PHSからの有料コンテンツ利用率

	携帯・PHSからの有料コンテンツ利用率
2003年	36.2%

出典 総務省 平成 15 年通信利用動向調査」

コンテンツの輸出入（2001年）

	輸出額 (百万円)	輸入額 (百万円)
ゲームソフト	253,229	(データなし)
音楽ソフト	2,916	25,110
出版	17,588	55,575
映画	10,751	90,979

出典：(ゲーム)CESA「CESA白書2002」、(音楽ソフト)経済産業省「貿易統計」、(出版)経済産業省「貿易統計」、(映画・輸出)映連資料、(映画・輸入)経済産業省「貿易統計」

総データ量（ギガバイト）

	1998年2月	1999年2月	2000年2月	2001年2月	2002年2月	2002年11月	2004年2月
総データ量	306	1,025	2,214	3,979	5,001	10,150	13,609

」JPドメインのウェブサーバに保存されているコンテンツのデータ量

出典：総務省情報通信政策研究所「WWWコンテンツ統計調査」

6. 就労・労働

しごと情報ネットへのアクセス状況（各年1日平均アクセス数）

	2001年	2002年	2003年
パソコン版	約16万件/1日	約32万件/1日	約41万件/1日
携帯版	-	約32万件/1日	約42万件/1日

注) しごと情報ネットは2001年8月稼働(携帯版は2002年3月稼働)

出典: 厚生労働省調査

テレワーク人口推計値(2002年時点)

	テレワーク人口			テレワーカー比率		
	雇用型 テレワーカー	自営型 テレワーカー	合計	雇用者に 占める割合	自営業者に 占める割合	就業者全体に 占める割合
週8時間以上 テレワーク実施	311万人	97万人	408万人	5.7%	8.2%	6.1%
テレワーク実施が 週8時間未満	443万人	191万人	634万人	8.0%	16.0%	9.5%
合計	754万人	288万人	1,042万人	13.7%	24.2%	15.6%

出典: 国土交通省『2002年度テレワーク実態調査』

テレワーク実施企業率(年次推移)

	2000年末	2001年末	2002年末	2003年末
導入率	2.0%	7.7%	8.4%	9.4%

出典: 総務省「通信利用動向調査」

テレワーク実施企業率(2003年)

a 産業別

産業分類(事業所・企業統計ベース)	実施率
建設業	7.7%
製造業	11.7%
運輸・通信業	5.5%
卸売・小売業、飲食店	8.9%
金融・保険業	4.3%
サービス業・その他	9.5%
全体	9.4%

出典: 総務省「平成15年通信利用動向調査」

b 資本規模別

資本金	実施率
1千万円未満	11.5%
1千万円～3千万円未満	0.3%
3千万円～5千万円未満	6.8%
5千万円～1億円未満	6.7%
1億円～5億円未満	11.1%
5億円～10億円未満	8.3%
10億円～50億円未満	20.4%
50億円以上	28.9%
全体	9.4%

出典：総務省「平成15年通信利用動向調査」

c 従業者規模別

従業者規模	実施率
100～299人	6.3%
300～499人	11.8%
500～999人	17.2%
1000～1999人	21.7%
2000人以上	31.8%
全体	9.4%

出典：総務省「平成15年通信利用動向調査」

裁量労働制導入企業割合（2003年）

専門業務型裁量労働制	1.4%
企画業務型裁量労働制	0.3%

注）専門業務型裁量労働制：研究開発・弁護士等18種の専門性の高い業務を対象

企画業務型裁量労働制：企画、立案、調査及び分析を行う労働者を対象

出典：厚生労働省調査

7. 行政サービス

国

a 申請・届出等手続のオンライン化手続数

2000年度末まで	2001年10月末まで	2002年3月末まで	2002年9月末まで	2003年6月末まで
124	133	590	612	6,048

出典：内閣官房、総務省「電子政府・電子自治体の推進について」

内閣官房「『e-Japan 重点計画』の施策の推進状況調査」

内閣官房「『e-Japan 重点計画-2002』の施策の推進状況調査」

b 申請・届出等手続以外のオンライン化手続数

2002年9月末まで	2003年4月末まで
479	1730

出典：内閣官房「『e-Japan 重点計画-2002』の施策の推進状況調査」

c 「電子政府の総合窓口システム」における主な提供情報量、利用状況

- ・各府省ホームページ数のデータ量

3,500,678 ページ (2004年3月31日現在)

- ・各府省行政文書ファイル数

15,846,298 件 (2004年3月31日現在)

- ・利用状況(平成15年度)

区分	トップページへのアクセス	ホームページ検索	法令データ検索
件数	2,856,661	4,372,378	9,681,400

注1) 「行政文書ファイル数」は、情報公開の対象となる各府省の行政文書ファイル管理簿に掲載された件数

注2) 法令データ検索範囲は、現に施行されている憲法、法律、政令、府省令等

出典：総務省調査(「電子政府の総合窓口システム」<http://www.e-gov.go.jp/>)

d 電子入札の実施件数 公共事業 約3万3千件(2001年10月~2004年3月)

非公共事業 237件(2002年10月~2004年3月)

地方公共団体

a 申請・届出等手続のオンライン化実施方策等提示数

3,367 件 (2003年6月末現在)

出典：内閣官房「『e-Japan 重点計画-2002』の施策の推進状況調査」

b 庁内 LAN 利用状況 (2003年4月)

区分	導入団体数	LAN の機能					
		電子メール	電子掲示板	施設等管理	文書管理	電子会議	電子決裁
都道府県	47	47	47	41	22	23	14
市町村	2,919	2,670	2,331	2,056	839	676	169
合計	2,966	2,717	2,378	2,097	861	699	183

出典：総務省「地方公共団体における行政情報化の推進状況調査」

c 「電算関係経費、職員」の状況

・行政情報化に関する経費（単位：億円）

年度	10	11	12	13	14	15
都道府県	1,672	1,520	1,798	671	718	757
市区町村	4,724	4,963	5,261	3,461	3,063	3,684
計	6,396	6,483	7,059	4,132	4,321	4,441

出典：総務省調査

・行政情報化担当課職員数（単位：人）（2003.4.1現在）

区分	都道府県	市区町村	計
所属職員	1,179	32,901	34,080
派遣職員	600	2,448	3,048
合計	1,779	35,349	37,128

出典：総務省調査

重点政策5分野

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

インターネット利用者数

	1998 年末	1999 年末	2000 年末	2001 年末	2002 年末	2003 年末
利用者数(万人)	1,694	2,706	4,708	5,593	6,942	7,730

出典：総務省「通信利用動向調査」

インターネット普及率の国際比較

国及び地域名	普及率(%)	国及び地域名	普及率(%)
アイスランド	64.8[67.9]	香港	43.0[45.9]
スウェーデン	57.3[51.6]	英国	42.3[40.0]
韓国	55.2[51.1]	ドイツ	41.2[36.4]
米国	55.1[50.0]	オーストラリア	40.9[37.2]
カナダ	51.3[43.5]	オーストリア	40.9[31.9]
デンマーク	51.3[44.7]	台湾	38.1[33.7]
フィンランド	50.9[43.0]	イタリア	35.2[27.6]
オランダ	50.6[32.9]	スイス	35.1[40.4]
シンガポール	50.4[36.3]	フランス	31.4[26.4]
ノルウェー	50.3[59.6]	ロシア	4.1[2.9]
ニュージーランド	48.4[28.1]		
日本	44.9[45.5]		

注1)〔 〕内は前回(2001年)の数値

注2)「普及率」は、パソコンを使ってインターネットにアクセスする人数を人口で除したものの。

出典：ITU「World Telecommunication Indicators(2003年12月)」

ブロードバンドの普及状況

	FTTH	DSL	CATVインターネット	無線(FWA等)	公衆無線LAN	第三世代携帯電話インターネット
加入数	114.2万件 ¹ [68.8万件] (2004年3月末)	1119.7万件 [922.9万件] (2004年3月末)	257.8万件 [233.9万件] (2004年3月末)	3.1万件 [3.4万件] (2004年2月末)	169.8万件 (2003年12月末)	1669.2万件 ¹⁵ (2004年3月末)
加入可能数 ²	1,806万世帯 [1,770万回線]	3,800万回線 ³ [3,500万回線]	(参考) 2,300万世帯 ⁴			
料金例 (月額) ⁵	6,480円 ⁶ [9,080円] (NTT東日本) 4,800円 ⁷ [4,800円] (有線ブロードネットワーク) (2004年3月末)	4,650円 ⁸ [4,600円] ⁹ (NTT東日本) 2,638円 ¹⁰ [2,453円] ¹¹ (Yahoo!BB) (2004年3月末)	2,500円 ¹² [2,500円] (イグコミュニケーションズ) (2004年3月末)	2,450円 ¹³ [2,450円] (東京電力) (2004年2月末)	1,600円 ¹⁴ (NTTコミュニケーションズ) (2004年3月末)	3,980円 ¹⁶ (KDDI) (2004年3月末)

注)「加入数」及び「加入可能数」の[]内は前回調査時(2003年9月末)の数値。

なお、公衆無線LANについては、利用者数の推計値。

「料金例」の[]内は2003年3月末の数値。

1 光ファイバを用いた一般利用者向けインターネット接続サービスの加入数。

2 技術的要因等によりサービスの提供が不可能な場合がある。

3 DSL サービスが提供されている東・西NTTの収容局における住宅向け回線数(光化されているものを除く。)の合計。

4 CATV インターネットを行っている事業者のケーブルテレビ視聴可能エリアの世帯数。(2001年12月末現在)

5 サービスを利用するために必要な通信料金の合計(電話基本料金除く)。

6 「Bフレッツ・ニューファミリータイプ」の料金。ブロードバンド料金を含む(OCN「光アクセス・Bフレッツプラン」(1,980円))。屋内配線利用料(200円)及び回線終端装置利用料(900円)別。最大100Mbps。([]内は、旧ファミリータイプの料金(屋内配線利用料(200円)及び回線終端装置利用料(900円)を含む))

7 「Broad-Gate01 TypeEホーム」の料金。メディアコンバータ利用料別(900円/月)。最大100Mbps。

8 「フレッツ・ADSL・E7(12M)」(電話共用型)の料金。プロバイダー料金含む(OCN「ADSLアクセス・フレッツプラン」(1,950円))。下り最大12Mbps/上り最大1Mbps。

9 「フレッツ・ADSL・8Mプラン」(電話共用型)の料金。プロバイダー料金含む(OCN「ADSLアクセス・フレッツプラン」(1,950円))。下り最大8Mbps/上り最大1Mbps。

10 「Yahoo!BB・12M」(電話共用型)の料金。NTT東日本回線利用料(158円)含む。モデムレンタル料別(890円/月)。下り最大12Mbps/上り最大1Mbps。

11 「Yahoo!BB・8M」(電話共用型)の料金。NTT東日本回線利用料(168円)含む。モデムレンタル料別(690円/月)。下り最大8Mbps/上り最大900Kbps。

12 「かっとびプラス」の料金。モデムレンタル料別(700円/月)。下り最大8Mbps/上り

最大 256Kbps。

13 「無線アクセス」の料金。回線終端装置（アンテナ、無線機及びアンテナから無線機間のケーブル等）レンタル料別（900 円/月）。下り/上り最大 1.5Mbps。

14 使い放題の月額定額サービスの料金。

15 NTT ドコモ、KDDI、ボーダフォンの第三代携帯電話の契約数の合計。

16 「コモ One コミ」の料金。無料通話 2,000 円分を含む。基本料等及び無料通話分を超過した場合のパケット通信料別。

出典：総務省調査。加入可能数はすべて総務省推計。

ブロードバンドの市町村別普及状況

	ADSL			FTTH			CATV インターネット		
	全国 (過疎)	市 (過疎)	町村 (過疎)	全国 (過疎)	市 (過疎)	町村 (過疎)	全国 (過疎)	市 (過疎)	町村 (過疎)
2003 年 3 月 末 現在	59.2% (22.6%)	100% (100%)	48.1% (19.6%)	17.1% (0.7%)	63.0% (15.2%)	4.5% (0.1%)	18.9% (4.5%)	49.5% (9.3%)	10.1% (4.3%)
2004 年 3 月 末 現在	80.7% (55.4%)	100% (100%)	75.0% (52.2%)	24.9% (1.8%)	71.2% (17.2%)	11.2% (1.1%)	27.1% (8.5%)	59.5% (11.5%)	17.4% (8.4%)

注1) ブロードバンドサービスが少なくともその地域の一部エリアで提供されている市町村 (括弧内は過疎地域の市町村)の割合である。したがって、市町村全域においてサービスが提供されていない場合も提供市町村に含めている。

注2) 市には特別区を含む。

出典：総務省調査

ブロードバンド加入数の国際比較

国及び地域名	加入数 (万契約)	国及び地域名	加入数 (万契約)
米国	1,988	オランダ	117
韓国	1,013	香港	101
日本	909	ベルギー	87
カナダ	352	イタリア	85
ドイツ	324	スウェーデン	70
台湾	210	オーストリア	54
フランス	146	デンマーク	46
イギリス	137		

出典：ITU 「Birth of Broad band」

地域別インターネット利用世帯割合

地方	利用世帯割合	地方	利用世帯割合
北海道	36.1%	近畿	43.6%
東北	37.0%	中国	38.7%
関東	49.1%	四国	31.9%
北陸	35.3%	九州・沖縄	30.2%
東海	38.4%		

出典：総務省「平成15年家計消費状況調査」(IT関連項目)(2003年平均)

都市階級別インターネット・ブロードバンド利用率

a. インターネット利用率

	政令指定都市・特別区・県庁所在地	その他の市部	町村部
2002 年末	67.8%	60.8%	53.8%
2003 年末	75.6%	65.8%	58.0%

出典：総務省「通信利用動向調査」

b. ブロードバンド利用率

	政令指定都市・特別区・県庁所在地	その他の市部	町村部
2002 年末	23.0%	14.9%	7.6%
2003 年末	34.8%	22.8%	17.7%

出典：総務省「通信利用動向調査」

加入者系光ファイバ網の整備状況

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
集線点整備率	約16%	約19%	約27%	約36%	約43%	約59%	約72%	約80%

出典：総務省調査

加入者系光ファイバ網都市階級別別カバー率

年度末 時点	政令指定都市及び 県庁所在地級都市		人口10万人以上の 都市等		その他	全国平均
	主要エリア	全エリア	主要エリア	全エリア		
2000	94%	61%	72%	40%	22%	43%
2001	95%	77%	77%	54%	38%	59%
2002	97%	89%	85%	73%	49%	72%
2003	97%	94%	87%	86%	59%	80%

出典：総務省調査

通信料金の国際比較

	回線速度 (下り/上り)	基本料金 (円)	通信料金 (円)	インターネット アクセス料 金 (円)	合計 (円)
東京 (ADSL) ¹	12Mbps/ 1Mbps	1,750 [1,750]	2,430 [2,430]	1,250 [1,250]	5,430 [5,430]
ニューヨーク (ADSL) ²	768kbps/ 128kbps	1,660 [1,770]	3,855 [4,110]		5,515 [5,880]
ロンドン (ADSL) ³	512kbps/ 250kbps	1,688 [1,519]	4,176 [4,481]		5,864 [6,000]
パリ (ADSL) ⁴	512kbps/ 128kbps	1,504 [1,408]	2,892 [3,249]	1,312 [2,230]	5,708 [6,887]

注1) 2004年3月現在。為替レートは、2004年3月1日時点のレートにより換算(1米ドル=110.29円、1英ポンド=208.90円、1ユーロ=138.39円)。すべて月額料金。

注2) []内は、2003年9月現在。為替レートは、2003年9月1日時点のレートにより換算(1米ドル=117.60円、1英ポンド=188.04円、1ユーロ=129.55円)。すべて月額料金。

1 東京(ADSL) : 通信料金は、「フレッツADSL・モア(12M)」(電話共用型)のマイライン登録の場合の料金(通常料金は2,700円)。また、インターネットアクセス料金は、OCN「ADSLアクセス・フレッツプラン」のマイライン登録の場合の料金(通常料金は1,950円)。

2 ニューヨーク(ADSL): 通信料金(インターネットアクセス料金を含む)はヴェライゾンのDSLサービス(Verizon Online DSL)。

3 ロンドン(ADSL): 通信料金(インターネットアクセス料金を含む)はブリティッシュテレコム(BT Broadband)のDSLサービス。

4 パリ(ADSL): 通信料金はフランステレコム(La ligne ADSL)のDSLサービス、インターネットアクセス料金はFT Wanadoo。

出典: 諸外国の料金は、各事業者のホームページ等により作成。

IPv6の割り振り件数

	組織数
2001年2月現在	12
2001年9月現在	21
2002年5月現在	36
2002年10月現在	41
2003年3月現在	52
2003年10月現在	59
2004年3月現在	67

注) IPv6は1件の割り振りで9000×1兆×1兆個の機器分のアドレスを配分。

出典: 総務省調査

国際回線伝送容量（国際海底ケーブル網の伝送容量）

宛地	回線容量(Gbps)	備考
北米向け	5,672 [5,672]	米国・カナダ
アジア向け	874 [874]	韓国・香港・台湾・シンガポール・中国等
大洋州向け	501 [501]	グアム・ハワイ・豪州
中近東向け	50 [50]	UAE 等
アフリカ向け	50 [50]	エジプト等
欧州向け	51 [51]	ロシア・イタリア・英国等

注1) 海外で他のケーブルと接続して疎通するものは含まない。

注2) []内は、2003年4月現在。

出典：総務省調査（2004年4月現在）

第3世代携帯電話（IMT-2000）の加入数、料金

【基本使用料、通話料(平日、昼間、同一都県内、3分間)】

(NTTドコモ FOMAプラン67の例)

基本使用料	無料通話分	通話料			
		携帯	固定	携帯	携帯
6,700円	4,050円	78円		87円	80円
[6,700円]	[4,050円]	[78円]		[87円]	[80円]

注) []内は、2002年10月末現在。

2003年5月末現在

【契約数】

年月	契約数(速報ベース)
2002年4月末現在	439,600
2002年10月末現在	3,435,700
2003年5月末現在	8,556,500
2003年9月末現在	11,288,700
2004年3月末現在	16,692,000

アクセスネットワーク種類別利用者数（インターネットを利用するための通信手段別世帯割合）

年月	アクト*	ISDN	DSL	携帯・PHS	CATV	その他
2003年 平均	9.1%	6.8%	11.8%	1.4%	4.4%	1.0%

注）電話機で直接利用するインターネットを除く。

出典：総務省「平成15年家計消費状況調査」（IT関連項目）

地域公共ネットワーク整備計画

分 類	団体数
ネットワークを整備済み。	1,804 団体（55.4%）
整備計画を策定済み。今後、2005年度までにネットワークを整備予定。	910 団体（28.0%）
整備計画なし。	540 団体（16.6%）
合計	3,254 団体（100%）

出典：総務省調査（2003年7月7日現在）

ホットスポットでの無線 LAN サービスの利用状況

	2003 年末
インターネット利用者数	7,730 万人
そのうちホットスポット利用者	9.5%

出典：総務省「平成15年通信利用動向調査」

地上デジタルテレビ放送視聴可能世帯数

	2003 年 12 月
地上デジタルテレビ放送視聴可能世帯数	約 1,200 万世帯

出典：総務省調査（2003年12月）

ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送視聴可能世帯数

	2003 年 12 月
ケーブルテレビによる 地上デジタルテレビ放送視聴可能世帯数	約 700 万世帯

出典：総務省調査（2003年12月）

自主放送を行うケーブルテレビの整備状況

	政令区・市	町村	全国平均
市区町村着手率	68.4%	23.2%	36.3%

市区町村着手率：自主放送を行うケーブルテレビがある、または、自主放送を行うケーブルテレビを構築中の市区町村の割合

出典：総務省調査（2004年4月）

ケーブルテレビの普及状況

	平成14年12月	平成15年12月
加入世帯数	1,467万世帯	1,610万世帯
普及率	30.2%	32.7%

普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

出典：総務省調査（2003年12月）

21 自主放送を行うケーブルテレビ施設の高度化対応状況

	広帯域化 (770MHz) 済	未対応	総数
施設数	310	364	674
比率	46.0%	54.0%	100.0%

広帯域化：デジタル放送等のサービスを提供可能とするため、伝送容量の大きい線路設備を整備すること

出典：総務省調査（2003年4月）

2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興

ITコーディネーター認定者数

年度	ITコーディネーター	ITコーディネーター補	合計
2001年	1318人	186人	1,504人
2002年	2201人	1,017人	3,218人
2003年	3,656人	1,497人	5,153人

出典：ITコーディネータ協会公表

情報処理技術者試験受験者数、合格者数

年度	受験者数	合格者数
1998年	570,904人	71,688人
1999年	704,969人	92,781人
2000年	784,912人	93,492人
2001年	788,443人	107,048人
2002年	803,109人	102,744人

2003年	772,334人	92,512人
-------	----------	---------

出典：情報処理技術者試験センター公表

電気通信主任技術者試験受験者数、合格者数

年度	受験者数	合格者数
1997年	7,363人	1,205人
1998年	9,366人	1,986人
1999年	10,110人	1,547人
2000年	9,997人	1,619人
2001年	10,398人	1,517人
2002年	9,624人	1,637人
2003年	8,603人	1,600人

出典：総務省調査

技術士試験（情報工学部門：第二次試験）受験者数、合格者数

年度	受験者数	合格者数
1997年	359人	50人
1998年	430人	77人
1999年	456人	79人
2000年	518人	72人
2001年	630人	52人
2002年	704人	78人
2003年	134人	28人

出典：文部科学省調査

IT関連の修士・博士課程修了者数

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度
IT関連修士課程修了者数	12,650人	13,509人	14,808人	15,318人
IT関連博士課程修了者数	1,568人	1,637人	1,663人	1,790人

出典：文部科学省調査

在留資格「技術」に係る外国人登録者数及び外国人新規入国者数

	2000年	2001年	2002年
外国人登録者数（年末時点）	16,531人	19,439人	20,717人
外国人新規入国者数	3,396人	3,308人	2,759人

出典：法務省資料

インターネット利用者数

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
利用者数(万人)	1,694	2,706	4,708	5,593	6,942	7,730
企業普及率(%)	80.0	88.6	95.8	97.6	98.4	98.2
事業所普及率(%)	19.2	31.8	44.8	68.0	79.1	82.6
世帯普及率(%)	11.0	19.1	34.0	60.5	81.4	88.1

注1) 事業所は全国の従業者数5人以上の事業所(郵便業及び電気通信業を除く。)

注2) 企業は全国の従業者数300人以上の企業(農業、林業、漁業及び鉱業を除く。)

出典: 総務省「通信利用動向調査」

情報システムを活用し情報提供を行っている公共施設

	公民館(含む類似施設)	図書館
1999年10月	1,105ヶ所	687ヶ所
2003年10月	3,176ヶ所	1,589ヶ所

出典: 文部科学省「平成14年社会教育調査報告書」「平成11年度社会教育調査報告書」

公立学校におけるインターネット接続・教育用コンピュータ設置

	全学校数 (A)	インターネット 接続校数 (B)	インターネット 接続率 (B/A)	1台当たりの 児童・生徒数
小学校	23,904 [23,251]	22,944 [22,594]	99.4% [97.2%]	12.6人/台 [15.0人/台]
中学校	10,331 [10,357]	10,312 [10,271]	99.8% [99.2%]	8.4人/台 [9.3人/台]
高等学校	4,118 [4,139]	4,115 [4,103]	99.9% [99.1%]	7.4人/台 [8.4人/台]
中等教育 学校	2 [1]	2 [1]	100% [100%]	3.8人/台 [5.7人/台]
盲・聾・ 養護学校	929 [930]	927 [912]	99.8% [98.1%]	4.0人/台 [5.1人/台]
合計	38,474 [38,678]	38,300 [37,881]	99.5% [97.9%]	9.7人/台 [11.1人/台]

注1) 2003年3月時点([]内は2002年3月の数字)

出典: 文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

公立学校におけるインターネットに接続できる普通教室数

	普通教室数	(左記のうち) LANに接続している 普通教室数	割合
2002年3月	426,552	89,945	21.1%
2003年3月	461,417	134,738	29.2%

注) 公立学校におけるLANに接続している普通教室数

出典: 文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

教室のインターネット接続率の各国比較

日本	米国	韓国
29.2%	92%	100%

注)米国、韓国は2002年、日本は2003年3月

出典：文部科学省資料を基に内閣官房作成

公立学校においてホームページを有する学校数

	学校数	ホームページがある学校	割合
2001年3月	38,995	12,219	31.3%
2002年3月	38,678	17,308	44.7%
2003年3月	38,474	22,312	58.0%

出典：文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

公立学校におけるコンピュータを操作できる教員数

・コンピュータで指導できる教員数

	2001年3月	2002年3月	2003年3月
小中高特殊教育諸学校等教員数	883,164人	888,465人	906,007人
うち、コンピュータを操作できる教員数	703,905人 (79.7%)	753,972人 (84.9%)	793,876人 (87.6%)
うち、コンピュータで指導できる教員数	361,643人 (40.9%)	420,849人 (47.4%)	478,304人 (52.8%)

出典：文部科学省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」

教育情報ナショナルセンターに登録している情報数

	2003年3月	2003年11月	2004年3月
情報数	55,000件	71,000件	92,000件

出典：文部科学省調査

3. 電子商取引等の促進

企業間（BtoB）電子商取引の現状

a 国内市場規模、年間成長率及び電子商取引化率

	2002年	2003年
国内市場規模	46.3兆円	77.4兆円
年間成長率	約36%	約67%
電子商取引化率	6.99%	11.24%

出典：経済産業省・ECOM共同調査「平成15年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成16年6月）」

b セグメント別電子商取引市場規模および電子商取引化率（EC化率）

品目	2002年		2003年	
	市場規模 (億円)	EC化率 (%)	市場規模 (億円)	EC化率 (%)
自動車	172,540	39.46%	280,486	57.58%
電子・情報関連機器製品	197,730	32.12%	242,940	45.31%
情報処理・ソフトウェア関連サービス	9,300	9.90%	20,089	20.05%
鉄・非鉄・原材料	11,200	3.01%	53,665	13.49%
繊維・日用品	15,380	4.18%	20,659	6.22%
運輸・旅行サービス	5,600	2.20%	7,667	2.96%
産業関連機械・精密機械	30,080	5.58%	37,356	7.53%
食品	2,200	0.40%	14,032	2.38%
化学	9,500	1.65%	14,302	2.55%
紙・事務用品	1,970	1.12%	4,897	2.56%
建設	5,350	0.57%	35,491	4.06%
通信・放送サービス	0	0.00%	131	0.11%
金融・保険サービス	40	0.01%	39,339	11.96%
電力・ガス・水道関連サービス	0	0.00%	0	0.00%
その他サービス	2,180	0.20%	3,253	0.29%
合計	463,070	6.99%	774,309	11.24%

出典：経済産業省・ECOM共同調査「平成15年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成16年6月）」

消費者向け（BtoC）電子商取引の現状

a 国内市場規模、年間成長率及び電子商取引化率

	2002年	2003年
国内市場規模	26,850億円	44,259億円
年間成長率	約81%	約65%
電子商取引化率	1.02%	1.56%

出典：経済産業省・ECOM共同調査「平成15年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成16年6月）」

b セグメント別電子商取引市場規模および電子商取引化率（EC化率）

品目	2002年		2003年	
	市場規模 (億円)	EC化率 (%)	市場規模 (億円)	EC化率 (%)
PCおよび関連製品	1,970	15.17%	2,350	15.97%
自動車	5,770	4.70%	6,031	4.84%
書籍・音楽	620	1.97%	1,311	4.17%
エンタテインメント	1,920	1.63%	3,373	2.87%
旅行	2,650	1.87%	4,742	3.41%
不動産	6,100	1.45%	9,124	2.09%
金融	1,160	1.17%	2,154	0.75%
その他物品販売	1,390	0.67%	2,471	1.01%
趣味・雑貨・家具	1,090	0.78%	2,492	2.03%

衣類・アクセサリー	1,330	0.79%	1,645	1.29%
食料品	1,300	0.29%	2,188	0.52%
サービス	1,550	0.21%	6,378	0.84%
合計	26,850	1.02%	44,259	1.56%

出典：経済産業省・ECOM 共同調査「平成 15 年度電子商取引に関する市場規模・実態調査（平成 16 年 6 月）」

企業における電子商取引等導入状況

a 電子商取引導入企業割合

産業区分	平成 12 年度	平成 13 年度
鉱業	1.7%	5.4%
製造業	20.1%	24.5%
卸売業	23.4%	31.0%
小売業	20.5%	24.6%
飲食店	14.1%	16.7%
電気・ガス業	13.0%	18.8%
クレジットカード業・割賦金融業	38.3%	41.8%
サービス業（経済産業省所管）	20.3%	14.9%
全業種合計	20.8%	25.8%

注) 導入率は、「電子商取引を行っている」と答えた企業の割合

平成 13 年度に日本標準産業分類の改訂に併せて業種分類の組み替えを行ったため、平成 12 年度の数値との単純な比較は困難。

出典：経済産業省「企業活動基本調査」

b 企業内通信網の構築率

産業区分	平成 14 年	平成 15 年
建設業	91.6%	93.2%
製造業	94.1%	96.6%
運輸・通信	76.5%	87.1%
卸売・小売業、飲食店	94.2%	92.6%
金融・保険業	92.8%	100.0%
サービス業・その他	87.6%	85.0%
全業種合計	90.6%	91.6%

注) 企業内通信網とは、社内 LAN 及び社内イントラネットをいう。

出典：総務省「通信利用動向調査」(企業調査)

中小企業の電子商取引等導入状況

企業規模別の企業内通信網の構築率

企業規模区分	平成 14 年	平成 15 年
100 人～299 人	88.4%	90.2%
300 人～499 人	93.9%	93.4%
500 人～999 人	97.3%	95.2%
1000 人～1999 人	98.5%	98.3%
2000 人～2999 人	99.3%	97.3%
3000 人～4999 人	100.0%	98.2%

5000人～	100.0%	98.5%
全 体	90.6%	91.6%

出典：総務省「通信利用動向調査」(企業調査)

ITベンチャーの設立

a 大学等発情報通信関連ベンチャー起業数の推移

	1997年	1998年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
設立数(社)	4	5	7	13	35	32	24

2002年8月末まで

出典：筑波大学産学リエゾン研究共同センター「大学等発ベンチャーの課題と推進方策に関する調査研究」により総務省作成

b 新興証券市場におけるIT関連企業の新規上場数の推移

	2000年	2001年	2002年
新規上場数(社)	56	45	28

出典：総務省「平成15年版情報通信白書」

インターネットによる株式取引の割合

平成16年3月中
22.5%

出典：日本証券業協会「インターネット取引に関する調査結果(平成16年3月末)について」(平成16年5月7日)

- (注) 1.平成16年3月中の株式取引額に占めるインターネット取引額の割合
2.株式取引額には、ETF及び不動産投資信託等の売買代金が含まれる。

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

行政の情報化(国)

行政の情報化(地方)

<「 .〔1-2〕先導的7分野 7.行政サービス」に同じ>

科学技術・学術分野の情報化

a 学術情報ネットワーク(SINET)及び仮想研究環境ITBL(IT-Based Laboratory)整備状況の推移

	2001年 9月末	2002年 3月末	2002年 10月末	2003年 3月末	2003年 10月末	2004年 3月末
主要回線速度(Mbps)	405	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
SINET 接続機関数	763	782	737	766	766	745
スーパーSINET(10Gbps) 接続機関数	-	11	23	23	28	28
ITBL 接続機関数	-	-	3	3	5	6

出典：文部科学省調査

b データベースの整備状況の推移

	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度
学術情報データベース数	955	1,170	1,419	1,621	1,753

出典：国立情報学研究所「学術情報データベース実態調査報告書」

医療オーダリングシステムの病院での導入率(2002年10月1日)

14.4%

出典：厚生労働省「医療施設（静態）調査」

光ビーコンの整備数

2000年3月末	2001年3月末	2002年3月末	2003年3月末	2004年3月末
23,985基	29,607基	32,747基	37,946基	41,930基

出典：警察庁調査

ETC 運用料金所の数

2001年3月末	2002年3月末	2003年3月末	2004年3月末
63	681	850	1,217

出典：国土交通省調査

地理情報システム(GIS)推進状況(2003.4.1現在)

区分	都道府県	市区町村	計
地理情報システム導入団体数	46 [40]	1,103 [883]	1,149 [923]

注1) []内は、2002.4.1現在。

出典：総務省調査

政府における空間データ基盤を含む地図等のインターネット提供数

区分	2004年3月末
政府における空間データ基盤を含む地図等のインターネット提供数	21件/47件中

出典：地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議調査

政府におけるウェブマッピングシステムを活用した行政サービスサイトの提供数

区分	2004年3月末
政府におけるウェブマッピングシステムを活用した行政サービスサイトの提供数	16件

出典：地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議調査

5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

地方公共団体における情報セキュリティ対策状況

区 分	都道府県	市区町村	計
情報セキュリティポリシー策定団体数	38	947	985
コンピュータウイルス対策実施団体数	47	2,996	3,043
システム監査実施団体数	11	284	295

注) 2003.4.1 現在

出典：総務省調査

企業における情報セキュリティ対策状況

a 情報セキュリティポリシーの策定等

区 分	2001 年	2003 年
情報セキュリティポリシーの策定率	24.0%	46.1%
ファイアウォール設置率	69.1%	83.3%
バックアップ実施率	43.8%	-

注) サーバのバックアップ用ファイルの保管率

出典：(財)日本情報処理開発協会「情報セキュリティに関する調査」

b コンピュータウイルス対策 / 普及啓発

区 分	2002 年	2003 年
ウイルスチェックプログラムの導入率(端末)	83.8%	72.7%
ウイルスチェックプログラムの導入率(サーバ)	55.9%	56.5%
社員教育の実施率	20.9%	15.7%

出典：総務省「通信利用動向調査」

個人における情報セキュリティ対策状況

区 分	2003 年
コンピュータウイルス・不正アクセス対策実施率	73.5%

注) 調査対象のうち何らかの情報セキュリティ対策を行っている人の割合

出典：総務省「平成 15 年通信利用動向調査」

情報通信ネットワーク利用に係る被害状況

区 分	2003 年
企業(情報通信ネットワーク利用企業)	72.7%
個人(パソコンからのインターネット利用者)	33.6%

注) 調査対象のうちコンピュータウイルス、不正アクセス等の被害を受けた割合

出典：総務省「平成 15 年通信利用動向調査」

情報セキュリティ関連資格取得者数

区 分	2001 年	2002 年	2003 年
情報セキュリティアドミニストレータ 試験合格者数 ¹	2,111 人	2,788 人	3,149 人
ネットワーク情報セキュリティマネー ジャ資格取得者数 ²	294 人	154 人	336 人

出典： 1 (財)日本情報処理開発協会公表

2 NISM推進協議会((社)電気通信事業者協会など7団体で構成)公表

6. 横断的な課題

a 計算機科学分野の論文数のシェア

論文発表時期	1996 ~ 1992	1997 ~ 1993	1998 ~ 1994	1999 ~ 1995	2000 ~ 1996	2001 ~ 1997	2002 ~ 1998
米国の占める割合(%)	45.1	44.1	42.9	41.7	40.9	40.4	39.7
日本の占める割合(%)	9.9	9.8	10.0	10.0	9.6	9.2	9.1
(参考)世界全体の論文数	34,172	36,111	37,952	39,563	40,510	42,004	43,358

b 計算機科学分野の論文の被引用数のシェア

論文発表時期	1996 ~ 1992	1997 ~ 1993	1998 ~ 1994	1999 ~ 1995	2000 ~ 1996	2001 ~ 1997	2002 ~ 1998
米国の占める割合(%)	60.8	59.8	58.8	58.1	56.6	56.6	57.3
日本の占める割合(%)	3.6	4.0	4.0	3.9	3.8	3.8	3.8
(参考)世界全体の被引用数	32,385	35,059	39,903	45,710	47,269	51,586	57,988

(1992-2002 年)

出典：米国 Institute for Scientific Information 社「National Science Indicators, 1981-2002, Standard Version」を基に文部科学省作成

技術貿易

a 国別比較

区分		技術輸出		技術輸入		受取額 /支払額 (倍)
		件数	受取額 (億円)	件数	支払額 (億円)	
1998 年度						
総数		9,517	9,161	6,687	4,301	2.13
地域別	北米	1,921	4,804	4,274	3,061	1.57
	欧州	1,464	1,550	2,262	1,185	1.31
1999 年度						
総数		10,958	9,608	6,386	4,103	2.34
地域別	北米	1,979	5,500	4,021	2,916	1.89
	欧州	1,949	1,374	2,163	1,136	1.21
2000 年度						
総数		15,067	10,579	6,445	4,433	2.39
地域別	北米	2,040	5,845	4,114	3,314	1.76
	欧州	1,980	1,481	2,104	1,051	1.41
2001 年度						
総数		-	12,468	-	5,484	2.27
地域別	北米	-	7,215	-	3,743	1.93
	欧州	-	1,556	-	1,692	0.92
2002 年度						
総数		-	13,868	-	5,417	2.56
地域別	北米	-	7,982	-	3,679	2.17
	欧州	-	1,934	-	1,673	1.16

出典：総務省「科学技術研究調査報告」

b 年次推移

(電子応用・電気計測器工業 / 情報通信機械器具工業 / 電子部品・デバイス工業)

区分	技術輸出		技術輸入		受取額 /支払額 (倍)
	件数	受取額 (億円)	件数	支払額 (億円)	
1998 年度	1,182	1,586	1,697	1,630	0.97
1999 年度	1,174	1,266	1,470	1,645	0.77
2000 年度	1,218	1,495	1,330	1,809	0.83
2001 年度	-	1,560	-	1,810	0.86
2002 年度	-	2,066	-	2,080	0.99

注) 2001 年度までは「通信・電子・電気計測器工業」で算出している。

出典：総務省「科学技術研究調査報告」

特許数

a 出願・登録件数年次推移（電気通信技術）

年度	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
出願	21,318	23,458	23,984	24,990	26,566	26,622	29,691	29,813	-
登録	3,840	5,919	14,004	8,750	8,849	10,507	9,953	9,155	8907

注)本表は、分類が付与された出願における、発明を最も適切に表現する分類についての統計。

出典：特許庁「特許行政年次報告書」

b 情報通信分野における三極の登録件数推移（2002年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日本	1,294	1,342	1,213	1,571	864	1,167	1,858	1,198	1,508	1,280	1,550	1,228
米国	2,110	1,948	2,554	3,992	3,352	2,886	3,298	3,214	2,799	3,584	2,603	2,676
欧州	641	498	555	564	583	506	724	501	664	656	622	461

出典：特許庁「重点8分野の特許庁出願状況調査」

参考資料

「e-Japan 重点計画 2004」における
各分野別施策の集計表

e-Japan重点計画 - 2004」における各分野別施策の集計表

.2005年の目標達成へ施策の重点化 体制整備と2006年以降に向けての布石

〔1〕2005年の目標達成への施策の重点化

	施策数
〔1 - 1〕加速化 5分野	
1.アジア等IT分野の国際戦略	7
2.セキュリティ(安全・安心)政策の強化	10
3.コンテンツ政策の推進	9
4.IT規制改革の推進	5
5.電子政府・電子自治体の推進	11
小 計	42
〔1 - 2〕先導的7分野	
1.医療	16
2.食	7
3.生活	7
4.中小企業金融	5
5.知	37
6.就労・労働	13
7.行政サービス	5
小 計	90
〔1 - 3〕インフラ	9
〔2〕2006年以降に向けての布石	12
中 計	153

.重点政策 5分野

分 野	施策数
1.世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成	26
2.人材の育成並びに教育及び学習の振興	40
3.電子商取引等の促進	25
4.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進	42
5.高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保	43
中 計	176

.横断的な課題

	施策数
1.研究開発の推進	15
2.ITを軸とした新たな国際関係の展開	15
3.デジタル・デバイドの是正	4
4.社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応	7
中 計	41
合 計	370

E-Japan重点計画-2004」における各分野別施策一覧表

〔1-1〕 加速化5分野

1. アジア等 II分野の国際戦略

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)	国際政策の基本的な考え方の策定	内閣官房 関係府省	2004年夏頃まで
(2) イ)	アジア各国への2国間・多国間協力の推進	内閣官房 総務省 外務省 文部科学省 経済産業省 関係府省	2010年まで
(2) イ)a)	アジア IIイニシアティブの推進	内閣官房 関係府省	2008年まで
(2) イ)b)	アジア・プロードバンド計画の着実な推進	総務省 関係府省	2010年まで
(2) ウ)	アジア地域での Eパスポートの導入支援	内閣官房 外務省 法務省 関係府省	2004年度以降引き続き
(2) エ)	アジア地域における海賊版被害の撲滅	文部科学省 経済産業省 外務省	2004年度も引き続き
(2) オ)	電子署名及び認証業務に関する国際的な連携の推進	総務省 法務省 経済産業省	2004年度まで

2. セキュリティ(安全・安心)政策の強化

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)	各府省庁の情報セキュリティ確保	内閣官房 関係府省庁	2004年6月中
(2) イ)	地方公共団体の情報セキュリティ確保	総務省	2004年度中
(2) ウ)	重要インフラの情報セキュリティ確保	内閣官房 関係府省	2004年度中
(2) エ)	民間の情報セキュリティ強化	総務省 経済産業省	2004年中
(2) オ))	政府機関職員の能力向上のための実務的な研修等の実施	内閣官房	2004年度中
(2) オ))	各省庁と連携した国民向けの啓発・広報活動等の実施	内閣官房 関係省庁	2004年から
(2) ア)	パスポートの E化の推進	内閣官房 外務省 法務省 関係府省	2005年度中
(2) イ)	国家公務員身分証明書の Eカード化	内閣官房 全府省	2004年中
(2) ウ)	防災情報共有システムの整備と国民への提供拡大	内閣府 関係省庁	2005年度まで
(2) エ)	携帯電話や P電話等の様々な情報通信手段による緊急通報への対応	総務省 警察庁 国土交通省	2005年度まで

3. コンテンツ政策の推進

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)a	コンテンツプロデューサの育成	経済産業省	2005年度まで
(2) ア)b	コンテンツクリエイタの育成	経済産業省	2005年度まで
(2) イ)a	日本版バイドル制度の拡充	内閣官房 経済産業省 関係府省	2004年度中
(2) イ)b	新たな資金調達事例の創出 普及促進	経済産業省 総務省 文部科学省	2004年度中
(2) イ)c	改正下請代金支払遅延等防止法の周知及び円滑な運用	公正取引委員会 経済産業省	2004年度以降
(2) イ)d	コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定 周知	総務省 経済産業省	2006年度まで 2004年度以降
(2) ア)	既存コンテンツ資産のブロードバンド上での再利用の促進	内閣官房	2004年度中
(2) イ)	コンテンツの流通手段としてのインターネットの位置付け検討	内閣官房	2004年度中
(2) ア)	政府コンテンツのデジタルアーカイブ構築と一般利用の拡大	内閣官房 全府省	2004年度中

4. IT規制改革の推進

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)a	e-文書イニシアティブの実現	内閣官房 関係府省	2004年度早期
(2) ア)b	電子文書の長期保存のための基礎技術の研究開発	経済産業省 総務省	2005年度まで
(2) イ)a	総会議決権行使の電子化	内閣府 法務省	2005年度末
(2) ウ)a	電子的手段による資格保有等証明の推進	内閣官房 総務省 法務省 経済産業省 関係府省	2004年中
(2) ウ)b	タイムスタンプに対する一層の信頼性の付与及び利用促進	総務省 経済産業省	2004年度中

5. 電子政府・電子自治体の推進

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)	輸出入 港湾手続のワンストップ化	内閣官房 財務省 法務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 外務省	2005年度末までの できる限り早期
(2) イ)	自動車保有関係手続のワンストップ化	国土交通省 関係府省	2005年中
(2) ウ)	電子政府の総合窓口 (e-Gov) を活用した手続のワンストップ化	総務省 全府省	2005年度末まで
(2) エ)	対面による意見聴取等の電子化	全府省	本年7月末までに検討を行い、その結果を踏まえ順次
(2) ア)	業務・システムの最適化	全府省	2005年度末まで
(2) ア)	ベンチャー企業からの政府調達拡大	内閣官房 総務省 経済産業省 全府省	2004年度以降も引き 続き
(2) ア)	国家公務員のテレワークに関する制度等の環境整備	内閣官房 人事院 総務省 全府省	2004年度より
(2) ア)	地方公共団体の業務・システムの標準化・共同化	総務省	2004年度より
(2) イ)	Webサービス技術の活用による地域におけるシステム改革	総務省	2004年度より
(2) ウ)	公共的なアプリケーションの共同構築・運用	総務省 関係府省	2005年度以降
(2) エ)	電子自治体を支える人材育成	総務省	2005年度中

〔1-2〕先導的7分野

1.医療

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)	保健医療分野における認証基盤の開発・整備	厚生労働省 経済産業省	2005年まで
(2) イ)	電子カルテの医療機関外での保存の容認	厚生労働省	2004年度中
(2) ウ)	電子カルテの連携活用に対応したセキュリティ等に関するガイドラインの作成	厚生労働省	2005年度まで
(2) エ)	電子カルテの連携活用を行う医療機関への支援	厚生労働省	2005年度中
(2) ア)	医療機関の機能評価等	厚生労働省	2004年度末
(2) イ)	医療情報のデータベース化、インターネットによる情報提供	厚生労働省	2004年度以降引き続き
(2) ウ)	医療機関の情報公開の促進	厚生労働省	2005年度中
(2) ア)	電子カルテの用語・コードの標準化及び相互運用性の確保	厚生労働省 経済産業省	2006年度まで
(2) イ)	診療情報の電子化など医療分野でのIT利用促進	厚生労働省	2004年9月まで
(2) ウ)	医療情報化に係る人材育成	経済産業省	2006年度まで
(2) ア)	医療機関への普及促進	厚生労働省	2004年度中
(2) イa)	審査支払業務のシステム最適化計画の策定	厚生労働省	2005年度中
(2) イb)	保険者へのレセプトの電子的提出	厚生労働省	2004年度中
(2) イc)	保険者の電子レセプトへの対応方策	厚生労働省	2004年度中
(2) ウ)	オンライン請求開始に向けた体制整備	厚生労働省	2004年度早期
(2) ア)	遠隔医療のシステム整備支援	厚生労働省 経済産業省	2005年度まで

2.食

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)	牛肉の履歴情報に係るトレーサビリティシステムの普及	農林水産省	2004年
(2) ア)	牛肉以外の食品のトレーサビリティシステムの普及	農林水産省	2005年度まで
(2) イ)	輸入食品への対応	農林水産省	2005年度まで
(2) ア)	生鮮食品流通におけるEDIシステムの普及	農林水産省	2005年度まで
(2) イ)	生鮮食品流通における無線ICタグを活用した物流管理システムの開発	農林水産省 関係府省	2006年度まで
(2) ア)	農林漁業経営に役立つデジタルコンテンツやIT活用システムの整備	農林水産省	2004年度まで
(2) イ)	農業者等のIT活用能力の向上	農林水産省	2004年度まで

3.生活

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) アa)	緊急事案への対応を迅速化するためのシステムの推進	警察庁	2005年度まで
(2) アb)	健康サービス産業の活性化	経済産業省	2004年度以降
(2) アc)	住宅等への情報通信システムの導入の推進	国土交通省	2004年度中
(2) アd)	ケーブルテレビの利用高度化	総務省	2004年度以降
(2) アa)	情報家電に係る主要技術の共有化・標準化	総務省 経済産業省	2005年度まで
(2) アb)	情報家電の普及のための実証実験	経済産業省	2005年まで
(2) イ)	電気、ガス、水道等のメーターのコストダウン化に係る規制緩和	経済産業省	2005年度まで

4. 中小企業金融

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)	電子的手段による債権譲渡の推進	法務省 経済産業省 関係府省	2005年まで
(2) イ)	電子債権市場活性化のためのモデル事業	経済産業省	2004年度
(2) ア)	信用保証の利用に係る事務手続のオンライン化	経済産業省	2005年まで
(2) ア)	エスクローサービス提供事業者の拡大	金融庁 法務省 経済産業省 関係府省	2004年度
(2) イ)	搬送状況トレースの活用	経済産業省	2004年度

5. 知

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)	大学等のe-Learningの推進	文部科学省	2005年度まで
(2) イ)	インターネット大学・大学院の設置基準の改正	文部科学省	2004年度中
(2) ウ)	大学の公開講座の全国配信	文部科学省	2004年度まで
(2) エ)	技術者の継続的能力開発・再教育	文部科学省	2006年度まで
(2) オ)	教育情報衛星通信ネットワークの全国展開	文部科学省	2005年度まで
(2) ア)	コンテンツ制作者等の養成	文部科学省	2004年度以降引き続き
(2) イ)a	映画・アニメ等のコンテンツ制作等への支援	文部科学省	2004年度以降引き続き
(2) イ)b	地域の特色ある文化等に関するデジタルコンテンツの制作・流通等の促進	総務省	2004年度中
(2) イ)c	地域における新たなコンテンツ創出の促進等	経済産業省	2004年度以降
(2) ア)a	自由利用マークの普及・意思表示システムの整備	文部科学省	2004年度以降引き続き
(2) ア)b	著作権等のクリアランスの仕組みの開発・実証	総務省	2004年度中
(2) ア)b	過去に放送された放送番組の二次利用にかかる契約の促進	文部科学省	2004年度中
(2) ア)b	文書による著作権契約を促進するための「標準著作権契約書作成システム」の構築	文部科学省	2004年度中
(2) ア)c	多彩なコンテンツ流通基盤の整備	総務省	2007年度まで
(2) ア)d	コンテンツの生体への影響に関する調査・研究	経済産業省 総務省	2005年度まで
(2) ア)d	ブロードバンド・コンテンツ流通技術の開発・実証	総務省	2004年度中
(2) ア)d	デジタルコンテンツの複製防止技術等の確立のための環境整備	経済産業省	2004年度中
(2) イ)a	ブロードバンドコンテンツ流通に係る新たな事業モデルの構築支援	経済産業省	2005年度まで
(2) イ)a	コンテンツフリーマートの形成促進	総務省	2005年度まで
(2) イ)a	デジタル技術を活用したコンテンツの権利者と劇場等上映施設との間の仲介システムの実用化及びデジタルシネマの推進	経済産業省 文部科学省	2005年度まで
(2) イ)a	「日本映画情報システム」の開発・整備	文部科学省	2004年度中
(2) イ)b	学校における著作権教育の支援	文部科学省	2004年度中
(2) イ)b	国民一般のための著作権に関する知識・意識の普及	文部科学省	2004年度中
(2) イ)c	コンテンツ産業の海外展開	経済産業省	2006年度まで
(2) イ)c	放送番組の海外展開	総務省	2004年度以降
(2) イ)c	アジア地域におけるデジタルコンテンツ国際間電子取引基盤の実用化	総務省	2004年度
(2) イ)c	アジア地域における著作権に関する知識・意識の普及	文部科学省	2004年度以降引き続き

(2) イ)c)	海賊版対策に向けた国際機関の積極活用	文部科学省 外務省	2004年度
(2) イ)c)	日中等著作権関係協議	文部科学省	2004年度
(2) イ)c)	アジア地域著作権制度普及促進事業	文部科学省	2004年度
(2) イ)c)	W I P Oにおける著作権についての国際的なルールの構築	文部科学省 総務省 外務省	2004年度以降引き 続き
(2) イ)c)	海外での著作権執行推進の支援	文部科学省	2004年度
(2) イ)c)	日本映画 映像の海外発信支援	文部科学省	2004年度以降引き 続き
(2) ア)a	デジタルアーカイブ化の推進	内閣府 総務省 文部科学省 経済産業省 関係府省	2005年度まで
(2) ア)b	文化遺産オンライン構想の推進	文部科学省 総務省	2006年度まで
(2) イ)a	映像表示 伝送技術の確立のための技術開発	総務省	2005年度まで
(2) イ)b	安全 円滑な流通のための技術開発	総務省	2004年度も引き続き

6.就労 労働

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)	官民連携した雇用情報システム(しごと情報ネット)の	厚生労働省	2004年度中
(2) イ)	長期雇用を優遇する制度の見直し	厚生労働省	2005年度
(2) ウ)	官民間での人材交流の円滑な推進に向けた諸方策の検討	内閣官房 人事院 総務省 全府省	2005年度末まで
(2) エ)	女性のチャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備	内閣府 関係府省	2004年度から
(2) ア)	企業によるテレワーク導入支援	総務省 厚生労働省 国土交通省 経済産業省	2005年度早期
(2) ア)	企業 事業拡大等に関する情報等を効率的に入手できる仕組みの構築	総務省	2004年度中可能な 限り早期
(2) イ)	起業 事業拡大時に必要な手続が簡易にできる仕組みの構築	内閣官房 財務省 法務省 厚生労働省 経済産業省 関係府省	2005年度より
(2) ウ)a)	ITベンチャー企業への資金助成	総務省	2004年度中
(2) ウ)b)	中小ITベンチャー企業の事業化支援	経済産業省	2007年度まで
(2) ウ)c)	戦略的なIT利用のための投資促進	経済産業省 関係府省	2005年度まで
(2) ウ)d)	市民活動活性化モデル事業(市民ベンチャー事業)	経済産業省	2004年度

7.行政サービス

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア)	行政ポータルサイトの整備	総務省 全府省	2005年度末まで
(2) イ)	政府統計の利用環境の整備	総務省 関係府省	2005年度末までの できる限り早期(整備 に向けた最適化 計画の策定)
(2) ウ)	地上デジタル放送及びケーブルテレビの利活用に関する研究	総務省	2006年まで
(2) ア)	政府調達の電子化	総務省 国土交通省 全府省	2004年度まで
(2) イ)	情報システムに係る政府調達の改善	総務省 経済産業省 財務省 全府省	2004年度以降も引き 続き

. [1-3] インフラ

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) ア	ネットワークインフラ整備の在り方に関する検討	総務省	2004年度中
(2) イ	民間事業者による高速・超高速ネットワークインフラ整備支援	総務省	2004年度
(2) ウ	地域公共ネットワークの整備推進及び全国的な接続	総務省	2005年度まで
(2) エ	公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間の整備、開放	国土交通省 農林水産省 警察庁 総務省 経済産業省	2005年度まで
(2) オa	IPv6移行の推進	総務省	2004年度
(2) オb	情報家電のIPv6化に関する総合的な研究開発	総務省	2005年度まで
(2) カa	高速・超高速インターネットの地理的格差の是正	総務省 農林水産省	2004年度
(2) カb	移動通信用鉄塔施設の整備	総務省	2005年度まで
(2) キ	放送のデジタル化の推進	総務省	2011年まで

. [2] 2006年以降に向けての布石

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
7.1)	超高速無線LANの研究開発	総務省	2010年
7.1)	フォトニックネットワーク技術の研究開発	総務省	2010年
7.1)	大規模ネットワークにおける高速化・高機能化技術の研究開発	総務省	2008年
7.1)	次世代半導体デバイス技術の開発	経済産業省 文部科学省	2007年
7.1)	ネットワークロボットの実現に向けた情報通信技術の研究開発	総務省	2008年
7.2)	超高速コンピュータ網の形成に資する基盤ソフトウェアの開発	文部科学省	2007年
7.2)	次世代の情報家電等で必要とされる組込みソフトウェア開発手法等の開発	経済産業省	2005年
7.2)	産学連携によるソフトウェア開発力の抜本的強化	経済産業省	2006年
7.3)	ユビキタスネットワークの実用化に向けた研究開発	総務省	2007年
8.(1)	ユビキタス化に対応した世界最先端の無線ネットワーク等の整備	総務省	2010年頃まで
8.(2)	IPv6の導入等による情報家電のユビキタス利用の推進	総務省	2007年度まで
8.(3)	地上デジタル放送による新たなサービスの利活用の推進	総務省 文部科学省 厚生労働省	2008年度まで

重点政策 5分野

1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(1) アa	高速道路の高架橋脚空間の活用	国土交通省	2005年度まで
(1) アb	冬季・年度末の路上工事規制の緩和	国土交通省	2005年度まで
(1) アc	道路占用許可申請手続のワンストップ化	国土交通省	2004年度
(1) アc	道路使用許可申請の電子化	警察庁	2004年度
(1) アc	河川占用許可申請の電子化	国土交通省	2004年度
(1) アd	橋梁の新設・架替情報の公開	国土交通省	2004年度
(1) オ	家庭内の電力線の高速通信への活用	総務省	2004年度以降引き続き
(1)	超高速インターネット衛星の研究開発	総務省 文部科学省	2010年を目途
(1) ア	公正取引委員会の機能強化	公正取引委員会	2004年度
(1) ア	電気通信事業紛争処理委員会の機能強化	総務省	2004年度中
(1) ア	NTTの在り方	総務省	必要に応じ
(2)	電波の利用状況の調査・評価・公表等	総務省	2005年度以降も引き続き
(2)	迅速な電波再配分の実施	総務省	2005年まで
(2)	登録制度の導入	総務省	2005年まで
(2)	電波利用料制度の見直し	総務省	2004年度中
(2)	電子タグの高度利活用に向けた周波数の使用方法の検討	総務省	2004年度中
(2)	UWB (超広帯域無線)の技術開発	総務省	2004年度末を目途
(2)	第4世代移動通信システム実現のための研究開発	総務省	2010年まで
(2)	インターネットHS	総務省 経済産業省	2005年度まで
(2)	高速・大容量航空移動衛星通信の実現	総務省	2004年度中
(2)	移動衛星通信システムの高度化	総務省	2004年度以降
(2)	準天頂衛星システムの研究開発の推進	総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省	2008年度までを目途
(2)	時空標準に関する研究開発の推進	総務省	2005年度まで
(3)	放送のデジタル化に対応した研究開発	総務省	2005年度まで
(3)	通信・放送融合への対応	総務省	2004年度も引き続き
(3)	文字情報・コードの整備等	経済産業省 関係府省	2005年度まで

2. 人材の育成並びに教育及び学習の振興

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(1) アa	ITスキル標準を基盤とした教育訓練プログラムの開発・実証	経済産業省	2004年度中
(1) アb	組込みソフトウェアのスキル標準の策定・普及	経済産業省	2004年度中
(1) アc	ソフトウェアの開発者等の技能向上支援	経済産業省	2005年度まで
(1) アd	経営者をサポートするITコーディネータの育成	経済産業省	2005年度まで
(1) アe	情報通信技術者の育成支援	総務省	2005年度まで
(1) アf	情報通信分野の研修高度化支援	総務省	2004年度以降
(1) イa	新興分野における戦略的人材養成	文部科学省	2005年度まで
(1) イb	IT関連専攻修士・博士課程の入学定員の増加	文部科学省	2004年度中
(1) イc	専修学校におけるIT関連プログラムの開発・実施	文部科学省	2005年度まで

(1) ア	外国人IT技術者の育成	経済産業省	2005年度まで
(1) イ	アジア地域のIT人材との連携の強化	総務省 外務省	2004年度中
(1) ウ	アジアにおけるe-Learningの促進	経済産業省	2005年度まで
(1) エ	外国人受入れ関連制度の見直し	法務省	2004年度も引き続き
(1) オ	外国人の日本語学習への支援	文部科学省	2005年度まで
(2) ア	公立小中高等学校等のIT環境の整備	文部科学省 総務省	2005年度まで
(2) イ	私立学校のIT環境の整備	文部科学省	2005年度まで
(2) ウ	在外教育施設の教育コンピュータ整備	文部科学省	2006年度まで
(2) ア	公立学校教員のIT指導力の向上	文部科学省	2005年度まで
(2) イ	教員採用試験における取組	文部科学省	2005年度まで
(2) ウ	e-Learningを活用した教員のIT指導力の向上	文部科学省	2005年度まで
(2) エ	学校教育におけるIT専門家の活用	文部科学省	2004年度中
(2) オ	IT教育信託基金に基づく教員等の研修の実施	文部科学省	2005年度まで
(2) ア	教育用コンテンツの活用・普及	文部科学省	2004年度中
(2) イ	デジタル教材の開発	文部科学省 経済産業省	2005年度まで
(2) ウ	大容量教育用コンテンツの閲覧技術等についての研究開発・実用化	総務省 文部科学省	2005年度まで
(2) ア	教育情報ナショナルセンター機能の整備	文部科学省 総務省 経済産業省	2005年度まで
(2) イ	授業等におけるネットワーク型教育用コンテンツ活用の推進	文部科学省	2004年度中
(2) ウ	先進的な実践事例の積極的な紹介・普及	経済産業省	2004年度中
(2) エ	教育情報システム等の開発・実用化	経済産業省 文部科学省	2004年度中
(2) オ	教育における地上デジタル放送の活用の推進	文部科学省 総務省	2007年度まで
(2) ア	盲・ろう・養護学校等のIT機器の整備	文部科学省	2004年度も引き続き
(2) イ	障害のある児童生徒に対する教育の総合的な情報提供体制の整備	文部科学省	2004年度中
(2) ア	高等学校段階における情報教育の推進	文部科学省	2004年度中
(2) ウ	モラルへの配慮・道徳教育・体験活動等の充実	文部科学省	2004年度中
(2) エ	英語教育の一層の充実	文部科学省	2007年度まで
(3) ア	地域における情報バリアフリーの推進	総務省	2005年度まで
(3) ア	地域住民のIT利用のサポート	総務省	2004年度まで
(3) イ	社会教育活性化のためのIT活用支援	文部科学省	2004年度中
(3) ウ	教育情報衛星通信ネットワークを利用した生涯学習プランニング支援	文部科学省	2004年度も引き続き
(5)	人材育成施策に関する方針の明確化	内閣官房 文部科学省 経済産業省 総務省 関係府省	2004年度中

3.電子商取引等の促進

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(1) ア)	電子署名及び認証業務に関する認定制度等の円滑な実施	総務省 法務省 経済産業省	2004年度まで
(1) ウ)	アジア域内で運用可能な公開鍵基盤(PKI)の整備	経済産業省	2005年度まで
(1) キ)	信用金庫における書面又は電子的方法による議決権の行使	金融庁	2004年度中
(1) ク)	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	金融庁	2006年末まで
(1) ケ)	派遣元事業主から派遣労働者に対する書面交付の電子化	厚生労働省	2004年度中
(1) コ)	電子的方法による決算公告の許容	金融庁	2004年度中
(1) サ)	通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大	国税庁	2005年度末まで
(1) シ)	情報通信機器の活用も含めた医薬品販売の在り方の見直し	厚生労働省	2005年度末まで
(1) ス)	目論見書等の電子的方法による提供要件の明確化	金融庁	2004年度中
(1) ア)	業務・システムの最適化手法の開発	経済産業省	2005年度まで
(1) イ)	業務・システム最適化計画におけるリファレンスモデルの作成	経済産業省	2005年度まで
(1) エ)	電子タグの商品コードの国際標準化	経済産業省	2004年度内
(1) オ)	電子タグ等を活用した高度な流通システムの構築	経済産業省 国土交通省	2005年度
(1) カ)	輸出入及び国内物流EDI基盤の国際標準化	経済産業省 国土交通省	2005年度まで 2005年末まで
(1) ア)	電子商取引準則の普及及び見直し	経済産業省	2004年度以降
(1) イ)	アジア地域におけるebXMLの普及	経済産業省	2005年度まで
(1) ウ)	国際的電子商取引に係る諸外国の判例実務の調査	経済産業省	2004年以降
(2) ウ)	ITを活用したビジネスモデル創造の促進	総務省	2005年度まで
(2) エ)	次世代位置情報サービスの促進のための基盤整備	経済産業省	2005年度まで
(3) ア)	電子商取引における表示の適正化	公正取引委員会	2004年度
(3) イ)	特定商取引法の遵守状況の点検	経済産業省	2004年度中
(3) ウ)	消費者被害に関する広報・啓発活動等	警察庁	2004年度まで
(3) エ)	ADRに関する共通的な制度基盤の整備	司法制度改革推進本部 関係府省	2004年度中
(3) オ)	ADRに関する情報提供面・担い手の確保面での連携強化	司法制度改革推進本部 関係府省	2004年度中
(3) カ)	電子商取引に係るADRの推進	経済産業省	2005年度まで

4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(1) ア) a)	総合行政ネットワーク(LGW AN)の活用	総務省 全府省	2004年度以降も引き続き
(1) ア) b)	住民基本台帳ネットワークシステムの推進	総務省	2004年度以降も引き続き
(1) ア) c)	公的個人認証サービス制度の普及・促進等	総務省	2004年度以降も引き続き
(1) イ)	地方公共団体が取扱う手続の標準化・簡素化	総務省 関係府省	2005年度早期
(1) ウ) c)	主要手続のオンライン化進捗状況の調査等	総務省 関係府省	2004年度以降も引き続き
(1) ウ) d)	電子自治体推進にかかる広報、普及活動の実施	総務省	2004年度以降も引き続き
(1) ウ) e)	地方公共団体による自主的な取り組みへの支援	総務省	2004年度以降も引き続き
(1) エ) a)	住民の行政等への参画促進に対する支援	総務省	2004年度以降も引き続き
(1) エ) b)	地方選挙における電子投票の普及促進	総務省	2004年度以降も引き続き
(2) ア)	スーパーSNETの構築	文部科学省	2004年度まで
(2) イ)	仮想研究環境ITBLの構築及び超高速コンピュータ網の形成に資する基盤ソフトウェアの開発	文部科学省 関係府省	2007年度まで
(2) ウ)	研究開発に必要な各種データベースの整備・高度化	文部科学省	2005年度まで
(2) エ)	ITを活用した研究開発等の基盤技術の開発	文部科学省	2007年度まで
(2) ア)	道路交通情報提供の充実	警察庁 総務省 国土交通省	2005年度まで
(2) イ)	走行支援システム及び安全運転支援システムの推進	警察庁 総務省 国土交通省	2006年度まで
(2) ウ) a)	ETCの推進	国土交通省	2007年度末まで
(2) ウ) b)	DSRC応用サービスの普及促進等	総務省 経済産業省 国土交通省	2005年度まで
(2) エ)	高度交通管制システムの推進	警察庁	2005年度まで
(2) オ)	ITS技術の国際標準化の推進等	警察庁 総務省 経済産業省 国土交通省	2006年度まで
(2) カ)	ITSの普及方策の強化	警察庁 総務省 経済産業省 国土交通省	2005年
(2) キ) a)	バスのリアルタイム位置情報の提供及び公共車両優先システム等の導入	警察庁 国土交通省	2005年度まで
(2) キ) b)	運輸多目的衛星を活用した次世代航空保安システムの整備	国土交通省	2005年度まで
(2) ク) b)	国際空港における各種手続きの電子化の推進	法務省 外務省 国土交通省 関係府省	2005年度を目途
(2)	環境分野の情報化	文部科学省	2005年度まで
(2) ア)	国土空間データ基盤に関する標準化と政府の率先使用による行政の効率化の推進	経済産業省 国土交通省 関係府省	2005年度中
(2) イ)	地理情報の電子化と提供の推進	国土交通省 関係府省	2004年度以降引き続き

(2) ウ)a)	統合型GISの推進	総務省	2004年度中
(2) ウ)b)	電子基準点データを常時収集、解析、配信するシステムの構築	国土交通省	2004年度以降引き続き
(2) ウ)c)	モバイル3次元GISの実現	総務省	2005年度まで
(2) エ)a)	森林GISの整備	農林水産省	2005年度まで
(2) エ)b)	全国109水系における観測情報や環境情報のGIS化及び情報提供	国土交通省	2005年度まで
(2) イ)	情報収集体制の高度化	内閣府 関係府省	2005年度まで
(2) ウ)	的確で効果的な住民等への情報提供	内閣府 関係府省	2005年度まで
(2) エ)	信頼性の高い大容量データ通信体系等の整備	内閣府 関係府省	2005年度まで
(2) オ)	IP化に対応した防災関係データ通信回線の整備	内閣府 関係府省	2005年度まで
(2) カ)	防災GIS等の整備	内閣府 関係府省	2005年まで
(2) キ)	気象防災情報の共有化の推進	国土交通省 関係府省	2006年度まで
(2) ク)a)	消防防災関係情報システムの整備・連携及び充実化	総務省 関係府省	2007年度まで
(2) ク)b)	消防防災情報通信ネットワークの高度化・高機能化	総務省 関係府省	概ね2016年度を目途
(2) ク)c)	ITを活用した消防防災活動の高度化及び災害応急システムの整備	総務省 関係府省	2005年度まで
(2) ケ)	火山活動をリアルにシミュレーションするシステムの	国土交通省	2004年度まで
(2) コ)	高度即時的地震情報伝達網の実用化	文部科学省 関係府省	今後4年間

5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(1) ア)	防衛庁における緊急対処体制の整備	防衛庁	2004年度も引き続き
(1) イ)	防衛庁が発注する情報システムの情報セキュリティ	防衛庁	2004年度から
(2)	重要インフラ防護に関する調査・検討	内閣官房 関係府省	2004年度
(2) ア)	産業界との連携の強化	警察庁	2004年度まで
(2) イ)	緊急時連絡・連携体制の強化	総務省	2004年度
(2) ウ)	産業界との連携の強化	経済産業省	2004年度まで
(2) ア)	サイバーテロ関連情報の収集及び分析能力の強化	警察庁	2004年度まで
(2) イ)	サイバーテロ対策を推進する体制の充実強化	警察庁	2004年度まで
(2)	電力分野における情報セキュリティ対策の強化	経済産業省	2004年度中
(3) イ)	広報啓発活動による情報セキュリティ意識の向上	警察庁	2004年度まで
(3) ウ)	産業界と連携した広報啓発活動の推進	警察庁	2005年度まで
(3) エ)	情報セキュリティに関する周知・啓発活動の推進	総務省	2004年度まで
(3) オ)	不正アクセス対策・ウイルス対策等に関する普及啓発活動の推進	経済産業省	2004年度まで
(3) カ)	情報セキュリティに係る制度の普及促進	経済産業省	2004年度まで
(3) ア)	電気通信基盤充実臨時措置法による税制優遇措置等の支援	総務省	2004年度
(3) イ)	「ネットワークセキュリティ維持装置」を購入した場合の税制優遇措置	総務省	2004年度
(3)	情報通信ネットワークにおける情報セキュリティ評価手法の確立	総務省	2004年度まで
(3)	安全性・信頼性の高い製品の提供促進	経済産業省	2005年度まで
(3)	ソフトウェアの欠陥に対する対処の促進	経済産業省	2005年度まで

(3)	企業経営におけるIT事故対応策の検討	経済産業省	2004年度中
(4)	刑事基本法制等の整備	警察庁 総務省 法務省 外務省 経済産業省	2005年度までのできるだけ早い時期
(4)	暗号技術評価の推進	総務省 経済産業省	2004年度も引き続き
(4)	脆弱性関連情報の円滑な流通のための体制づくり	経済産業省	2004年度まで
(5) ア)	捜査手続のための電磁的記録の解析技術に関する調査検討等	警察庁	2004年度まで
(5) イ)	サイバー攻撃に対する対処手法の実証的研究	防衛庁	2004年度まで
(5) ア)	各種情報システムの防御、ログ保全等に係る技術に関する研究開発	警察庁	2004年度まで
(5) イ)	情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に向けた総合的な研究開発	総務省	2006年度まで
(5) ウ)	情報セキュリティに関する基盤技術の研究開発	経済産業省	2004年度まで
(6) イ)	サイバー犯罪対策に係る人的基盤の整備	警察庁	2004年度まで
(6) ウ)	防衛庁における情報セキュリティ等に係る人材教育	防衛庁	2004年度
(6) ア)	情報セキュリティ人材育成のための研修の支援	総務省	2005年度まで
(6) イ)	情報セキュリティ人材の育成・活用	経済産業省	2005年度まで
(6) ア)	情報セキュリティに関する専門家の育成	総務省	2004年度
(6) イ)	情報セキュリティマネジメント専門家等の育成	経済産業省	2004年度まで
(6)	情報セキュリティ評価技術者の育成	経済産業省	2004年度まで
(6)	大学・大学院における情報セキュリティ人材の育成	文部科学省	2004年度
(7)	サイバー犯罪対策に係る国際連携強化	警察庁 総務省 外務省 法務省 経済産業省	2004年度
(7)	各国警察機関との連携強化	警察庁	2004年度中
(7)	米国国防総省等との連携強化	防衛庁	2004年度
(7) ア)	Telecom-ISAC Japanと諸外国関係機関との連携推	総務省	2004年度
(7) イ)	JPCERT/CCと関係諸機関との連携強化等	経済産業省	2004年度中
(8)	個人情報保護の推進	内閣府 全府省	個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)まで
(8)	行政機関及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護の推進	総務省 全府省	行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の施行(平成17年4月1日)まで

・ 横断的な課題

1. 研究開発の推進

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(1)	時間的・空間的に周波数の有効利用を可能とする技術の開発	総務省	2011年
(1) ア)	1Tbit/inch ² 級の高密度等を実現する光記録技術の開発	経済産業省	2006年度
(1) ア)	無線機器用のデバイスに関する技術開発	文部科学省 経済産業省	2006年度
(1) イ)	フォトニックネットワークのキーデバイス技術の研究開発	文部科学省 経済産業省	2006年度
(1) ウ)	新原理・新技術を用いたデバイス技術の開発	文部科学省 経済産業省	2006年度
(1) ア)	次世代の超高速、高機能な研究開発テストベッドネットワークの整備	総務省	2007年度
(2) ア)	高信頼・高品質なサービス提供のためのグリッドミドルウェア開発	経済産業省	2005年度
(2) オ)	次世代に向けたソフトウェア技術開発力の強化	経済産業省	2006年度
(2) カ)	オープンソースソフトウェアの開発等の促進	経済産業省	2006年度
(2) キ)	高信頼ソフトウェア作成等の基盤となるソフトウェアの開発	文部科学省	2007年度
(2) ク)	高精細3次元映像化ソフトウェア技術等の研究開発	文部科学省	2008年度
(2) ア)	ヒューマンコミュニケーション技術の研究開発	総務省	2005年度
(2) イ)	次世代ディスプレイの開発	経済産業省	2006年度
(3)	電子タグに関する研究開発	総務省 経済産業省	2007年度
(3)	安全な電子タグ利用のためのガイドラインの策定	総務省 経済産業省 関係府省	2004年度

2. ITを軸とした新たな国際関係の展開

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(4)	知的財産保護に係る体制の強化	警察庁	2004年度まで
(7) ア)	アジア・ブロードバンド・プラットフォーム構築に向けた取組	総務省	2004年度も引き続き
(7) イ)	アジア情報通信基盤共同研究の推進	総務省	2004年度も引き続き
(7) ウ)	APITテストベッドプロジェクトの推進	総務省	2004年度も引き続き
(7) エ)	IPv6に対応した情報通信機器共同研究	経済産業省	2004年度まで
(7) オ)	オープンソースソフトウェアの国際連携	経済産業省 総務省	2004年度まで
(7) カ)	アジア・ブロードバンド衛星基盤技術の研究開発	総務省	2005年度まで
(7) キ)	複数の国において広く使用できる交通系ICカード等の研究開発	国土交通省	2005年度まで
(7) ク)	独立行政法人日本学術振興会の拠点大学交流事業を通じた日韓の次世代インターネット研究	文部科学省	2003年度より4年間
(7) ケ)	ドメイン名をとりまく諸課題の解決	総務省 経済産業省	2004年度も引き続き
(7) ア)	情報通信分野における標準化活動の強化	総務省	2005年度まで
(7) イ)	セキュアなICカードに関する国際標準モデルの構築	経済産業省	2006年度まで
(7) ウ)	ビジネスグリッドコンピューティングの国際標準化	経済産業省	2005年度まで
(9)	IT政策・制度支援ネットワーク(Do Site)の運用	総務省	2004年度も引き続き
(10)	沖縄における情報通信産業の振興	内閣府 総務省 経済産業省	2004年度

3. デジタル・デバイドの是正

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(2) アb	地方公共団体等の公共サービスにおけるアクセシビリティ確保支援	総務省	2005年度まで
(2) イ	視聴覚障害者が健常者と同様に放送サービスを受受できる環境の整備	総務省	2007年まで
(2) ア	障害者、高齢者等の安全で円滑な移動を支援するシステムの研究開発・導入及び標準仕様策定	警察庁 経済産業省 国土交通省	2006年度まで
(2) イ	ネットワーク・ヒューマン・インターフェース技術の研究開発	総務省	2005年度まで

4. 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

重点計画該当部分	施策名	担当省庁	スケジュール
(1) イ)	高度なIT社会構築をリードする人材育成のための職業訓練の展開	厚生労働省	2004年度も引き続き
(1) イ)	情報通信を活用したテレワーク・SOHO 支援方策の	総務省	2006年度まで
(1) ウ)	SOHOコーディネーターの育成支援	経済産業省	2004年度中
(2)	インターネット上の違法・有害情報に対する対策の強	警察庁	2004年度以降
(2)	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	文部科学省	2004年度
(2)	インターネット上の違法・有害情報対策	総務省	2005年度まで
(2)	インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリングシステムの提供	経済産業省	2004年度中